30th Anniversary

ソーシャルワーク実践の道

―佐賀県社会福祉士会の挑戦―

《30周年記念誌》

SACSW

公益社団法人　佐賀県社会福祉士会

目　次

30 周年記念誌発刊の言葉

会長---------- 3
相談役---------- 4

第1章　佐賀県社会福祉士会のソーシャルワーク実践の歩み

第１節 ソーシャルワーク実践の歩み（5年を節目として）------- 7
(1)第1期　1993年(平成 5年)～1997年(平成 9年)---------- 7
(2)第2期　1998年(平成10年)～2002年(平成14年)---------- 8
(3)第3期　2003年(平成15年)～2007年(平成19年)---------- 10
(4)第4期　2008年(平成20年)～2012年(平成24年)---------- 12
(5)第5期　2013年(平成25年)～2017年(平成29年)---------- 15
(6)第6期　2018年(平成30年)～現在---------- 17
沿革---------- 18
写真で見る歩み---------- 20

第２節 ソーシャルワーク実践のための組織
(1) 組織目的（ミッション）と組織の在り方---------- 25
1)組織目的（ミッション）---------- 25
2)組織の在り方---------- 26
(2) ３つのセンター事業への取り組み---------- 29
(3) 新たな取り組みー「市民後見人養成と
佐賀県社会福祉士会市民後見センターの立ち上げ」------ 32
組織体系---------- 38

第2章　成年後見事業の展開　　―当会が目指す法人後見―

第１節　成年後見相談支援事業への取り組み---------- 43

（1）成年後見人材育成研修の開始---------- 43

（2）成年後見活動への初期の取り組み---------- 44

（3）法人後見への取り組みと事務局の役割---------- 45

（4）法人後見を主流に置いた理由---------- 48

（5）不祥事の発生とその対応---------- 49

（6）法人後見の現状---------- 51

（7）成年後見の今後の展望---------- 52

第２節 市民による後見活動

（1）新たな受け皿としての市民による後見活動---------- 53

（2）市民後見担当者の養成と活動---------- 54

（3）市民による後見活動の普及に向けての展望---------- 55

第3章　地域生活定着支援センター事業におけるソーシャルワークの実践

第１節 地域生活定着支援センター設置の背景

（1）設置が必要となった背景と事業の始まり---------- 59

（2）事業受託までの経緯---------- 60

第２節 事業開始時における苦悩

（1）司法と福祉の連携---------- 60

（2）相談支援員の苦悩と地域社会の理解促進---------- 61

第３節 ソーシャルワークの実践

（1）事業の内容---------- 63

（2）事業の実績と対象者の状況---------- 66

（3）事業に伴う諸活動---------- 71

第４節 業務の実施に伴い見えてきた課題への取り組み

（1）地域社会と関係機関の課題---------- 74

(2) 相談支援員の課題と今後の取り組み---------- 75

第4章　生活困窮者自立支援事業におけるソーシャルワークの実践

第１節 生活困窮者自立支援制度の設立---------- 79
第２節 必須事業生活困窮者自立相談支援事業の受託---------- 80
第３節 任意事業の受託---------- 82
(1) 家計改善支援事業---------- 82
(2) 就労準備支援事業---------- 85
(3) 子どもの学習・生活支援事業---------- 87
(4) 一時生活支援事業---------- 90
第４節 生活自立支援センターの特徴
(1) 佐賀県生活自立支援センター---------- 92
(2) 神埼市生活自立支援センター---------- 93
第５節 事業におけるソーシャルワーク
(1) 当会が行うソーシャルワークの特徴---------- 94
(2) ソーシャルワークを行う上での課題---------- 97
(3) 今後に向けて---------- 100

第5章　福祉サービス評価事業

第１節 福祉サービス評価事業への取り組み
(1) 評価事業を開始した経緯---------- 105
(2) 評価事業の内容---------- 106
第２節 福祉サービス評価の実施
(1) 地域密着型サービス外部評価---------- 106
(2) 福祉サービス第三者評価---------- 107
第３節 今後の展望---------- 108

第6章　人材育成事業

(1) 人材育成事業取り組みの経緯---------- 111
(2) 当会の人材育成事業の特徴と効果---------- 111
(3) 今後の取り組み---------- 112

第7章　回想　―会員からのメッセージ―

執行　聖子　氏 ---------- 117
諸上　友美　氏 ---------- 118
熊谷　誠司　氏 ---------- 119
江越　正嘉　氏 ---------- 121
荒木　千史　氏 ---------- 122
前山　靖美　氏 ---------- 123

第8章　委員会活動

ぱあとなあ委員会---------- 127
21世紀社会福祉セミナー企画運営委員会---------- 127
評価・調査委員会---------- 128
権利擁護委員会---------- 128
受験対策委員会---------- 129
障害者地域生活支援研究会---------- 129
生活困窮者自立支援研究会---------- 130
罪を犯した高齢・障害者支援研究会---------- 130
生涯研修委員会---------- 131
子ども家庭福祉委員会---------- 132
青年部委員会---------- 132

30 周年記念誌発刊の言葉

公益社団法人佐賀県社会福祉士会
会長　　大垣内　勇

この度、佐賀県社会福祉士会は設立30周年を迎えることとなり、これまでの歩みを振り返り、記念誌を発行することとなりました。これまで、ご支援ご協力をいただきました皆様には厚く御礼を申し上げます。

1993年6月に15人の社会福祉士によって設立した当会は、2003年にNPO法人、2005年に社団法人を経て、2010年4月1日には佐賀県で第一号、また全国都道府県社会福祉士会でも最初となる公益社団法人の認定を受けることができました。

現在、成年後見等の総合的な相談・支援事業を始め様々な公益事業を展開していますが、これは会発足当時の「利用者の立場に立った相談援助活動を行う」ということの具体化でもあります。

現在、社会福祉士はソーシャルワークの専門職として、地域共生社会の実現に向け、多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、他の専門職や地域住民との協働、各施設・機関との連携といった役割を担っていくことが期待されています。

これまでの30年がそうだったように、今後も社会情勢の変化によって福祉のニーズは変化していくことが考えられます。これまでの歴史を振り返り、今後50年、100年と活動を継続し、より一層福祉の向上に寄与していくことを新たな決意といたします。

今後とも当会に対しましてご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

公益社団法人佐賀県社会福祉士会
相談役　田代　勝良

私たちは、平成 5 年 6 月に任意団体としての佐賀県社会福祉士会を設立し活動を行ってきましたが、これまでを振り返ると、会員の皆様が社会福祉士としてのソーシャルワークを仕事の休みや余暇を利用して実践していった段階から、今日まで、社会福祉士会が実践するソーシャルワークはどこまで利用者本位の支援ができるのかを実証していく過程であったと考えています。

当会設立後 10 年目に、社会福祉士会事務所を設置し、職員として雇用した 1 名の社会福祉士が会員とともに高齢者や障害者の相談援助活動を開始しました。その後、2005 年（平成 17 年）社団法人の認可を受け、2010 年（平成 22 年）公益社団法人の認定を受けて、新たに社会福祉士会館の購入整備を行い、地域生活定着支援センター運営業務の受託、法人後見業務の拡大、生活困窮者自立支援事業の受託等に併せて順次ソーシャルワークを実践していく体制を整備し、現在、会員数 516 名、24 名の社会福祉士を含む、正規職員 43 名体制で公益事業を展開しています。

今回の記念誌で注目して頂きたいのは、それぞれの分野でのソーシャルワークの実践の試みはもとより、その中でも特に、全国唯一の県士会ですが、当会が権利擁護中心に据えている成年後見活動を法人後見に特化した活動を実践していることの意義と必要性について、ご理解を頂き、忌憚のないご意見、ご助言を賜ることができれば望外の喜びであり、関係機関や団体、会員の皆様のこれまでのご厚情やご支援に対し、心より厚く御礼申し上げる次第です。

第１章

佐賀県社会福祉士会の
ソーシャルワーク実践の歩み

第1章 佐賀県社会福祉士会のソーシャルワーク実践の歩み

第１節　ソーシャルワーク実践の歩み（5 年を節目として）

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学門である。」[1)]

ソーシャルワークを「実践の科学」ととらえるとき、1993 年（平成 5 年）6 月に設立し、30 周年を迎えた「佐賀県社会福祉士会」（以下「当会」という。）が実践してきたソーシャルワークそのものを時系列的に考察し、当会は何を目指していたのか、今後、何を目指していくのかを明らかにしていく。

（1）第 1 期　1993 年（平成 5 年）～1997 年（平成 9 年）

「SACSW News」Vol.40[2)] には、当会の設立メンバーの文に『「利用者の立場に立った相談援助活動を当会が行う」ということが 15 人で立ち上げた佐賀県社会福祉士会設立の夢でした。・・』とある。社会福祉士が福祉の国家資格として位置づけられたのが 1987 年（昭和 62 年）に定められた「社会福祉士及び介護福祉士法」であり、社会福祉士は相談援助の専門職であると位置づけられた。当時、社会福祉士の資格を取得したメンバーは、本務としての職業を持ちつつ、個人としての「社会福祉士」活動を模索し、1992 年（平成 4 年）8 名の社会福祉士で設立準備会を立ち上げ、1993 年（平成 5 年）6 月、組織として当会を設立・活動を開始した。

「受験対策委員会」、「広報委員会」等の各種委員会活動は、会員の勤務先施設の会議室を夜間・休日に借り、持ち回りで開いたり、様々な資料は当時の事務局長宅に保管したりしていた状況であった。そのような中で取り組んだ活動として、一人でも多くの仲間（社会福祉士）を増やすことを目指した「社会福祉士受験対策講座」の開講がある。すべての科目（カリキュラム）は会員が担当し、自前の受験テキストを作成し、講義を担当することで担当会員自身も鍛えられた。当時はまだ「社会福祉士って何する人」、まさに、社会的な認知度・声価は低い時代である。そこで、「社会福祉士会ニュース」の発行と補助金を活用しての啓発活動「20 世紀社会福祉セミナー」（現：21 世紀社会福祉セミナー）を開始した。セミナーでは、その時々の社会福祉の課題を先取りし、メインテーマ[注)] の基

調講演・シンポジウム（シンポジストには必ず会員が参加）を通し、県民・市民に当会の次なる活動を訴えていくという取り組みは、現在も続けている(現在は自主財源による開催)。そして、福祉・保健・医療・行政・教育等様々な分野で活動している社会福祉士の特色を活かし、利用者の立場に立った相談援助活動としての「福祉何でも相談会」の開始である。当時は、会員一人ひとりが社会福祉士は、「専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者」（旧法）であり、相談援助の専門職であるという明確な意識と佐賀県内における当会の組織的活動を通して相談援助活動を、本当のソーシャルワークを実践していかなければならないという使命感を持っていた。

注）２１世紀セミナーのメインテーマ
第１回（1994 年（平成６年））「夢はふれあいの社会へ」、第２回（1995 年（平成７年））「動物の世界から見た子育て」、第３回（1996 年（平成８年））「公的介護保険の導入とケアマネジメントの展開」、第４回（1997 年（平成９年））「住みよい町づくりをめざして」、第５回（1998 年（平成 10 年））「障害者の自立支援と社会参加を目指して」、第６回（1999 年（平成 11 年））「ここが知りたい介護保険」、第７回（2000 年（平成 12 年））「成年後見制度の課題と展望」等と現在まで続いている。

(2) 第２期　1998 年（平成 10 年）～2002 年（平成 14 年）

1997 年（平成９年）の介護保険法成立、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ)」発表、民法改正の動き - 成年後見制度 - などの社会保障、社会福祉のパラダイム転換の動きは、当会の活動にとっても大きな発展の機会となっていく。それは、1998 年（平成 10 年）５月の佐賀県社会福祉士会事務所設置と、6 月の成年後見制度研究委員会の設置である。

成年後見制度研究委員会（後のぱあとなあ委員会）は、1998 年（平成 10 年）4 月の「成年後見制度の改正に関する要綱試案」（法制審議会民法部会成年後見小委員会）とりまとめを受け、新たな成年後見制度が「自己決定の尊重」、「残存能力の活用」、「ノーマライゼーション」という理念の下、判断能力が不十分な人の権利擁護として新たに取り組むべき課題として、日本社会福祉士会の成年後見人養成研修（通信教育・スクーリング）受講推薦、学習会、啓発事業等の取り組みをはじめた。これが現在の当会の「権利擁護・生活支援」事業の先駆けとなった。

当会の活動の幅が広がり始めたこの時期、事務局は会員の勤務先の協力を得て施設に置き、会議場所は持ち回りで探していた状態であった。何とか拠点（事

務所）が欲しいとの思いは会員の共通の認識であった。しかし、独立した事務所の確保・維持には当然、財源的な裏付けが必要となる。当会発足5年を経過し次なる活動展開には“見える形”での独立した当会事務所の設置は必要との結論にたどり着くのである。1998年（平成10年）5月にはアバンセの近くに事務所を借り上げ“佐賀県社会福祉士会事務所”を設置したが、1年目は事務局職員をおける状況ではなく、留守番電話で夜間・休日に会員が対応することにしていた。常設の独立事務所開設に伴い市民、県民の方々の来所、電話が増え、夜間・休日対応のみでは限界を迎え、2年目には事務職員（非常勤）を置き、活動の範囲が拡大していく。

このような状況において、当会としては、その活動が会員の会員のための活動であってよいのか、当会の使命は何かとの問いかけの中で、非営利組織であり、その活動は公益的なものを目指していれば、その方向性は、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセザルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」[3]であり、公益法人の設立が必要との認識の下、1999年（平成11年）には、法人化特別委員会を立ち上げ社団法人格取得への取り組みを始めた。当時の法人格の取得は、準則主義[注]ではなく設立には主務官庁の許可が必要とされ、主務官庁（佐賀県）との長い交渉の始まりでもあった。

2002年度（平成14年度）の総会では、当会創設の時からの活動と新たなる役割の明確化のため、当会の目的（ミッション）は「社会福祉の援助を必要とする佐賀県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研さんを行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって佐賀県内における社会福祉の増進に寄与する」[4]ことにあると、規約の全面改定を行う。この目的は、その後の社団法人、公益社団法人の目的に継承されていく。

注）準則主義

「法人の設立にあたり、法律などに則り、それらを根拠としたり準じているならば、行政機関が採る主義として法人格を付与する原則的方針」

(3) 第 3 期　2003 年（平成 15 年）～2007 年（平成 19 年）

2003 年（平成 15 年）は、当会にとって（最も）大きな飛躍の年であった。それは、1）独立した自前の事務所を設置したこと、2）NPO 法人を立ち上げ、一部事業に特化した形でのセンターを設置したこと、3）センターに常勤専従の社会福祉士を置いたことである。

一般的に組織経営資源としては、「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」と言われ、土地・建物は基本財産であり、資源としての「モノ」の確保である。しかし、この資産取得には大きな課題が残されていた。それは、法人格をもたない当会において土地・建物（不動産）の登記をどうするか、数年前から社団法人化に動いてはいたが（詳しくは後述）まだ実現には至っていなかった。そこで、特定非営利活動法人（NPO 法人）設立への動きを始め、名称は「特定非営利法人佐賀県社会福祉士会地域福祉支援センター」とし、土地・建物はセンターの基本財産とした。NPO 法人の目的（ミッション）も「この法人は、障害者、高齢者などに対し、地域社会でその人らしい生活が実現できるよう社会福祉士等が相談援助、自立支援、権利擁護に関する事業を行い、福祉の増進及び人権の擁護に寄与することを目的とする。」[5] とし、事業内容は①高齢者、障害者等の相談支援に関する事業、②権利擁護に関する事業、③介護保険法に基づく居宅介護等支援に関する事業 [6] に特化したもので、①、③事業は、高齢者・障害者ケアマネジメント研究会、②事業は権利擁護研究会、ぱあとなあ佐賀がバックアップする体制を整えた。

1987 年（昭和 6 年）に名称独占の国家資格が生まれ 15 年以上経過する中で、2006 年（平成 18 年）の介護保険改正による地域包括支援センターが設置され、社会福祉士の配置への対応、その事業の中で総合相談・支援事業及び権利擁護事業 [7] を社会福祉士が担い、社会福祉士が業務としてソーシャルワーク実践を開始したが、当会はその 3 年前に社会福祉士と名乗り業務としてソーシャルワーク実践を行う専従職員を「特定非営利活動法人佐賀県社会福祉士会地域福祉支援センター」に配置することになり、会員に対し公募し、佐賀県社会福祉士会所属の第 1 号の社会福祉士が誕生する。

1999 年（平成 11 年）から取り組み始めた社団法人化は、特別委員会、理事会で設立趣意書、定款案を作成しながら主務官庁（佐賀県）と事前交渉を続ける中で、2000 年（平成 12 年）5 月に具体的な法人化の要件は、事業の公益性、運営

の健全性と継続性、公益事業費の総支出額に占める割合にあるとの見解が提示された。①社会福祉法の成立にみられるごとく、県民の福祉サービス利用に対する支援活動の重要性は、今後ますます大きくなり、社会福祉士会の公的活動の基盤拡充のためにも、法人化は急務となっていること、②当会としての事業（相談事業、資格取得支援事業、21 世紀社会福祉セミナー・公開講座、調査研究事業、ケアマネジメント事業、権利擁護事業等）は、県民のその時々の福祉課題への啓発、支援、援助活動であり、マンパワー養成という極めて公益性の高い事業であること、③会費、特別会費で会の財政の安定化を図り、公益事業の収益は幅広く県民の福祉に還元していく、[8] との 3 点を柱に交渉を継続していくが、社団法人化は遅々として進展しなかった。背景には「全国、九州の都道府県社会福祉士会で法人化したところはあるのか」、「現在、拠点事務所があり、活動を展開しているので、今ではなくても」等の理由があった。

2001 年（平成 13 年）に神奈川県社会福祉士会が全国で初めて社団法人格を取得し、その後、大阪、福岡（佐賀と同時期：2005 年 2 月社団許可）と法人化が続く中で、2004 年（平成 16 年）12 月、特別委員会の中にワーキングチームを組織し平成 17 年度中の社団化の実現を目標として、活動強化を図った。[9]

法人化への取り組みを始めて 7 年目、2005 年（平成 17 年）3 月 31 日に社団法人の許可が下りた。その折の社団法人佐賀県社会福祉士会設立趣意書 [10] には、『・・・今日一定の社会的認知と制度的保障の下に佐賀県社会福祉士会の組織的・財政的基盤を確立することは、佐賀県社会福祉士会の発展にとって必要であるだけではなく社会福祉士制度自体の発展にとっても不可欠な要件であると考え、ここに「佐賀県社会福祉士会」を発展的に解消し、「社団法人　佐賀県社会福祉士会」の設立を図るものである。』とある。また、組織としての発展のみではなく、社会福祉士の専従職員を配置（2006 年（平成 18 年）4 月には専従社会福祉士 3 名体制）し、ソーシャルワーク実践の深化を図った。社団法人としての事業は、大きく「生活支援・権利擁護」、「人材養成」、「福祉サービスの質の向上」等 9 つ [11] とした。

2005 年（平成 17 年）7 月には家庭裁判所に対し、法人のメリット（複雑・長期事案に対し、会員の後見事務執行者が必要ならば複数対応、また、交代できる）を最大限生かす法人後見開始の協議を開始し、10 月には 3 人（聴覚障害の夫婦

と妻の妹で知的障害の疑い）の法人後見を開始する。当時の法人後見は、財産管理は法人事務局が、身上監護は会員が担当する方式をとっていた。2006 年度（平成 18 年度）には、介護サービス情報公表調査機関指定、福祉サービス第三者評価機関指定を受け、前年度に地域密着型サービス外部評価機関に指定されており、本格的な福祉サービスの質の向上に向けた取組を始める。これが現在の「福祉サービスの質の向上」事業につながっていく。2007 年（平成 19 年）には、第 2 種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業」（現：ぱあとなあサービス）[12] を開始し、任意後見、法定後見（個人・法人）と一体的な権利擁護事業をスタートさせる。また、地域包括支援センター支援委員会を発足させ、県弁護士会と連携し「佐賀県高齢者虐待対応専門職チーム」の活動が始まる。2007 年（平成 19 年）5 月には今後の当会の事業及び会館建設を検討する「将来構想委員会」が立ち上がり新たな社会福祉士の相談援助のあり方、当会の中長期的な事業の検討と研修事業等の展開のための研修室を備えた新会館建設を検討することになる。

介護保険制度、障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められ、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきたことを背景に、2007 年（平成 19 年）12 月 5 日に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」[13] が公布される。この改正で社会福祉士の定義規定の見直しが行われ、相談援助の内容に「・・・福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整・・・」（法第 2 条第 1 項）が加わったことは、当会が取り組むべき今後の事業の方向性に大きな影響を及ぼす。

（4）第 4 期　2008 年（平成 20 年）～2012 年（平成 24 年）

平成 20 年度（2008 年度）は、当会の将来の実践活動の大きな節目になる、1）佐賀県社会福祉士会館の改築整備、2）公益社団法人への早期移行実現が挙げられる。

当初新会館は、5年後を目途に検討していくとのスケジュールであったが、当時の事務所の隣地の土地・建物（貸事務所・倉庫）が売りに出されたことから、この土地・建物を購入して改修し、新たな佐賀県社会福祉士会館とするとの組織決定を行ない、平成 19 年 8 月に改築整備を開始した。ただ、この当時の資金（2006 年（平成 18 年）より新会館建設基金の積み立て開始）では土地・建物は購入できても、会館としての機能（事務室、相談室、研修室、駐車場等）を備える改築費用までは用意できていなかった。ここで当会としては初めて会員への寄付呼びかけと金融機関への 10 年償還の借り入れを決定する。借り入れができたのは当会にすでに基本財産（担保物件）があったことはもちろんだが、当会の活動実績と社会的信用があったことが大きい。そして、2008 年（平成 20 年）8 月、敷地面積 1144.33 ㎡、建物面積 1 階（146.70 ㎡）、2 階（146.70 ㎡）、第 1 駐車場（741.73 ㎡）、第 2 駐車場（255.895 ㎡）の現在の会館が完成する。

現在の会館（左奥に見える緑の建物が旧事務所）

当会は長い年月かかって社団法人化が実現できたが、2008 年（平成 20 年）12 月に新たな公益法人制度が始まることをうけ、2007 年（平成 19 年）10 月に「公益社団化準備委員会」を発足させる。[14] 委員会では、当会が社団法人格の取得に向け取り組んだ経過の中で、社会福祉士という専門職の職能団体としての在り方を、会員のみの親睦・互助組織ではなく、県民・市民の生活と権利を擁護する公益目的の団体として位置づけ、実践を積み重ねてきたこと、目指すべきは公益社団法人の道であることを確認しつつ、移行に必要な①一般社団･財団法人法、公益法人認定法に適合する新定款作成（定款の変更）や②公益認定基準（経理的基礎、技術的能力、特別の利益、収支相償、公益目的事業比率等）のクリアを目指すために、事業内容、財務内容、組織の見直し作業に入った。

公益法人認定法は公益法人の公益目的事業の定義を、23 種の事業としており、当会の事業内容は、障害者、生活困窮者等の支援を目的とする事業や高齢者の福祉の増進を目的とする事業に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業であることで、公益性の認定条件を満たしていた。定款第 3 条に専門職能組織の目的（ミッション）を明記し、第 4 条事業についても当会発足時より、様々な取り組みをしてきた、9 事業[注)] を継承した。

注）定款第 4 条に規定する 9 事業

(1) 社会福祉の援助を必要とする佐賀県民の生活と権利の擁護に関すること。
(2)佐賀県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。
(3)福祉サービスの質の向上及び評価等に関すること。
(4)福祉専門職の養成及び技能の研さんに関すること。
(5)社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
(6)社会福祉士等資格取得の支援に関すること。
(7)社会福祉に関する調査研究に関すること。
(8)社会福祉団体その他の関係団体との連携に関すること。
(9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

なお、現在の定款では、
・無料職業紹介事業に関すること。
が追加されている。

2010 年（平成 22 年）4 月 1 日には公益法人への移行認定を受けることができた。移行認定は佐賀県第 1 号であり、当然、47 都道府県社会福祉士会でも最初のことである。また、2009 年（平成 21 年）より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対し、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備が始まる。この事業に当会は 2009 年（平成 21 年）12 月より取り組むことになる。理由としては『・・格差、ワーキングプア、ホームレスなど現代社会の「社会的排除」の構造があり、高齢及び知的障害で生活が困難な人々は、本来なら社会のセーフティーネット（社会福祉・社会保障）により受け止められるはずだが、その網の目より落ちこぼれ、福祉サービスに繋がることなく罪を犯し、再犯、累犯を重ね矯正施設、更生保護というネットで受け止められているのが現状です。このことに対し、社会福祉サイドの今までの体制がいかに脆弱であったのか、本来、生活環境を調整することやその為に連携をはかることは社会福祉士の業務であり、専任社会福祉士を置く当会としては取り組まざるを得ないとの認識』[15)] があり、社会福祉士の本来的「相談援助」業務としてのコーディネート機能・ネットワーキング機能

を最大限発揮できる実践と位置付けたからである。2010 年（平成 22 年）は公益社団法人としての 1 年目となるが、佐賀県弁護士会高齢者・障がい者委員会と当会が事例検討会等準備を進めてきた「高齢者虐待対応専門職チーム」の活動が、7 月に佐賀市と「高齢者虐待相談対応事業」契約を締結し開始する。2012 年（平成 24 年）には、法人の公益目的事業の統合（公益認定法上整理した 8 事業から 3 事業）を行う。統合整理のきっかけは主務官庁の勧めもあったが、個別的事業を挙げていると新たな事業に取り組む際にそのたびに変更認定や定款の改正等が必要になること、将来的に当会が事業を展開していく際に多様性を確保するため、包括的な公益目的事業へと改編し、①生活支援・権利擁護事業、②福祉サービスの質の向上事業、③福祉人材育成・啓発事業の公益目的事業となった。

なお、2022 年（令和 4 年）3 月には、これらの 3 つの事業を、公益認定法上では 1 つの事業として集約した。

(5) 第 5 期　2013 年（平成 25 年）～2017 年（平成 29 年）

国は、2010 年（平成 22 年）9 月 10 日の「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」及び 2010 年（平成 22 年）10 月 8 日の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（閣議決定）において、パーソナル・サポート・モデル事業の実施、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた検討を始めることを示した。これらを受け、東日本大震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的・予防的な対応の重要性が増していることから、「様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援」を実施するモデル事業が開始されることになった。2013 年（平成 25 年）1 月 25 日には社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書がまとめられ、新しい生活支援の基本的視点として、

①自立と尊厳　②つながりの再構築　③子ども・若者の未来
④信頼による支えあい

の 4 点が、

また、生活支援の具体的なかたちとして、

①包括的・個別的な支援　②早期的・継続的支援
③分権的・創造的支援

の 3 点が示された。

このような支援は、7 つの分野（相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、住居確保支援、家計相談支援、健康支援、子ども・若者の支援）で展開されるとした。[16] これらが、2013 年（平成 25 年）12 月成立の「生活困窮者自立支援法」（2015 年（平成 27 年）4 月 1 日施行）へつながるのである。2013 年度（平成 25 年度）より国は「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を予算化し、当会は佐賀県に対してモデル事業の実施を申し出、プロポーザル方式による公募までこぎつけたが、当会提案は採択されなかった。

新たな生活困窮者自立支援制度は、「経済構造の変化」、「社会的に孤立するリスクの拡大」、「稼働年齢層を含む生活保護受給者の増加」、「貧困の世代間連鎖」という生活困窮者を取り巻く状況と課題に対し、第 2 のセーフティーネットの構築であり、①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指すもの、である。福祉事務所設置自治体に置かれるセンターの必須事業は自立相談支援事業であり、アウトリーチ、ワンストップ、個別支援、地域ネットワーク構築など包括的な相談支援である。求められる自立相談支援員の行動規範は「権利擁護」、「中立性・公平性」、「秘密保持」であり、これらを担えるのは社会福祉士であり、事業として当会が取り組む必要があるとのことで、特別委員会を設置し、プロポーザルの準備態勢を整える。そして、平成 27 年（2015 年）4 月には佐賀県（自立相談支援事業）と神埼市（自立相談支援事業、家計相談支援事業（現：家計改善支援事業））よりセンター事業を受託することになる。翌年には、佐賀県より就労準備支援事業と神埼市より子どもの学習支援事業（現：子どもの学習・生活支援事業）も受託することになった。

成年後見活動については、佐賀県弁護士会、佐賀県司法書士会及び当会（以下「三士会」）は長年連携を図ってきた。2016 年（平成 28 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、2017 年（平成 29 年）3 月 24 日には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。5 月に三士会による「基本計画」に関する、専門職団体としての協議を開始する。その中で、佐賀県内における中核機関設置に向けての取り組みを確認し、6 月より県内 20 市町に対し三士会長名で「成年後見制度利用促進に関する法律における中核機関委託について」の申し入れを行う。それと同時に成年後見制度利用促進に向けて、県、市

町、家庭裁判所、社会福祉協議会、三士会の協議の場の設置を申し入れた。当会は、成年後見制度スタート時より制度の普及・啓発のための相談会、セミナー、研修会等に取り組み、2003 年（平成 15 年）より佐賀市から成年後見制度利用援助事業を受託（現在は 2 市 4 町より受託）し、専従社会福祉士が日常的な成年後見相談・支援ができる体制を築いてきた。2005 年（平成 17 年）より法人後見を開始する際、県内どこでも県民・市民が成年後見制度を利用できる基盤整備の必要性があることを認識しながら活動を展開した。当会は社会福祉の専門職としての専門職後見は実施できても、人的限界がある。後見制度利用を進めるためには、後見実施機関の育成と人材確保が課題であるため 2016 年度（平成 28 年度）から県の委託を受け、市町社会福祉協議会職員等を対象に「成年後見等人材育成事業」を実施している。

（6）第 6 期　2018 年（平成 30 年）～現在

2018 年（平成 30 年）に当会の存続を揺るがしかねない不祥事が発覚した。法人後見における、被後見人の資産流用案件である。3,000 万円余りを会員である法人後見担当者が流用している事実・・・（事務局として）法人後見担当者としての業務が不十分として、担当者交代を進めている間の出来事であった（詳細は第 3 章に後述）。佐賀家庭裁判所の措置として、該当した案件の財産管理は弁護士へ、身上監護は従来通り当会で継続せよとの審判が下され、当会としては事務局職員が身上監護を担当し、信頼回復に努めた。その結果、約 1 年後、財産管理も当会へ戻り、法人後見を続けている。

2019 年（平成 31 年）には、佐賀県からの補助を受け「市町社会福祉協議会の法人後見実施体制整備促進事業」と「佐賀県市民後見人人材養成研修事業」を開始した。

2022 年（令和 4 年）6 月には、白石町に西部事務所を開設し、西部地区の事務局及び会員の活動拠点とした。

沿　　革

西　暦　年	月	歩　　み
1987年(昭和62年)	5月	社会福祉士及び介護福祉士法　成立
1993年(平成5年)	6月	任意団体佐賀県社会福祉士会設立
		福祉なんでも相談会開催
	7月	社会福祉士受験対策講座開講
		介護福祉士受験対策講座開講
1994年(平成6年)	6月	第1回21世紀社会福祉セミナー開催
1998年(平成10年)	3月	介護支援専門員受験対策講座開講
	5月	佐賀県社会福祉士会事務所の設置（賃貸）
	6月	成年後見制度委員会設置
1999年(平成11年)		法人化特別委員会の立ち上げ
2003年(平成15年)	8月	佐賀県社会福祉士会事務所の購入
		特定非営利活動法人(NPO法人)認証
		(常勤社会福祉士配置)
	10月	地域福祉支援センター開設
		佐賀市から成年後見制度個別相談事業受託
2004年(平成16年)	5月	保育士受験対策講座開講
	12月	社団法人化に向けたワーキングチームの発足
2005年(平成17年)	3月	社団法人許可
		名称：社団法人佐賀県社会福祉士会
	4月	地域密着型サービス外部評価機関として選定
		介護サービスの情報公表機関として指定を受ける
	7月	佐賀家庭裁判所と法人後見開始について協議開始
	10月	法人後見(夫婦と妻の妹の3名)開始

西　暦　年	月	歩　　み
2006年(平成18年)	4月	福祉サービス第三者評価機関として認証を受ける
2007年(平成19年)	5月	福祉サービス利用援助事業開始
	8月	佐賀県社会福祉士会館(2階建て)改築整備を開始
	10月	公益社団法人化準備委員会発足
		佐賀県社会福祉士会館(2階建て)売買契約締結
2008年(平成20年)	8月	佐賀県社会福祉士会館(2階建て)現会館へ移転
2009年(平成21年)	12月	佐賀県地域生活定着支援センター運営業務受託
	7月	高齢者虐待相談対応事業開始
2010年(平成22年)	4月	公益社団法人認定
		名称：公益社団法人佐賀県社会福祉士会
2012年(平成24年)		公益認定法上の公益目的事業整理
		(8事業から3事業へ)
2013年(平成25年)	3月	設立20周年記念事業開催
2015年(平成27年)	4月	佐賀県、神埼市より生活困窮者自立支援事業受託
		佐賀県及び神埼市生活自立支援センター設置
2018年(平成30年)	4月	会員による被後見人資産流用事件発生
2019年(令和元年)	6月	市民後見担当者養成研修開催
2020年(令和２年)	9月	西部事務所開設のための特別委員会設置
2022年(令和4年)	3月	公益認定法上の公益目的事業整理
		(3事業から1事業へ)
2022年(令和4年)	6月	白石町に西部事務所開設

写真で見る歩み

初期　事務所

事務局職員

社団法人化記念祝賀会

現在の社会福祉士会館

落成記念 祝賀会

地域生活定着支援センター
普及啓発セミナー

地域生活定着支援センター
運営推進協議会

成年後見セミナー

市民後見担当者の初任者研修会

オンライン研修

ぱあとなあ佐賀　継続研修会　ハイフレックス形式での開催

第２節　ソーシャルワーク実践のための組織

(1)　組織目的（ミッション）と組織の在り方

1）組織目的（ミッション）

当会が目指してきたソーシャルワーク実践は、当会の定款第 3 条（表 1）の目的で明らかにしている。

［表 1］　公益社団法人佐賀県社会福祉士会目的（定款第 3 条　目的）

この法人は、社会福祉の援助を必要とする佐賀県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研さんを行うことにより、地域福祉の推進と発展を図り、もって佐賀県内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

一方、当会が佐賀県から公益認定法に基づく認定を受けた公益目的事業は、2010 年（平成 22 年）に公益社団法人への移行時のものから変化している。

当初、社団法人時代の事業をそのまま列挙して公益目的事業としたことが、事業の追加や変更のたびに公益認定の手続きが必要になったことや、当会の今後の事業の発展を見通すときに、包括的な事業内容に変更したほうが良いとの判断があり、2012 年（平成 24 年）に、公益目的事業を 8 事業から 3 事業に変更した。

変更の内容及び理由は、「高齢・障害で判断能力の不十分な人々の相談に応じ、財産管理や生活支援等の活動を行う成年後見等相談事業」、「福祉サービス利用の相談や情報提供・金銭管理等により、利用者の地域生活を支援する福祉サービス利用援助事業」及び「高齢、又は障害を有する矯正施設退所者が、地域の中で自立した生活を営むことができるよう保護観察所と協働して支援する地域生活定着支援センター事業」の 3 事業はその内容等が権利擁護事業ということで類似するため「高齢や障害等で判断能力が不十分な人々や自立生活が困難な者の地域生活を支援するため、相談支援や財産管理等を行う権利擁護事業」として統合した。「高齢・障害で判断能力の不十分な人々の相談に応じ、財産管理や生活支援等の活動を行う成年後見等相談事業」は (1)「成年後見等相談・支援事業」に、「高齢、又は障害を有する矯正施設退所者が、地域の中で自立した生活を営

むことができるよう保護観察所と協働して支援する地域生活定着支援センター事業」は（2）「 地域生活定着支援センター事業」に、「福祉サービス利用の相談や情報提供・金銭管理等により、利用者の地域生活を支援する福祉サービス利用援助事業」は（3）「その他の権利擁護事業」に変更した。同様に事業 2,3 の再編・統合を行った。その後、2022年（令和4年）3月に、すべての公益目的事業を公益事業１（公 1）として整理統合した。

当会の目的は、地域の中でソーシャルワーク実践を行う組織であるとの設立時の思いから、創造してきたものではあるが、社会・歴史の進展に伴い、「変えてはいけないものと、大胆に変えなければならないもの」があるのではないか。今後 50 年、100 年続く組織体として、長期的視点に立脚したソーシャルワークの実践が求められている。

［表 2］　公益認定法上の公益目的事業

公益事業 1		地域福祉の推進と発展を図り、佐賀県における社会福祉の増進に寄与するために、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識の普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる職員に対する技能研鑽等の事業を行う事業
	事業 1	高齢や障害等で判断能力が不十分な人々や、自立生活が困難な者の地域生活を支援するため、相談支援や財産管理等を行う権利擁護事業
	事業 2	福祉サービスの第三者評価や情報公表等を通して、福祉サービスの質の向上を図る事業
	事業 3	福祉専門職および福祉関係者等の質の向上を図る福祉人材育成や、地域福祉を推進するための啓発事業

2）組織の在り方

相談援助の実践として、当会設立時より取り組んできた「福祉何でも相談」「出前相談」（その時々により名称は変化するが）や「成年後見相談」などは、佐賀

県内の広域で会員が交代で相談体制を組み実施してきたが、その形態は限られた日時・時間・場所と限定的な側面を持つものであった。当会として、実践を重ねてきた先に、恒常的・継続的な相談体制の確立のための独立した事務所設置と常勤社会福祉士配置を実現し、権利擁護に基づくソーシャルワークの展開、当事者（住民）の生活する地域における「地域を基盤としたソーシャルワーク」[注)]の展開の必要性が高まり、事業型の組織実践に切り替えてきた。

注）地域を基盤としたソーシャルワーク
「クライエントが生活するところを拠点として援助を展開するということである。クライエントの生活の側から援助を組み立てること、つまりクライエントの個々のニーズに密着しながらクライエント主体の援助を地域を拠点として展開することを意味している」岩間伸之（2009）『「総合的かつ包括的相談援助」の本質』『ソーシャルワーク研究』相川書房、35-1、1

P.F ドラッカー（2007）[17)]は、非営利組織には、「①プランニング、②マーケティング、③人、④資金」の 4 つのものが必要であると述べている。

当会組織で検証すると

① プランニングー計画性ー

組織の目的を達成するための具体的な事業計画となる。確かに単年度の事業計画は、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならないもので、年度ごとに作成されている。しかし、長期的ビジョンや 3～5 年のスパンの中期計画策定は十分とは言えない。一方、積立期間 20 年の新会館建設資金の積み立ては、すでに 2012 年（平成 24 年）から開始しており、今後は中長期のプランニングの必要性は高まっている。

② マーケティングー個人、グループ、家族、地域社会のニーズー

公益社団法人日本マーケティング協会（1990 年）がマーケティングを、「企業および他の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動である。」と定義づけている。他の組織には、教育・医療・行政などの機関、団体を含み、顧客とは、一般消費者、取引先、関係する機関・個人、および地域住民を含むとある。当会にとっては、個人、グループ、家族、地域社会のニーズ把握と本人主体のニーズ充足ということになる。

③ 人ー会員及び事務局職員ー

会員は、佐賀県在住または在勤で、社会福祉士の倫理綱領・行動規範を遵守し当会の目的に賛同して入会することになるが、設立時には 15 名の会員でスタートした当会は、30 年経過し会員数 516 名（2023 年（令和 5 年）8 月末現在）となっている。会員活動は、顔の見える関係性の中で進めてくることができた時代から、顔の見えにくい状況になったことを受けて、現在、県内ブロック化を進めており、会員ができるだけ相互確認ができ、ソーシャルワークの価値を共有し、当会の目的に能動的に関われるよう、より組織の活性化を図る取り組みを進めている。

会員活動は各種委員会活動への参加はもちろんであるが、公益目的事業においても、評価事業の調査員・評価委員、各種研修会の講師等への参画があげられる。特に成年後見活動では、190 人を超す会員が法人後見の担当者として活動している。

次に、当会の特色のひとつに事務局の組織化・充実・強化を挙げることができる。当会は設立 5 年目には事務局の中に職員を置き、10 年目には専従の常勤社会福祉士を置き、現在では 40 名を越す事務局職員を擁する組織体となっている。ここまで事務局職員・専従社会福祉士が必要になった背景は、「地域を基盤としたソーシャルワーク」の実践にある。具体的には複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制、地域づくりが求められる「地域生活定着支援センター事業」や「生活困窮者自立支援事業」を社会福祉士が取り組むべきであるとして受託したことにある。現在、事務局は総務課、相談 1 課から相談 4 課及び西部事務所まであり、公益目的事業を分担して担っている。事務局の専従社会福祉士が求められるソーシャルワーク専門職としての「知識」「価値」「技術」とは何か、山辺（2011：97）は「専門職としてのソーシャルワークには、実践を導き、また一連の技術（知識と価値を結びつけ活動に転換する実践の要素）を通して用いられる知識（知る方法）と一連の価値（人に対する態度）が不可欠である」[18] と述べている。

現在まで、事務局の職員には、毎月の職員研修、当会の各委員会・研究会、生涯研修、外部機関への研修参加等の「OJT」「OFF-JT」の機会がある。今後はさらなる SD（自己啓発）が求められる。

④ 資金－当会活動の基盤－

当会は、会員組織であるので基本的には会員の会費は運営の大きな基盤である。設立当初は会員数も 2 桁の時代であり、会費のみの資金では十分な活動展開ができないと、自主事業である「受験対策講座」（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士）や行政・民間の人材育成事業の受託事業を実施していた。最初のころは、会員講師・スタッフは無報酬で、そこで得た収益は会活動のためにプールすることを始めた。基本的な視点として、会活動を通して生まれた収益は、会員個人に還元するのではなく、会員全員（会）に還元しようということである。

その後、協力した会員講師に幾ばくかの報酬を支払える規模の講座になったとき、報酬の 1/4 を特別会費として会に戻入してもらい財政の安定化を目指した。このような積み重ねが、事務局の充実（人的）及び事務所・会館の建設（物的）に繋がっている。当会は互助型組織ではなく事業型の組織となっており、財政規模も委託事業等で、それなりの規模（2022 年度（令和 4 年度）収入 2 億 8 千万円）になっている。

行政等からの委託事業は、未来永劫継続する保証はない。しかし、社会保障・社会福祉をめぐる状況は常に変化していく、その中で官と民の役割の明確化が進むであろうし、行政直営で実施しなければならないものと、民間にアウトソーシングしたほうがいいものが出てくる。常に、将来を見つめ情報収集を怠ることがないようにしなければならない。もちろん、今後も安定的な自主事業の開発に取り組む必要はあるが、社会福祉士会が本来的に取り組むべき事業かどうかの判断は常に求められる。

(2) 3 つのセンター事業への取り組み

少子高齢化の進展、人口減少社会となり、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域でのつながりの希薄化等により、家族、地域の支援力は低下している。そのような中、個人・世帯が抱える課題の複合化・複雑化、社会的孤立、社会的排除等、既存の制度では対応が難しい局面を迎えている。

2008 年（平成 20 年）6 月、政府は「再犯防止の観点から、地域社会・民間企

業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」とした「経済財政改革の基本方針 2008」（骨太 2008）を閣議決定した。これを受け 12 月の犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」において「高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに 1 か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。」として事業の全国展開が示された。当会は、「地域生活定着支援センター」事業は、包括的な相談支援であり、地域を基盤としたソーシャルワークであると位置づけ、2009 年（平成 21 年）7 月に「罪を犯した高齢・障害者支援研究会」を立ち上げ、保護観察所、矯正施設関係者と共に実態把握やセンターの求められる役割を確認しつつ、センター事業受託へ向けての準備に入った。

当会が受託しようとした理由は、以下のようなものであった。

注 1）社会的排除

「ヨーロッパ起源の概念であり、貧困や所得格差はもちろん、言語や情報（教育）の格差、健康の不平等、市民権の壁などのため、社会のいろいろな場面に一人前のメンバーとして参加できないこと」中島恵理(2005)「EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー」大原社会問題研究雑誌、561、12

― 社会的排除[注 1)] から社会的包含[注 2)] へ―

犯罪や非行を行った者の多くは、「家庭崩壊、学力不足、低学歴、職業技能の不備、コミュニケーション能力の欠如、失業、不安定雇用」など、心理的・身体的・経済的・社会的な問題が複合した「生きづらさ」を抱え、それらが彼らの犯罪や非行を促進する要因となっています。これらの要因は、必ずしも当人のみの責任ではなく、経済のグローバル化や情報社会化が進む中で、一部の人々に生活上の困難が集中して生じることも大きく、社会から排除される人々が社会構造的に出現しやすく、それらが犯罪のリスク要因となっています。刑期を終え再出発する者においても犯罪前歴のために、他者との交流の難しさ、社会参加の機会の喪失、就職の困難性などリスクが存在し生活は一層困難なものになっています。これらの人を社会から排除するのではなく、支援してくれる人間関係の構築、再就職や社会参加の促進などの社会的包含が求められるものです。[19)]

注 2）社会的包摂

EU 定義「貧困や社会的排除の状態にある人々が、経済、社会及び文化的な生活に参加し、当該地域社会において一般的だと考えられる標準的な生活水準及び福祉を享受するために必要な機会や資源を得ること、および生活に影響を与える意思決定に参加を進め、基本的人権が保障される状況」

日本学術会議　社会学経済学委員会合同　包摂的社会政策に関する多角的検討分科会　提言（2009 年）「経済的危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」

2009 年（平成 21 年）12 月には、佐賀県から「佐賀県地域生活定着支援センター」事業を当会が受託し、全国 6 番目のセンターとして活動を開始し、現在は、令和 3 年 10 月から被疑者等支援業務も加わり、相談 2 課の事業として展開している。

2013 年（平成 25 年）12 月には、「生活困窮者自立支援法」が成立し、2015 年（平成 27 年）4 月より生活困窮者自立支援制度が実施された。この制度は、生活保護に至っていない生活困窮者の第 2 のセーフティーネットとして、包括的な支援体系を持つものである。この制度の目標とするものとして、①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくりが挙げられている。この事業に対し当会は以下のような基本方針を打ち立て挑戦していく。

【生活困窮者自立支援の基本方針】

「全ての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識し、人権擁護と社会正義の実現に貢献します。その為、社会的援護を必要としている人々のなかで、特に様々な理由により生活困窮状態にある人で援助の必要な利用者の自立支援、自己実現、社会参加の達成を目指し、地域社会でのつながりを再構築します。」具体的には①地域社会全体で支援していく力をつくります、②支援のためにネットワークをつくります、③対象者の状況を把握し、社会福祉援助の専門性を持って支援をしていきます。[20)]

そして、2015 年（平成 27 年）4 月には、佐賀県及び神埼市から生活困窮者自立支援事業を受託し、生活自立支援センターを設置して事業を開始し、現在、佐

賀県センターは相談 3 課事業及び西部事務所事業として、神埼市センターは相談 4 課事業として展開している。

(3) 新たな取り組み

－「市民後見人養成と佐賀県社会福祉士会市民後見センターの立ち上げ」－

2018 年（平成 30 年）3 月の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」では、社会福祉士が担う今後の主な役割として、①多機関協働による包括的な相談体制、②地域住民等が地域課題を把握し解決を試みる体制構築に対してのソーシャルワーク機能の発揮、が挙げられている。ソーシャルワーク機能として、権利擁護・代弁・エンパワメント、支持・援助、仲介・調整・組織化、社会資源開発・社会開発などが挙げられる。

①の多機関協働による包括的な相談体制は、当会では 3 つのセンター事業ですでに実践（佐賀県地域生活定着支援センター14年、佐賀県生活自立支援センター８年、神埼市生活自立支援センター8 年）を積み重ねている。

そこで、②住民等が地域課題を把握し解決を試みる体制構築づくりへ向けた新たな挑戦である。

当会の後見体制は、法人後見を主軸としており、2017 年度（平成 29 年度）の佐賀県における新規受任案件（佐賀家庭裁判所調べ）239 件中、当会（法人）72 件（30.1%）、親族等 57 件（23.8%）、司法書士 52 件（21.7%）、弁護士 48 件（20.0%）の順で、当会の受任件数は最も多い現状であり、これは現在もほぼ変わりない。当会としては、法人後見の実践を通じて、佐賀県内に法人後見を実施できる機関が必要と考え、佐賀県の補助事業等を活用し市町の社会福祉協議会に働きかけを行っているが、20 市町の社会福祉協議会中 2 市 2 町で法人後見を開始しているがまだ十分ではないと考える。当会では毎年、会員を対象に成年後見人養成研修を実施し、受講修了者は「ぱあとなあ」の会員となり実践活動に携わっているが、今後増え続けるであろう後見ニーズには当会だけでは対応できないことは明らかであり、後見活動におけるマンパワー不足は深刻である。成年後見制度利用促進法に基づく取り組みの中で、地域における中核機関の設置はもとよりマンパワーをどうするかとの課題は、本来なら、

市町の責任において法人後見体制の拡充、市民後見人の養成を行うべきであるが、その機が熟していない。先の報告書でも、「地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制とは、多機関協議による包括的な相談支援態勢と連携を図り、地域住民等が、地域福祉を推進する主体及び地域社会の構成員として、近隣住民による見守りや日常の地域活動の中で身近な圏域に存在する多種多様な地域課題や表出されにくいニーズに気づき、行政や専門機関とともにその解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて支援を行う体制」とされている。

地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向け、地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築を進めていくことが求められており、社会福祉士には、地域住民に伴走しつつ、信頼関係を築き地域住民が自分の強みに気づき、前向きな気持ちややる気を引き出すためのエンパワメントを支援し、強みを発揮する場面や活動の機会を発見・創出することの役割が求められている。

当会は、この体制のひとつとして市民による後見体制の構築を位置づけている。ここでの市民による後見の市民とは、「単にその地域に住むという意味ではなく、社会の一員としての自覚を備えている、自立した大人のことを指している。社会は人が相互に連帯して成り立っていることを理解し、その社会の構成員としての責任と義務を果たし、未来に向かって社会がよりよくなることを望んでいる。そのような人が、市民後見に挑戦しようとする市民」である。そして、市民による後見活動は、「自らが暮らす地域を、誰もが暮らしやすい地域にするため、これまでの市民としての知見や経験を生かして、同じ地域に暮らす人の権利擁護を行う活動」[21] である。令和元年 11 月より、佐賀県からの受託による「市民後見人養成研修」を開始し、社会貢献型の市民による後見の活躍の場として 2020 年（令和 2 年）「佐賀県社会福祉士会市民後見相談室」を設立し、8 月から、養成研修を修了した市民後見担当者の活動を開始した。

2003 年（平成 15 年）6 月、日本学術会議第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会の報告『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』では、「ソーシャルワークは高齢者、障害者、子ども、ひとり親、さらにはホーム

レスといった人々の人権を擁護し、生活問題を解決・緩和することで、人々の生活を支援するものである。」また、「ソーシャルワークは個々人の権利擁護を前提にして、自立した生活支援を目的としているだけに、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の活動は社会福祉領域だけでなく他のサービス領域でも有用である。それらには、医療、教育、雇用、司法等での領域が考えられ、それらの分野でのソーシャルワーカーの活躍が大いに期待できる。」とした。この提言に呼応したわけではないが、当会は、2003 年（平成 15 年）9 月、総合相談・権利擁護・生活支援に取り組む専従社会福祉士を置き、地域に根差した社会福祉士のソーシャルワークに取り組みはじめ現在に至っている。

当会は、設立当初から「利用者の立場に立ったソーシャルワーク」の実践を標榜してきた。あらためて、当会の目指した「利用者の立場に立ったソーシャルワーク」の実践とは何か、ソーシャルワークは、人（人々）と環境に相互作用する接点に働きかける。ソーシャルワークの主体はソーシャルワーカーではなく、あくまでクライエントであること。クライエントの意思を尊重しつつ、クライエント自らが選択・決定し、そのことがクライエントにとって最大・最善の利益をもたらすものであらねばならない。

そして、当会が支援するクライエントは、「判断能力の不十分な人」、「罪を犯した人」、「生活困窮者」と言われる状況（環境）の人（人々）である。当会の実践は、「人や人々」を大切に観るソーシャルワーク実践を進めていこうということである。

1) 社会福祉専門職団体協議会（社専協）国際委員会（2016 年 3 月版）「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義と解説」社会福祉専門職団体協議会
2) 佐賀県社会福祉士会（2008.10）「SACSW News」Vol.40、「新会館落成記念特集号」
3) 旧民法第 34 条（公益法人の設立）（傍点は筆者）
4) 佐賀県社会福祉士会（2003.1）「SACSW News」Vol.27
5) 「特定非営利活動法人佐賀県社会福祉士会地域福祉支援センター定款」第 3 条（木的）
6) 前掲 5)　第 5 条（事業）
7) 一般社団法人長寿社会開発センター（2011.6）「地域包括支援センター業務マニュアル」
8) 佐賀県社会福祉士会（2000）「SACSW News」Vol.18
9) 佐賀県社会福祉士会（2005.1）「SACSW　Members News」
10) 佐賀県社会福祉士会総会議案資料集（2005.34）「2004 年度特定非営利活動法人地域福祉センター臨時総会・2004 年度佐賀県社会福祉士会臨時総会・社団 法人佐賀県社会福祉士会設立総会」
11) 「社団法人佐賀県社会福祉会定款」第 4 条（事業）
12) 佐賀県社会福祉士会（2007）「SACSW News」Vol.37
13) 厚生労働省社会・援護局　（平成 19 年 3 月）「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」
14) 佐賀県社会福祉士会（2008.10）「SACSW　Members News」
15) 佐賀県社会福祉士会（2010.6）「SACSW News」Vol.44
16) 厚生労働省社会保障審議会（平成 25 年）「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」5～7
17) P.F ドラッカー（上田惇生訳）（2007）『非営利組織の経営』ダイアモンド社、58
18) 山辺朗子（2011）『ジェネラリスト・ソーシャルワークの基礎と展開』ミネルヴァ書房、97
19) 「佐賀県地域生活定着支援センター」プロポーザル資料（2009 年（平成 21 年））の運営方針の 1 つ
20) 「佐賀県生活困窮者自立相談支援事業」企画コンペ資料（2015 年（平成 27 年））
21) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編（2016）『市民後見人養成講座 1』民事法研究会、144～149

○参考文献

・太田義弘編（2009）『ソーシャルワーク実践と支援科学ー理論・方法・支援ツール・生活支援過程』相川書房
・岡本民夫（監）平塚良子・小山隆・加藤博史編（2016）『ソーシャルワークの理論と実践―その循環的発展を目指してー』中央法規
・北島英治（2016）『グローバルスタンダードにもとづくソーシャルワーク・プラクテス』ミネルヴァ書房
・社団法人日本社会福祉士会倫理委員会（2006）『社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領　解説書』社団法人日本社会福祉士会
・自立相談支援事業　従事者養成研修テキスト委員会（編）（2014）『自立相談支援事業　従事者養成研修テキスト』中央法規
・フレデリック・G・リーマ　秋山智久監訳（2001）『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規
・山辺朗子（2001）『ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤と展開』ミネルヴァ書房

組織体系・事務局体系

組織体系

（令和５年８月１日現在）

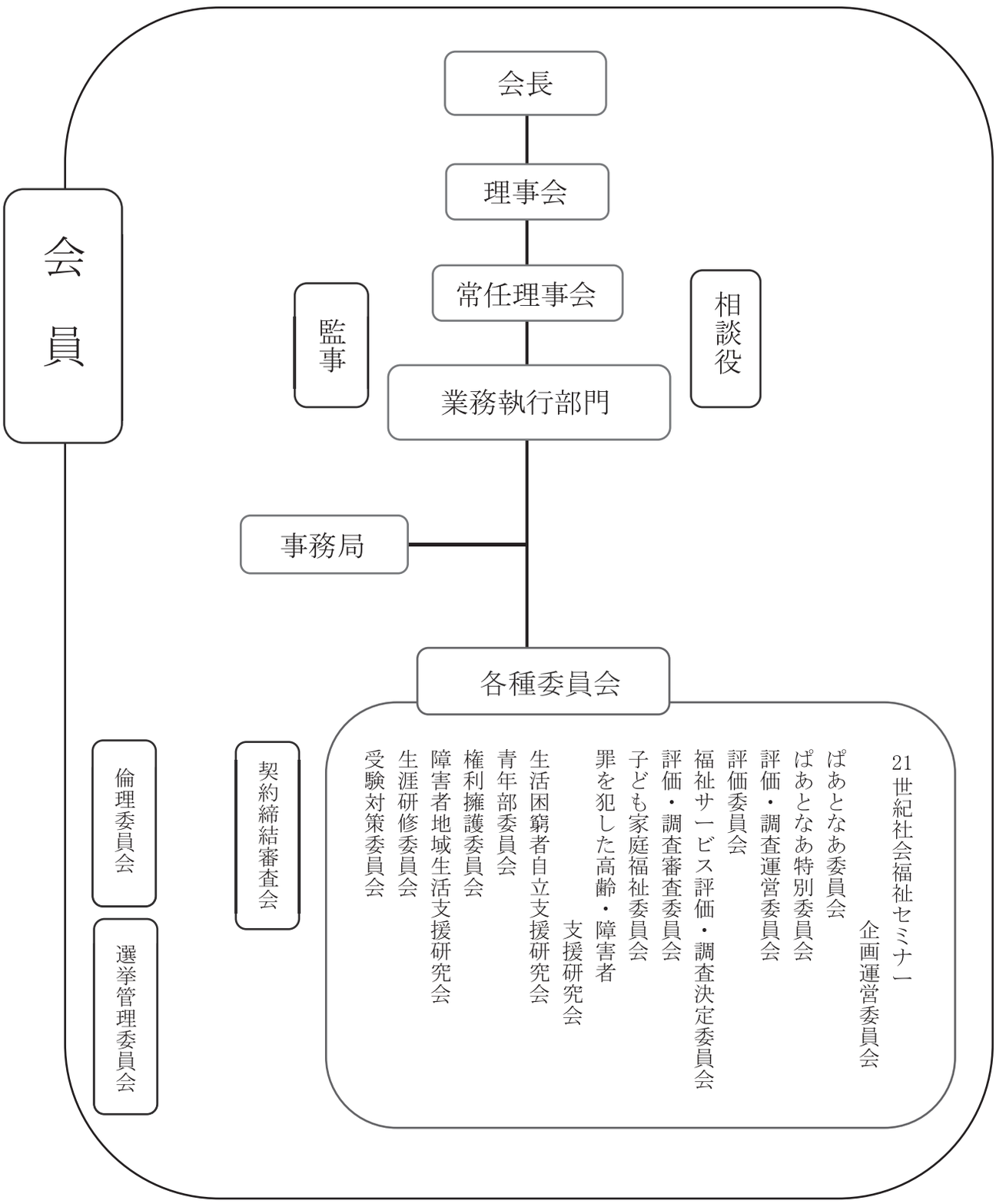

事務局の組織体系

（令和５年８月１日現在）

職員数 43 名

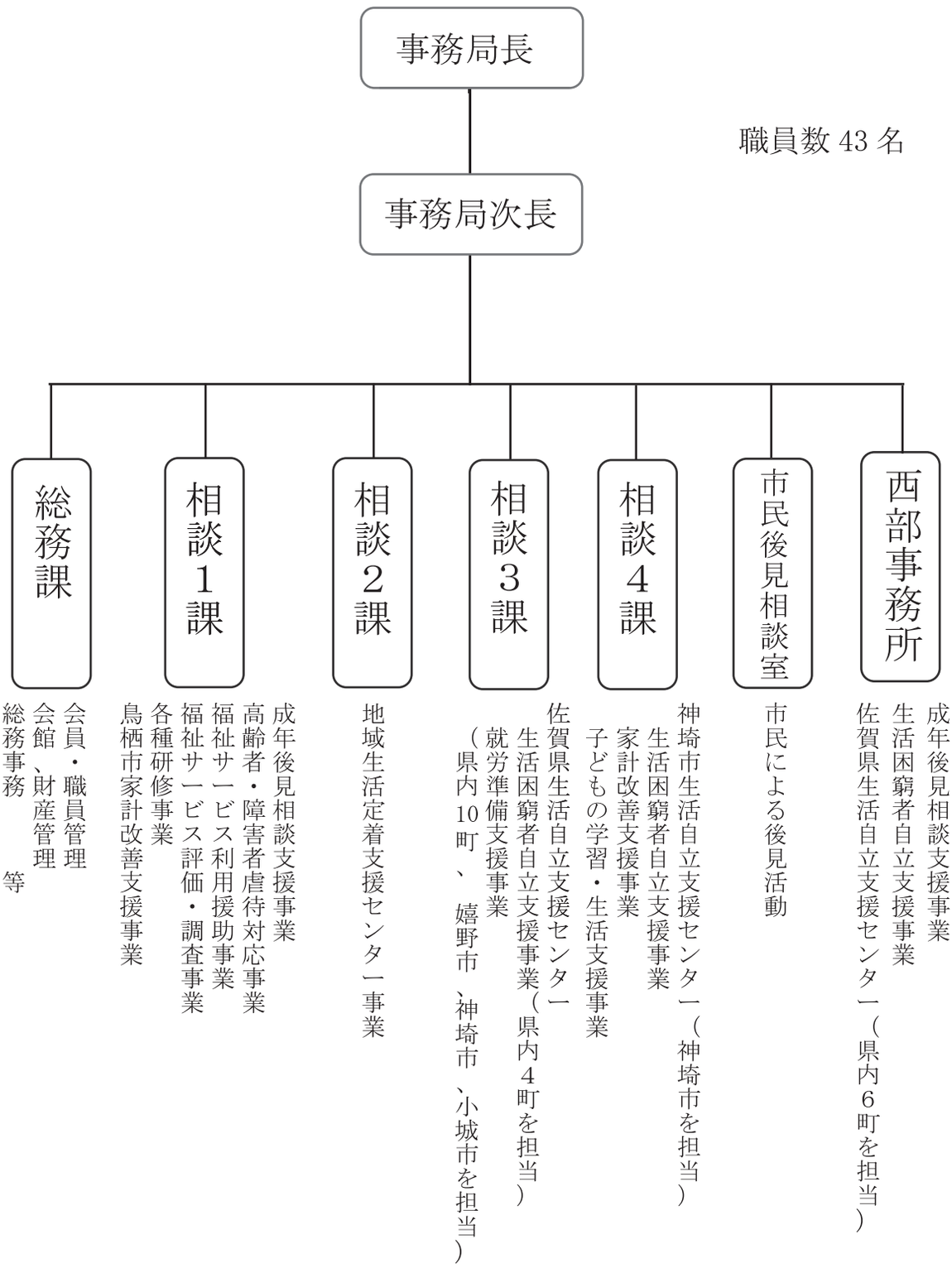

第２章

成年後見事業の展開

―当会が目指す法人後見―

第2章　成年後見事業の展開　－当会が目指す法人後見－

第１節　成年後見相談支援事業への取り組み

当会は、公益目的事業を行うために組織化された社会福祉士の集団であり、成年後見等相談支援事業は、当会の中核的理念である権利擁護を具現化する取り組みと位置づけている。判断能力が不十分な高齢・障害者そして親権者がいない未成年等の財産等を守り、安寧な生活を維持することができるよう支援していくことは、後見人としてだけでなく、すべての会員が様々な形で関わっていくことが求められている。

1993 年(平成 5 年)6 月に佐賀県下の社会福祉士 15 名全員が集合し、佐賀県社会福祉士会の設立総会を行い、社会福祉士の認知度を高めるために、福祉なんでも相談会・社会福祉士受験対策講座を開催し、会としての活動を開始した。

1997 年度（平成 9 年度）頃から、日本社会福祉士会（以下「日本士会」という。）から、介護保険法が成立し、サービスの利用が契約に移行することで、判断能力が不十分な方の法律行為等を補うための民法が改正されるとの情報提供を受けた。また、福祉サービスの利用支援も重要視されるため、新しい成年後見制度のなかで専門職後見人として社会福祉士が検討されているとの説明を受けて、1998 年(平成 10 年)6 月、成年後見制度委員会を立ち上げた。

民法や制度研究のため、福岡県から弁護士を招き研修を行うとともに、各県社会福祉士会の九州・沖縄ブロックセミナーが佐賀県で開催される機会を利用し、「新しい成年後見制度を考える」と題して、当時の日本士会事務局長の池田恵利子氏を招き講演会を開催し、九州各県から 300 名の社会福祉士が参加して成年後見制度と権利擁護の必要性について学びを深めることができた。

（１）成年後見人材育成研修の開始

その後、後見活動を担う社会福祉士は基本的な成年後見制度や社会福祉士としての成年後見活動の基本を身に付けるべく、1998 年(平成 10 年)、日本士会が実施した第 I 期成年後見人材育成研修(通信教育)を当会会員が受講し、以降、1～2 名の推薦枠を活用し養成に取り組み、2000 年(平成 12 年)11 月に第 1 号の受講者が補助人として就任した。成年後見人材育成研修は日本士会が通信教育

から支部ブロック委託研修へと切り替え、当会は、九州・沖縄ブロックの研修会で年間 3 名～20 名程度を養成していった。当会としては 2008 年度(平成 20 年度)に九州・沖縄ブロックの支部委託研修を初めて開催することになるが、各種研修事業に関する運営・管理・広報等のノウハウは既に蓄積されており、成年後見人材育成研修の講師陣、運営スタッフ等の研修体制を作り上げるのに困難はなかった。2014 年（平成 26 年）度からは当会で育成研修が実施可能となり、早速、当会独自で研修会を開催し、その後、毎年実施している。受講した会員はぱあとなあ会員として登録しており、2023 年度までに研修を修了した約 190 名が、約 500 件を受任し、後見活動を行っている。

成年後見制度へのニーズ、家庭裁判所からの後見人推薦依頼の増加に伴い、後見活動のできるぱあとなあ会員を確保することは当会の社会的役割であるとし、2020 年度からは、受講料も無料としている。

（２）成年後見活動への初期の取り組み

国は、新たな成年後見制度を民法改正の枠内で行うこととし、「成年後見問題研究会」（1995 年（平成 7）年 7 月設置）、「成年後見小委員会」（1997 年（平成 9 年）10 月設置）の論議を経て、「成年後見制度の改正に関する要綱試案」を公表したのが 1998 年（平成 10 年）4 月 14 日である。特にその中で「法人成年後見制度の明文化（新設）」として、「法人を成年後見人に選任することができることを法律上明らかにするものとする。」とされ、民法第 843 条 4 項[注)] において規定されている「成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無」[)] を家庭裁判所は判断し選任することになった。

注）民法第 843 条 4 項
「成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。」

当会の成年後見制度への取り組みは、1998 年（平成 10 年）6 月の「成年後見制度委員会」の立上げに始まるが、2000 年（平成 12 年）4 月、当初は法人格を持たない職能団体として、社会福祉士が専門職として個人での後見人活動を担

っていくとの考え方であり、佐賀家庭裁判所と協議を行った結果、特に「身上監護」を担える成年後見人材養成研修を修了した者をぱあとなあ会員として名簿登録し、成年後見人等候補者として佐賀家庭裁判所に対し推薦を開始した。

その後、受任者も徐々に増加していき、当会の活動も拡大し、会活動の拠点の貸事務所が手狭となったことから、面接室や会議室を備えた当会所有の事務所を設置することとなった。事務所を所有するためには法人化が必要であり、様々な検討の上、2003 年（平成 15 年）10 月、NPO 法人を立ち上げ、

① 福祉サービスに関する相談支援事業

② 成年後見に関する相談支援事業

③ 高齢者居宅介護支援事業

これら 3 事業に専従の社会福祉士及び事務職員を配置し、それぞれの事業については、障害者等地域生活支援研究会、権利擁護研究会、高齢者ケアマネジメント研究会が相談・支援活動をバックアップしていく体制を整え、NPO 法人佐賀県社会福祉士会地域福祉支援センターが発足した。そして、同年の 10 月からは、県庁所在地の佐賀市から、成年後見制度個別相談事業の委託を受けたことで成年後見に関する相談が増加し、受任件数も増加していった。

業務を抱えながらも一人でも多くの会員が判断能力が不十分な方々の権利擁護に携わることが重要と考えたが、個人後見として適切な受任件数を検討することが必要となり、公益社団法人大阪府社会福祉士会の状況を調査し、その結果を踏まえて受任件数を会員一人につき 12 件までとした。

（3）法人後見への取り組みと事務局の役割

佐賀県から、2005 年（平成 17 年）3 月に社団法人としての認可、同年 4 月に地域密着型サービス外部評価機関の選定、2006 年（平成 18 年）には介護サービス情報の公表調査機関の指定を受け、業務が一挙に拡大してきた。このため、専従職員の増員を行った。また、当会が社団法人化したことで、会員の後見活動を組織的にバックアップしていくためには、法人としての受任が適切ではないかという論議が起こり、法人受任について検討を始めた。

法人後見については、そのメリット・デメリットが次項表 1 のように指摘されている。

［表１］　法人後見のメリット・デメリット

メリット	デメリット
後見事務の継続性	財政・採算性の確保
組織的対応力	人材の確保
活動の柔軟性 [1]	意思決定が遅くなりがち [3]
広範な対象地への対応	
事務担当者の交代可能性	
心理的負担感の軽減等	
集団申立への対応可能性 [2]	
成年後見等に関する多様なニーズに応えることができる	
後見活動に対する査察・指導・相談	

当会が法人後見に踏み切ったのは、2005（平成 17）年、「難聴と知的障害で高齢者の夫婦と、妻の妹の後見事案であり、夫は在宅、妻と妹は病院入院中」というケースについて佐賀家庭裁判所から推薦依頼があったことに始まる。もちろん、個別事案とし個々に推薦依頼があれば、個人後見案件として対応したであろうが、同時期に、家族案件として持ち上がったものであり、ソーシャルワーク視点で家族に関わるならば、当然、複合的・多問題を抱えている当事者には、総合的・包括的に関わるチームアプローチが必要であり、法人後見のメリットを満たしており、3 人それぞれに会員の担当者をつけ、連携して後見活動ができるとして法人後見が最も適切であるという決断に至り、法人後見が妥当との見解を家庭裁判所に提出、その際、法人全部事項証明書及び成年後見人名簿を提出し、容認され、佐賀県初の法人後見を開始した。

法人後見を開始した初期は、会員担当者（ぱあとなあ会員）が身上監護、事務局が財産管理と役割を分担していた。当時、事務局で財産管理が可能であったのは、事務局に専従の社会福祉士を配置していたからである。また、成年後見人材養成研修を修了した会員担当者は、被後見人等と“顔の見える後見活動”がで

き、事務局がバックアップ体制を敷くことで進めていった。

また、法人後見を開始した当時は、佐賀家庭裁判所から受任依頼がある案件については、個人、もしくは法人受任の判断は当会の意見をもとに審判がなされていた。そのため、担当者（ぱあとなあ会員）にも、個人受任するのか法人受任するのかを任されていた。個人後見よりも負担感が少ないという感覚もあり、初めての受任者は、法人後見の希望が増えた。また、佐賀家庭裁判所や申立人からも法人後見での対応をとの申出も多く、法人後見の受任件数は増加していった。

当初、事務局に複数名配置した社会福祉士が財産管理を行い、会員の担当者は、身上監護を行うよう役割を分担していたが、法人後見の増加に伴い、現在では財産管理も会員担当者に担ってもらっている。

事務局としては、後見相談支援、文書確認、緊急時サポート、貸金庫を利用しての重要書類の保管等のバックアップを行うという体制を強化していくこととなった。このため、実質的には個人後見と同様、財産管理と身上監護の両輪を会員担当者は担う事になった。会員担当者には、会よりの任命書等が発令され

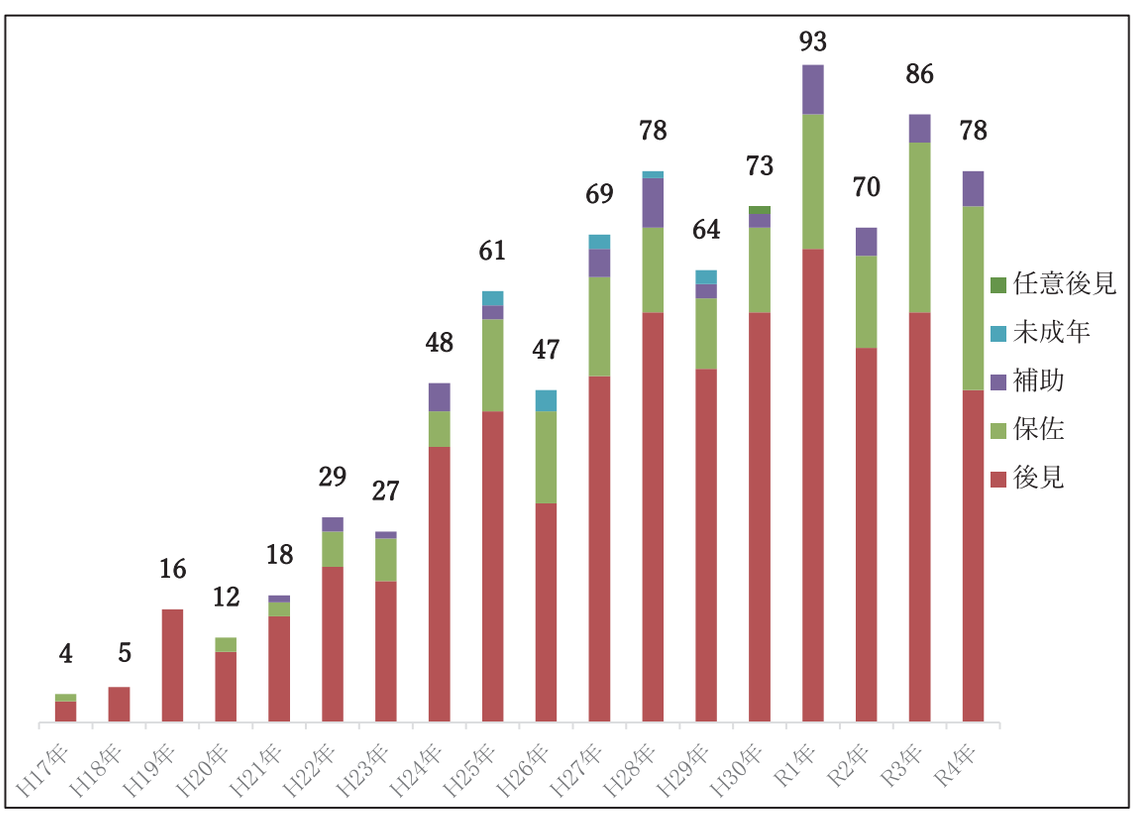

［図 1］　法人後見の新規受任件数の推移

活動を開始するわけであるが、現在は、会員担当者は、法人後見担当者、法人保佐担当者、法人補助担当者と呼称を統一している。

なお、会員担当者には、事務局職員が担当として就いて受任時の初期的対応から日常的後見活動について、同行支援や対応に迷った時、随時相談できる体制をとっている。また。夜間時や業務中等において会員の対応が困難な場合の後見活動は、事務局職員が対応しており、今後、支部活動を展開している中で会員相互間の協力体制も整えて行くことが必要であると考えている。

（4）法人後見を主流に置いた理由

わが国においては、成年後見制度における後見等の受任は、現在、個人受任が主流を占めていて、法人受任は社会福祉協議会や NPO 法人等の一部が実施している状況となっている。

当会でも、2000 年（平成 12 年）の個人後見からスタートしており、当初から法人後見を目指していたわけではなかった。2005 年（平成 17 年）の社団法人格取得時、公益組織としての事業のひとつに権利擁護事業を位置づけ、後見活動をどのように進めていくべきかを検討する中で、具体的な案件が持ち上がり法人後見を本格的に開始することとなったのである。実際に法人後見を進めるとともに、事務局体制の強化を進めたことで、

① 被後見人等の入院や死亡等の緊急時には、会員に代わって事務局職員が対応することができる。

② 後見活動における最終的な判断は、法人の責任で行う。

③ 法人後見人等の活動状況が把握しやすい（契約書等の公印押印や家庭裁判所への報告書の決裁）。

④ 難しい案件等複数体制（会員と事務局職員）で組織的対応がとれる。

等の法人後見を行うことによるメリットが生じた。

そして、なによりも 2000 年（平成 12）、個人後見からスタートし法人後見体制へと移行してきた中で、事務局における後見事務に対する様々な対応・経験などの知見の蓄積は、個人レベルの後見事務の知見をはるかに超えたものであり、それらをぱあとなあ会員が共有することにより後見活動の質の向上へとつなげることができた。

2007 年（平成 19 年）5 月、成年後見制度の利用に踏み切らなくても、当分の間、生活の維持が可能となることを目指し、第 2 種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業（当会事業名：ぱあとなあサービス）の届け出を佐賀県に行い、事業を開始した。福祉サービス利用援助事業での対応が難しくなってきた時点、つまり、判断能力が低下していった時点で成年後見制度の申立につなげ、引き続き成年後見人等として当会が受任していくという切れ目のない形態が生み出されていくことにもなった。

（5）不祥事の発生とその対応

2018 年（平成 30 年）4 月、当会会員が行っている成年後見活動において、被後見人等の預貯金を私的流用した事件が発生した。当事件が発覚する半年前の 2017 年（平成 29 年）11 月、当該担当会員の後見活動において書類の提出が遅れる、連絡が取りづらい等の状況であったことから、事務局職員が担当会員と面談を行った。その結果、自営を営んでいた担当会員は本業が多忙であるという理由から、8 件受任していた後見等の活動を交代していくこととなった。複数件担当していたことから引継ぎ期間を設け段階的に交代していく予定であったが、その引継ぎ期間を過ぎても連絡がなく、督促を行うも関係書類の提出がなされなかった。そのため、2018 年（平成 30 年）4 月 16 日、担当会員を訪問するが面会できず、また翌日には被後見人等が入所している施設関係者より自営業の運営がうまくいっておらず資金に困っているという話を聞いたとの連絡があった。このため、直ちに、金融機関において、被後見人等の預貯金状況を調査した結果、多額の支出が確認されたため預金の差し止めを行った。

最終的に、2017 年（平成 29）年 11 月から 2018 年（平成 30）年 4 月までに法人後見等 6 件中 5 件、個人後見 2 件の預貯金通帳から不適切な引き出しが行われ、総額 2,755 万円の流用が明らかになった。このために、平成 30 年 4 月 18 日、緊急常任理事会を開催し、今後の対策と再発防止について検討し、その結果を佐賀家庭裁判所に報告した。

4 月 26 日には、報道機関及び関係機関に対して記者会見を行い調査結果及び今後の対応として、被害については弁済すること、再発防止対策を講じること等

について公表を行った。そして、被害を受けた 8 件の被後見人等をはじめ、親族、関係者等の方々に対して謝罪するとともに、7 月 2 日までに被害額すべての立替弁済を行った。

また、当会が実施している本事件以外の成年後見等活動 368 件すべての案件に関して、財産目録及び証憑の精査を実施し、適切に管理されていることを確認し、管轄する家庭裁判所に報告した。また、6 月 21 日には、司法、医療、福祉、学識ら専門職による第三者委員会を設置し、不祥事の原因究明と再発防止のため諮問を行い、7 月 19 日答申がなされた。この答申を受け、7 月末の理事会において、具体的な不正防止策を以下のように決定した。

―第三者委員会による答申書に対する具体策―

(1) 会員と法人で財産管理に関する事務分掌を明確化する必要がある。
(2) これまで年 1 回、法人に後見活動や財産管理に関する報告書を提出していたものを年に複数回の報告とし、状況の把握に努めるとともに、会員に対して必要に応じて臨時的な確認・調査を行うことも必要である。
(3) ぱあとなあ継続研修会について、これまで実施した実務上の研修に加え、倫理の取り組みが必要である。
(4) 会員からの相談体制を後見業務だけではなく、本務、金銭、生活等、多岐にわたり相談ができる体制が必要である。
(5) 個人後見等の活動において法人が関与できるような体制強化が望まれる。
(6) その他、答申に含まれないが今後法人としての取り組み。
- 現在加入している損害賠償保険を不祥事案件にも対応できる保険へ変更する。保険料は法人が一括払いとする。
- 後見等開始時に被後見人等が利用する施設、病院に対し、当会が法人で受任し、担当者として会員を任命した旨の通知を行う。
- 担当会員による後見活動状況や年間収支等が確認できるよう管理システムを導入するとともに、事務局人員（後見担当者）の増員体制をとる。
- 預貯金額が 400 万円を超える場合、超過分は法人が直接管理する。

成年後見活動においては、被成年後見人や関係者をはじめとした県民の信頼が重要であると考えている。このため、当会としては、今後とも、第三者委員会による答申を踏まえて、再発防止等に真摯に取り組んでいくこととしている。

（6） 法人後見の現状

当会は全国の県士会に先駆けて、2010 年(平成 22 年)4 月に佐賀県から公益法人の認定を受けており、成年後見等相談支援事業は。公益事業の柱と位置づけている。

このため、成年後見等相談支援事業の実施にあたっては、組織的な支援活動を積極的に展開している。当会も前述のとおり当初は個人後見から始まったが、後見活動を公益事業と位置づけたことにより、実施についての責任は法人にある。個人後見の場合は報告・相談までしかできず、踏み込んだ支援や指導・監督までは難しく、責任ある後見等活動を展開していくには限界があった。加えて、前述したように、平成 30 年に当会会員による後見活動において不祥事が発覚し、迅速に対応しなければならない時局で、法人後見については対応が可能であったが、個人後見では、法人としての対応が困難で、個人後見への対応の限界が浮き彫りとなった。また、法人後見は被後見人等やその家族、関係者にとって法人が責任をもって行うことでの安心感や利益につながる側面が大きいこともあり、平成 31 年度より当会が受任する場合は、すべて法人後見での受任と統一している。現在、家庭裁判所から受任依頼があった場合は、全て法人後見として受任しており、総数約 500 件の受任件数の内 99%が法人後見となっている。

佐賀家庭裁判所（本所・支所・出張所）からの法人後見の受任依頼は当会宛てに行われ、これを受けた事務局において、法人後見等で受任することを通知した後、成年後見人材育成研修を修了し、ぱあとなあ会員として名簿登録した会員、事務局職員の中から、候補者を選定し、代表理事が会員担当者に対して任命書を交付している。就任時報告書や定期的な報告書（報酬申立)、上申書等は、会員担当者が作成し当会代表理事の決裁を経て裁判所に提出することになる。家庭裁判所から報酬等の決定が通知されると当会で一旦収納する。そして、家庭裁判所の審判報酬額の多寡にかかわらず、当会の後見等報酬規定により会員担当者

に対しては、一定の報酬を支給し、通常の後見活動より困難な後見等活動を行った場合には、担当者は会長宛てに加算を申請し、常任理事会で承認されれば、一定額に上乗せした報酬を支払うシステムを採っている。

当会では、平成 27 年度より、後見等受任の上限を 12 件までと規程に定めており、個人後見で数十件受任するような形態は容認していない。公益事業であるため、一人でも多くの社会福祉士である会員が一人一件の受任でもいいので、成年後見制度の利用が真に必要な利用者の権利擁護を実践することに重きを置いている。当会はほとんどの会員が本業を持っており、業務以外の時間で後見等活動を実践していくため、後見等活動には制限があり、そこをバックアップする体制がないと公益事業としての継続は難しいため、事務局に職員の担当者を配置するなど法人で強固な支援体制を整えている。

（7） 成年後見の今後の展望

当会が法人後見を実施して 17 年が経過し、県内関係機関や事業所等においても当会の後見活動は、法人が主体となって実施していることへの理解や信頼も得られている。

また、市町や相談機関からの後見等の相談や受任依頼も継続的に続いているが、成年後見制度利用促進法の施行以来、中核機関についての設置運営に関する相談も増加してきており、成年後見活動に豊富な経験を有する当会に対する期待も増してきている状況にある。

今後、佐賀県内における、後見等受任者不足の解消にあたっては、市町の社会福祉協議会や NPO 法人等の受任可能な団体が増加することが必要であり、法人後見等活動を長年展開してきた当会の果たす役割は今後さらに増大することが予想され、法人後見の実施に伴う舵取りが期待されている。

現在、当会の受任件数は延べ 1,000 件を超えており、約 190 名の会員の後見等活動に対して、10 名の事務局職員が後見等受任者の支援を行っているが、受任件数は年々増加している状況であり、今後の増加に対して、事務局職員の対応だけでは限界に近づくことは明らかである。このため、会員の成年後見活動に対する支援や市町が行う中核機関への協力、地域の後見等相談への対応等も含め、地域における権利擁護に関して総合的な相談に対処していくためには、佐賀市

の本部以外に、県下に北部・西部・東部に支部事務所を設置し常勤の事務局職員を配置するなどして、地域の会員と協働しての地域活動を展開していくことが地域共生社会の実現のためにも重要となってきている。

第２節　市民による後見活動

（１）新たな受け皿としての市民による後見活動

成年後見制度は，自己決定の尊重，残存能力の活用，ノーマライゼーションといった新しい理念を取り入れ，2000 年（平成 12 年）4 月の民法の改正により導入された。新しい成年後見制度が施行されて以来、権利擁護に関連する様々な法制度が整備され、成年後見制度における申立件数は制度発足から増加傾向にあったが、近年は申立件数がほぼ横ばいとなっている。しかし、成年後見に対する需要が減少しているわけではなく、例えば、2019 年（平成 30 年）においては認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者等の成年後見制度の利用を検討すべき対象者（判断能力が不十分とみられる者）は推計で約 1,035 万人いるとされており、特に認知症高齢者の将来推移は、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）によると、2012 年（平成 24 年）では、462 万人であったものが、2025 年（令和 7 年）には約 700 万人前後（65 歳以上の高齢者の約 5 人に 1 人）となると推計されている。

これらの後見ニーズを親族後見や専門職後見人だけで引き受けることは難しい状況である。当会の後見活動においても、受任依頼は年々増加の一途をたどり、専門職後見として、そのような状況に応えられるよう、多くの負担がかかる社会福祉士の個人受任から、社会福祉士の後見活動をバックアップできる法人での受任を進め、専門職の後見活動を進化させていった。それでも近年は受任要請に応えることが厳しくなってきている。

また、成年後見等を開始する申立では、本人に身寄りがないことや虐待案件に対応する為に市長申立が顕著になってきた。誰もが成年後見制度が利用できるように制度が普及された反面、本人を支援できる親族がいない状況が進んでいるということでもある。

成年後見制度は判断能力が不十分な人々の権利を守り、生活を支えていく仕組みであるが、制度利用を希望していながらも、専門職後見人等の受任者が見つからず、制度利用ができないようなことがあってはならない。

このような事態を避けるためにも新たな後見の担い手として、市民による後見活動が注目され、当会も県からの委託で市民後見担当者の養成研修とその活用に取り組むに至った。

市民後見人は、2011 年（平成 23 年）の老人福祉法改正に伴い、公的責任において市民後見人の養成・研修を行う「市民後見推進事業」からスタートした。その後、2015 年度（平成 27 年度）の権利擁護人材育成事業へと継承され、権利擁護人材の養成研修（市民後見人等の養成研修）や権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築（市民後見人等のフォローアップ、弁護士・司法書士・社会福祉士等の連携体制の構築等）が取り組まれるようになった。

市民後見人においては、専門的資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観の高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識や態度を身につけた者が、日常的な金銭管理や安定的な身上監護を中心とする事案や紛争性のない事案等を担当し、親族後見や専門職後見と連携・協働を図りながら、その役割を補完するものと期待されている。

（２）市民後見担当者の養成と活動

親族後見や専門職後見のマンパワー不足に伴う新たな受け皿として期待されている市民後見人であるが、他県においては、すでにその養成が実施されている。佐賀県では、当会・弁護士会・司法書士会（以下、「三士会」という。）が成年後見制度の利用促進について、数年に渡り、県や市町および社会福祉協議会と協議を重ねてきた。その結果、佐賀県における今後の後見ニーズの拡大と専門職後見のマンパワー不足を補うため、また今後の社会的な仕組みづくりを念頭に、当会では、2019 年度（令和元年度）より市民後見担当者の養成に取り組んだ。当会では、成年後見等の活動を行う（会員ではない）市民のことを「市民後見担当者」と称している。

2019 年度（令和元年度）に実施した市民後見担当の者養成研修会は、秋期と冬期の２回開催し、計 40 名の市民が受講した。2020 年度（令和２年度）に実施した初任者研修を経て、名簿登録を行った市民後見担当者は 35 名であり、社会貢献の意欲や倫理観の高い市民で、自治会長や民生委員、税理士や保健師等の有資格者等である。

当会における市民後見担当者の特徴は、専門職後見を行う当会の法人後見活動に協力するという活動である。他県における市民後見人の活用とは異なり、身上監護・本人支援に長けた当会に協力するということで市民後見担当者は安心して活動を行うことができ、また、専門職の指導を受けることで、身上監護等の業務に必要な対人支援スキルの向上も可能になる。これらの活動を支えるために、「市民後見相談室」という部署を設置した。

つまり、当会では法人後見を基盤にしつつ、後見業務において対応が難しい受任直後や、難しい案件については専門職による対応を行い、業務が安定し本人との関係性が構築されており、地域において普段の関わりが重視される案件については、市民後見担当者に協力して対応してもらう「専門職後見＋地域密着型の市民による後見活動」での運用を行うこととしている。

（３）市民による後見活動の普及に向けての展望

市民による後見活動については、養成研修後に、市民が後見活動できる環境づくりが肝要である。全国的に市民後見人の養成はあっても、実際活動している人は全体の１割程度である（厚生労働省　成年後見ニュースレター19 号）。市民であっても、親族及び専門職であっても、後見人としての役割と責任は等しい。現状では市民にやる気があっても、バックアップ体制が不十分で責任が重く実際の活動に躊躇してしまうことが、市民後見活動が進まない大きな要因と考えられている。

平成 28 年に施行された成年後見利用促進法には、行政が主体となり中核機関の設置と、市民後見人の養成と活用等、成年後見制度における人材育成が盛り込まれているが、佐賀県では、まだその体制は整っていない。

これから具体的に進んでいく中核機関設置においても、行政や家庭裁判所等へ三士会も協力していく方針であり、市民後見活動が県内に広まる一助となる

よう、当会での経験で得られた知見は提供していきたいと考える。

今後、ますます成年後見人が必要となる社会において、親族後見、三士会が行う専門職後見、社会福祉協議会等が行う法人後見、そして市民後見人と、後見人も多様化していくことが予測される。当会もこのような社会の流れに応じ、判断力が不十分になっても、誰もが安心して暮らしていけるような社会の実現に貢献していきたいと考えている。

1) 上田晴勇（2015）「法人後見の機能と役割」全国権利擁護支援ネットワーク『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房
2) 上山泰（2008）『専門職後見人と身上監護〔第2版〕』民事法研究会　P59～60
3) 前掲1)
4) 田山輝明（2018）「法人後見の意義と特徴―比較法的観点から―」実践成年後見72.民事法研究会　P5

○参考文献
・一般社団法人地域後見推進センターHP「地域後見推進プロジェクト」https://kouken-pj.org/
・厚生労働省HP「市民後見関連情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shiminkouken/index.html
・厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「市民後見推進事業の成果と今後の施策展開」実践成年後見No.60、2016.1
・大貫正男「広げよう市民後見人の活動」実践成年後見No.47、2013.11
・岡部由紀夫「佐賀県社会福祉士会の成年後見制度の現状」公益社団法人佐賀県社会福祉士会 第26回21世紀社会福祉セミナー、2019.8
・厚生労働省　成年後見ニュースレター19号

第 3 章

地域生活定着支援センター事業における
ソーシャルワークの実践

第3章　地域生活定着支援センター事業における ソーシャルワークの実践

第１節　地域生活定着支援センター設置の背景

(1) 設置が必要となった背景と事業の始まり

2003 年（平成 15 年）頃、元衆議院議員で現在作家・ジャーナリストとして活躍する山本譲二氏は、1 年 2 ヶ月の獄中体験を綴った「獄窓記」の中で、凶悪犯ばかりだと思っていた刑務所が、実は認知症高齢者や知的障害のある人たちの福祉施設化している実態を世に知らしめ、刑務所が「最後のセーフティーネット」になっていることが明らかになった。また、地域生活定着支援センターが設立されたきっかけとなった事件として、2006 年（平成 18 年）1 月、刑務所から出所したばかりの知的障害をもつ 70 歳代男性が山口県下関市にある JR 下関駅を放火した事件がある。当時、男性は放火の前科が 10 件あり、22 歳以降 40 年間以上を刑務所で過ごしていた。過去の裁判では知的障害などが認められたが、一度も福祉サービスの利用には至っていなかった。この事件は、男性が刑務所を出所した 8 日後に発生した。男性は事件に至るまでの間に、警察や福祉事務所など、複数の公的機関と接触があったにもかかわらず、公的支援にはつながっていなかった。男性の動機が「刑務所に戻りたかった」という言葉は関係者に大きな波紋を起こし、そして、支えてくれる家族等に恵まれず、福祉の支援が受けられないために余儀なく犯罪を繰り返す代表的な事件として認知された。

それまで、司法と福祉の間の連携は不十分で、この事件の男性に限らず、刑務所を一歩外に出ると、頼る人がおらず僅かながらの刑務作業報奨金を持って社会に出ていき、再犯に至ることが多々起きていた。運よく更生保護施設に入所できたとしても福祉の支援に繋がることは少なく、累犯障害者を生み出す一因となっていた。このような現状を受け、2006 年（平成 18 年）より長崎県にある社会福祉法人南高愛隣会の当時の理事長田島良昭氏を研究代表とする厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が行われた。この研究事業で、罪を犯した障がい者の再犯防止と生活の安定を考えるにあたり、単に処罰するだけでは抑止力にはならず、障害や特性に応じた支援や配慮、そして福祉専門家の関与が必要ということが明らかになった。これを踏まえて、2008 年（平成 20 年）6 月、国は、「再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」とした経済財政改革の

基本方針を策定し、同年 12 月、高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、『地域生活定着支援センター（仮称)』を都道府県の圏域ごとに１か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する」とした行動計画を策定した。

(2) 事業受託までの経緯

佐賀県は、地域生活定着支援センター事業の実施にいち早く取り組み、プロポーザル方式の企画コンペティションにより実施団体が公募された。当会では、罪を犯し刑務所から出所した者（以下、「対象者」という。）の支援は未経験の領域であったが、福祉支援を必要とする対象者であることから、当会が実践するソーシャルワークを活かすことができるため、本事業に応募することにした。応募団体は、長崎県の社会福祉法人南高愛隣会と当会の 2 団体であったが、選考の結果、当会が業務委託先として選定された。

企画コンペティションで受託が決定した後、既に厚生労働省のモデル事業として業務に取り組んでいた長崎県地域生活定着支援センターの受託法人である社会福祉法人南高愛隣会に何度も足を運び、本事業の基礎を学んだ。長崎県地域生活定着支援センターにとって当会は公募で競合した事業所であるにもかかわらず、快く受け入れていただき丁寧な指導を受けたことで、事業実施に当たっての準備を整えることができた。

2009 年（平成 21 年）12 月には、佐賀県より佐賀県地域生活定着支援センター（以下、「当センター」という。）運営業務を受託し、当会会館内に事務所を設置し事業を開始した。当センターは全国でも 6 番目に早い設置であった。

第 2 節　事業開始時における苦悩

(1) 司法と福祉の連携

本事業を展開していくにあたり、当センターのソーシャルワークを実践する相談支援員（以下、「相談支援員」という。）が支援対象者の社会復帰支援の為、関係機関との調整業務を行うことは難航を極めるものだった。特に、刑務所や

保護観察所、更生保護施設である司法分野との文化の違いは顕著であった。まずは福祉分野では聞きなれない司法分野の専門用語があった。刑務所や保護観察所が提供する支援対象者情報には、処遇や分類等が記載されており、その言葉の意味を理解していくことからの始まりであった。福祉分野・司法分野共に、当たり前に通用していた専門用語をお互いに理解するまでには時間を要した。

次に、地域生活定着支援センターの業務が出所後直ちに福祉サービスに繋ぐという役割であることから、受刑中から矯正施設内で介護認定や障害者の手帳取得に関して主治医意見書の作成を矯正施設側に求めていくことも、当センター設置当初は容易ではなかった。

司法と福祉で職員の立ち位置にも違いがあった。矯正施設や保護観察所では対象者の更生を目指す立場から指導や助言などが行われていたが、当センターの相談支援員は対象者を指導・処遇するという立場ではなく、対象者側に立ち、対象者の利益を最優先し、寄り添った支援を行っていくことを基本としている。相談支援員のこのような姿勢は、従来の司法分野での取り組みの姿勢とは異なっており、司法の関係機関からは、相談支援員が対象者に対し、地域で安心して暮らしていける支援が実際にできるのか、との声も多かった。

しかし、徐々に矯正施設や保護観察所等での理解が進み、一つひとつの支援を通じて司法分野との関係性を深めることで、円滑な連携が図れるようになっていった。

(2) 相談支援員の苦悩と地域社会の理解促進

支援を実践していくなかで、当センターが行う事業や業務、対象者への支援の必要性について、関係機関の理解や協力を得ることは容易ではなかった。刑期を終えて罪を償い刑務所を出所してきたとはいえ刑余者という事実は重く、その印象は簡単に拭えないのが現実である。「なぜこの町に戻ってくるのか」、「何かあったら責任を取ってくれるのか」など、対象者が地域に戻ってくることについての心配から強い言葉を聞くことが日常だった。また、福祉施設に入所の相談を行った際には、刑余者が対象者であること、対象者が急変や入院した際に連絡が取れる親族がいるのか、費用の支払いが滞った際はどうするのかと、親族や保証人の問題等から立て続けに断られることも珍しくなく、関係機

関等と円滑な連携ができないことは精神的にも辛く、相談支援員の心も折れそうになった。関係機関を訪問する際には、行く先々で本事業の趣旨を一から説明し理解してもらうことから始まった。窓口の一人ひとりに、この事業の必要性や当センター設置の背景、対象者が事件に至った状況や生活歴などを説明し、先入観をもった話し合いではなく、まずは話を聞いてもらう面談を行うことに努めた。当センターの相談支援員は、多少対応が厳しい状況であっても「自分たちが窓口に出向かない限り誰も出向いてくれる人はいない。自分たちがやらずに誰がやるのだ。やるしかない。」という強い思いで足を運んだ。土日は休みを返上し、出前講座を行ったこともあった。とにかく関係機関に耳を傾けてもらうため、信用を得るため、草の根からひたむきに取り組んだ。時には、関係機関からの相談で、深夜の訪問や電話対応、緊急での病院受診の同行等も行い、今思えば少し行き過ぎるぐらいの気構えだった。

地域生活定着支援センターの事業では、地域の中の多種多様な関係機関と協働体制を構築していくことが重要である。このため、開設時から矯正施設と保護観察所、その他の地域の関係機関と毎月連絡会議を開催した。連絡会議では分野の垣根を越えて、現在行っているケースの進捗および司法と福祉の分野で壁となっている課題やその解決方法などを協議し、支援のあり方などについて相互理解に努めていった。事業開設 8 ヶ月後となった 2010 年(平成 22 年)7 月には周知活動の一環として、当会主催として開催した 21 世紀社会福祉セミナーにおいて、「誰もが安心して暮らせる社会へ」と題し、講演とシンポジウムを行った。講師には、先駆的に本事業を実施された長崎県の社会福祉法人南高愛隣会理事長であった田島良昭氏を招き、地域生活定着支援センター事業開始に伴う研究事業、モデル事業を実施された経緯や対象者支援の現状、これからの社会に求められることを講演していただいた。参加された方々の田島氏の熱い想いへの共感は、当センターの支援に心強い後押しとなった。シンポジウムでは、佐賀保護観察所と麓刑務所、長崎県地域生活定着支援センター、佐賀県地域生活定着支援センターの職員がシンポジストとして意見交換、討議し、刑務所などの矯正施設入所者のなかには、帰る先を確保できないまま退所する等、必要とする福祉の支援を受けてこなかった、あるいは受けられなかった高齢者、障害者が数多く存在していることを周知し、多くの参加者に対象者支援

の意義についての普及啓発を図ることができた。開設3年目である2013年(平成25年)3月の地域生活定着支援センター普及啓発セミナーでは「獄窓記」を出版した山本譲二氏を迎え「塀の中の現実にみる我が国の福祉」というテーマで講演していただいた。

このような相談支援員の日々の活動やシンポジウムの開催等により、徐々に司法、福祉関係者だけではなく、多くの一般県民や地域の関係者の方々に、地域生活定着支援センター事業の意義や対象者支援への理解と協力の輪を広めていった。

第3節　ソーシャルワークの実践

(1) 業務の内容

地域生活定着支援センター事業では、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対し、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携し、対象者が釈放後からスムーズに福祉サービスを受けられるよう取り組み、帰住予定地が県外の対象者に関しては、担当する他県の地域生活定着支援センターと連携し支援を行っている。地域生活定着支援センターの業務には、①コーディネート業務、②フォローアップ業務、③被疑者等支援業務、④相談支援業務及び⑤その他必要な支援業務の5つがある。

①コーディネート業務では、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象として、矯正施設退所後に必要な福祉サービスの内容を確認し、利用する福祉事業所等のあっせん又は、必要な福祉サービスを受けられるように申請手続きを行うなどの支援を行う。また、受け入れ先の選定や確保を行う。

②フォローアップ業務では、コーディネート業務のあっせんにより矯正施設対処者を受け入れた事業所に対し必要な情報提供や助言等を行う。

(①及び②は次項図1参照)

［図 1］　コーディネート業務・フォローアップ業務の流れ

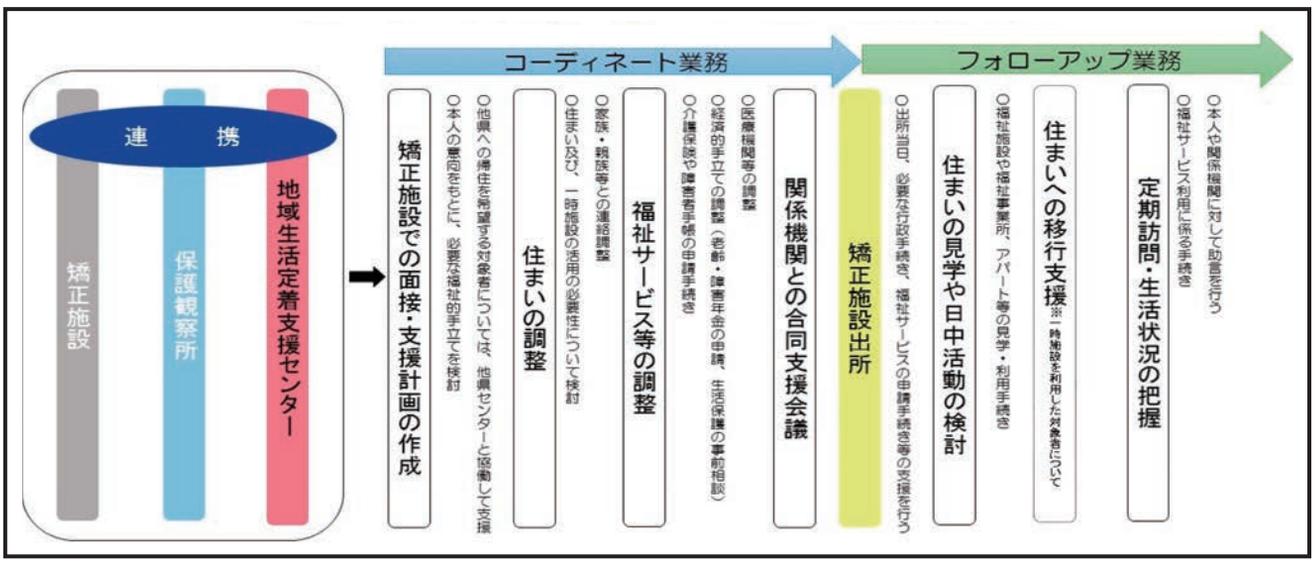

③被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後、必要な援助等を継続的に行うこと

④相談支援業務

高齢又は障害のある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める 者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと

⑤その他必要な支援業務

その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

※厚労省　関連通知等　「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成 21 年 5 月 27 日付社援総発第 0527001 号別添）より抜粋

①被疑者等支援業務は、2021 年度（令和 3 年度）から新たに事業化された業務であり、この業務では、刑事手続の入口段階（捜査・公判段階）にある高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な被疑者・被告人等に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう調整業務を行う（図 2 参照）。

②相談支援業務では、懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人や家族その関係者の相談に応じ助言その他必要な支援を行う。
③その他必要な支援業務として、コーディネート業務、フォローアップ業務、被疑者等支援業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために、関係機関との恒常的な連携確保や研修や普及啓発活動などを行う。

地域生活定着支援センター事業は、対象者が刑余者ということで、対象者によっては、家族から二度と関わりたくない、地元に戻って来ないでほしいと言った言葉が聞かれたり、そもそも身寄りがないなど、社会との繋がりが希薄である対象者が多いことから、支援に困難を伴う事業ともいえる。そのような事業を行う上で対象者の生育歴、生活背景を把握・理解し、対象者個人が社会で安心した生活が送れるよう様々な課題に向けた支援や、対象者と地域社会との関係性構築等、地域での生活を支える為、ミクロ視点からマクロ視点を持った高度なソーシャルワークが求められている。また、関係機関や地域住民からは、対象者が起こした事件に目が向いてしまいがちになるため、同じような事件を起こさないか、社会内で危険性がないかとの心配の声を聞くことも多い。その際、相談支援員は、再び罪を犯す危険性も考慮しながら、ストレングスモデルの視点に立ち、対象者の強みは何なのかを一緒に探し、強みを活かしながら再び罪を犯さない環境を整える等して、自立した力を発揮できるようエンパワメントを高める姿勢が大切である。

司法と福祉の架け橋となる当センターが、対象者を刑務所から地域社会へつなぎ、そして、地域に戻った後は受入先である地域の関係者と対象者の双方をサポートし、対象者が地域生活に定着していくよう支える必要がある。

［図 2］　被疑者等支援業務フロー

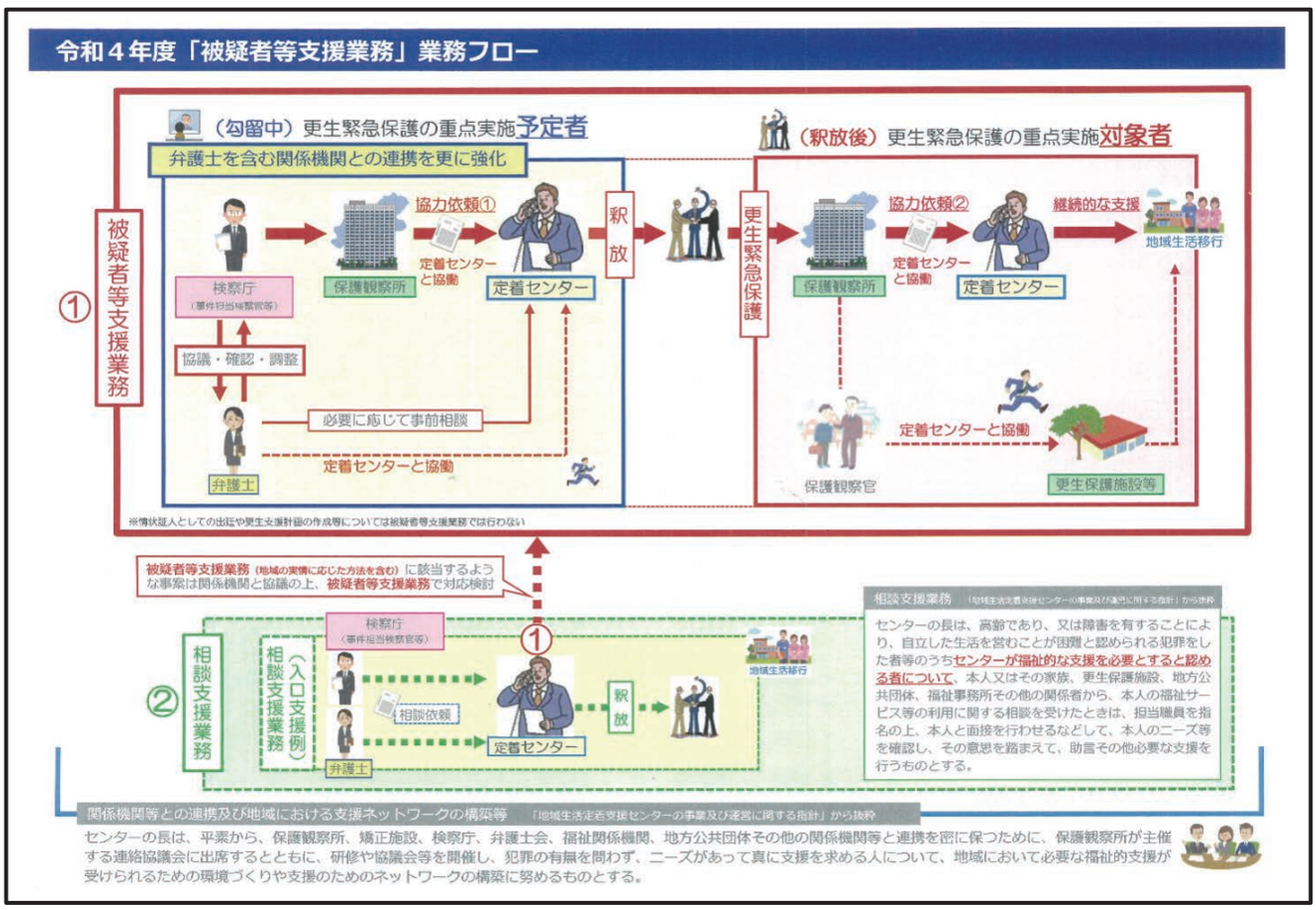

一般社団法人　全国地域生活定着支援センター協議会　「被疑者等支援業務のすゝめ」より抜粋

(2) 事業の実績と対象者の状況

ここで、開所時 2009 年（平成 21 年）12 月から 2022 年度（令和 4 年度）までの当センターの実績を紹介する（図 3)。

［図 3］　センター支援状況

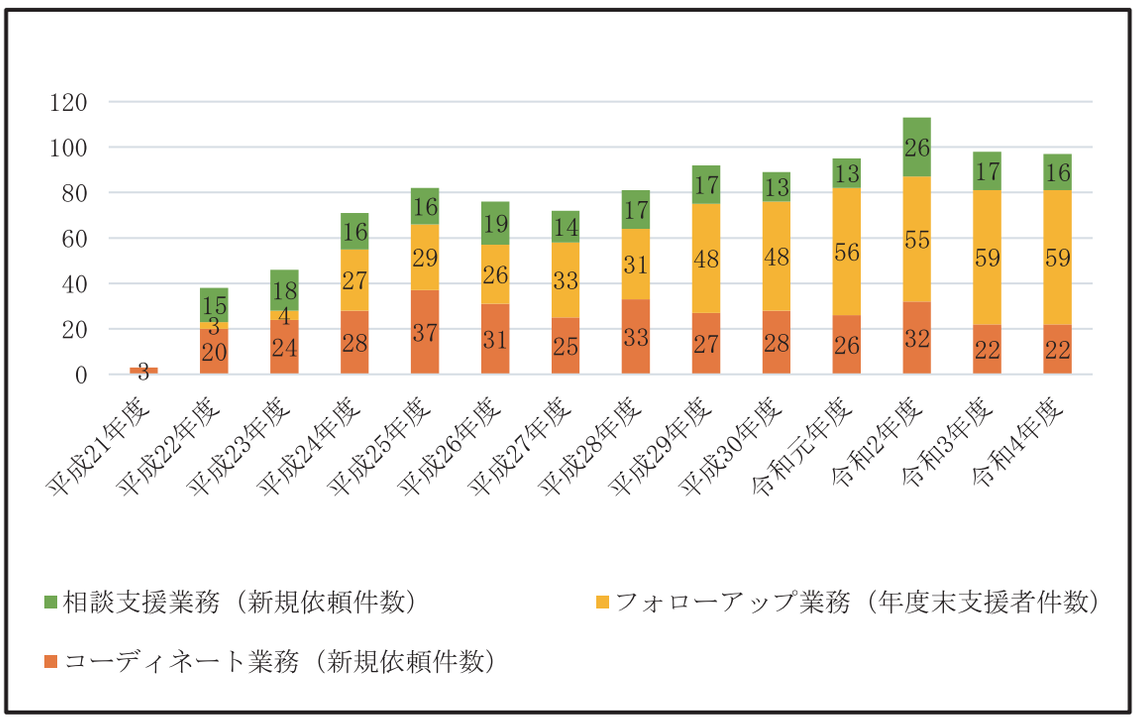

上記グラフに示すように、支援状況については開所時の 2009 年度（平成 21 年度）を除き、毎年度 25 件程度のコーディネート業務の依頼がある。開設から 10 年経過した変化として、フォローアップ業務が年々増加傾向にあり、毎月 100 件程の支援を継続している。フォローアップ業務増加の理由には、毎年矯正施設から出所する対象者がいる一方で、対象者が地域で落ち着き始めた為、終結を検討する段階で、再度不安定な状態に陥ったり、なかには受け入れ事業所から当センターが傍にいると心強いと言われ、フォローアップ業務を終結しづらいケースもある。その他、対象者の多くは帰住希望先が九州各県であるが、なかには九州以外へ帰住希望されることもあり、コーディネート業務中に帰住希望先の都道府県地域生活定着支援センターと連携を図り支援を行っている。

次に、2009 年度（平成 21 年度）から 2022 年年度（令和 4 年度）までのコーディネート業務件数で表した年代別・男女比と、コーディネート業務対象者の罪名を図 4、図 5 に示す。

［図 4］　コーディネート業務対象者 年齢別･男女比

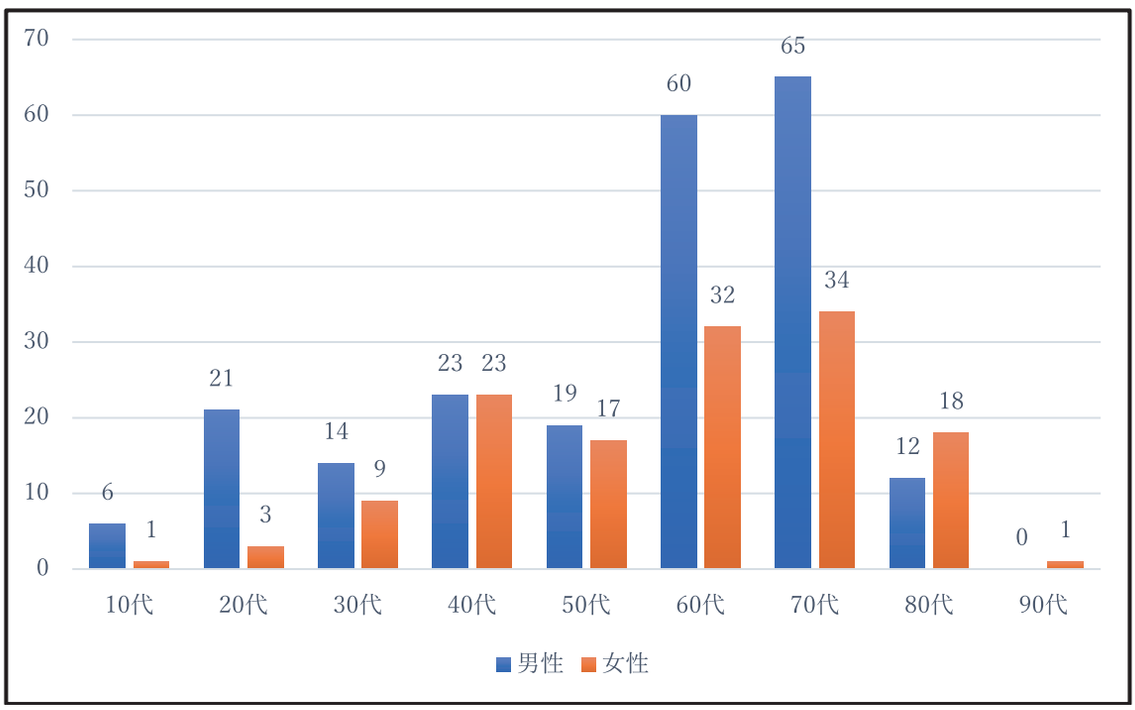

（2009 年度（H21 年度）～2022（R4 年度）対象者 358 名）

図 4 に示すように、年齢としては男女共に 60 歳代や 70 歳代が多いことがわかる。

［図 5］　罪名　　（2009 年度（H21 年度）～2022（R4 年度）対象者 358 名）

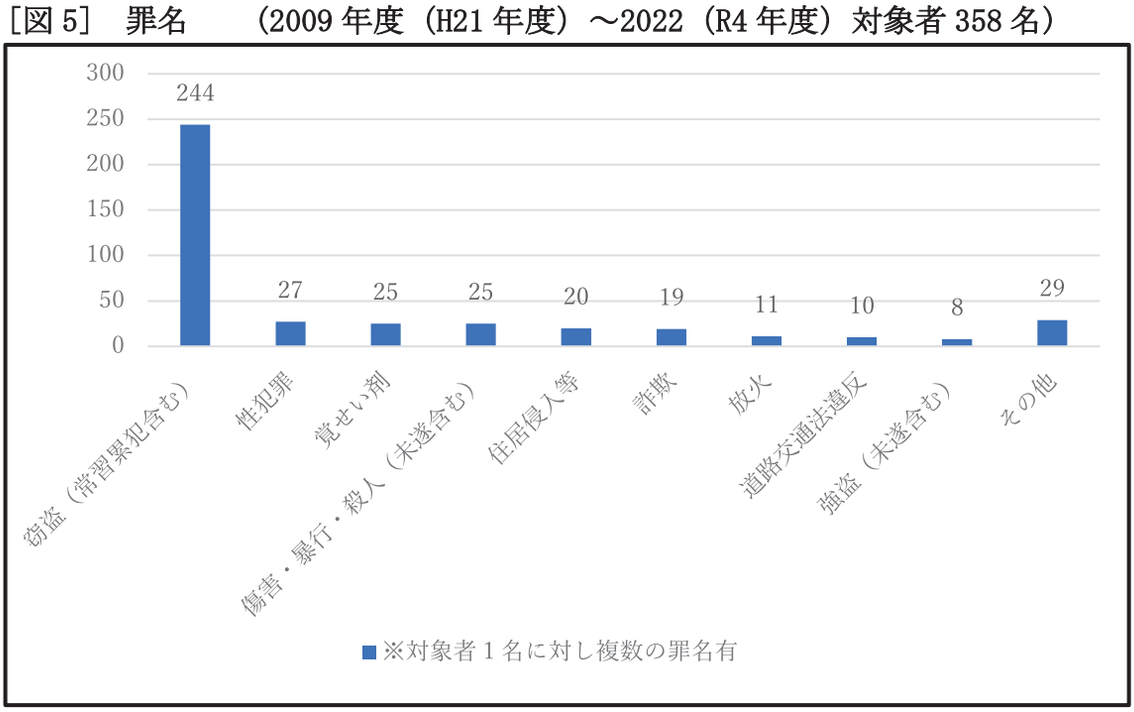

そして、図 5 からは、窃盗が約 7 割を占めていることがわかる。実際に対象者と面接するなかで、窃盗を起こした理由を聞くと、「お金がなかった、先々の生活のことが心配でお金を使いたくなかった」という言葉が多く、高齢で仕事もなく、少額の年金で暮らし、生活保護の申請を知らず、生活に困り窃盗を起こした対象者もいた。また、近年の対象者からみえるのは、10 歳代 20 歳代の知的障害者や精神障害者の件数が増加していることである。本事業開始時にみられた高齢などの理由で生活に困窮し窃盗を犯した対象者から、親からの虐待やパートナーとのトラブル、金銭面や性への衝動から罪を犯したなど、背景は多岐にわたり、複合的な課題を抱えた支援対象者が増えている。

次に示しているグラフ（図 6）は、対象者を高齢者か障害者、また重複しているのかに種別したグラフと、さらに障害（疑い含む）のある対象者を知的障害、精神障害、身体障害に種別したグラフ（図 7）である。

［図 6］コーディネート業務対象者

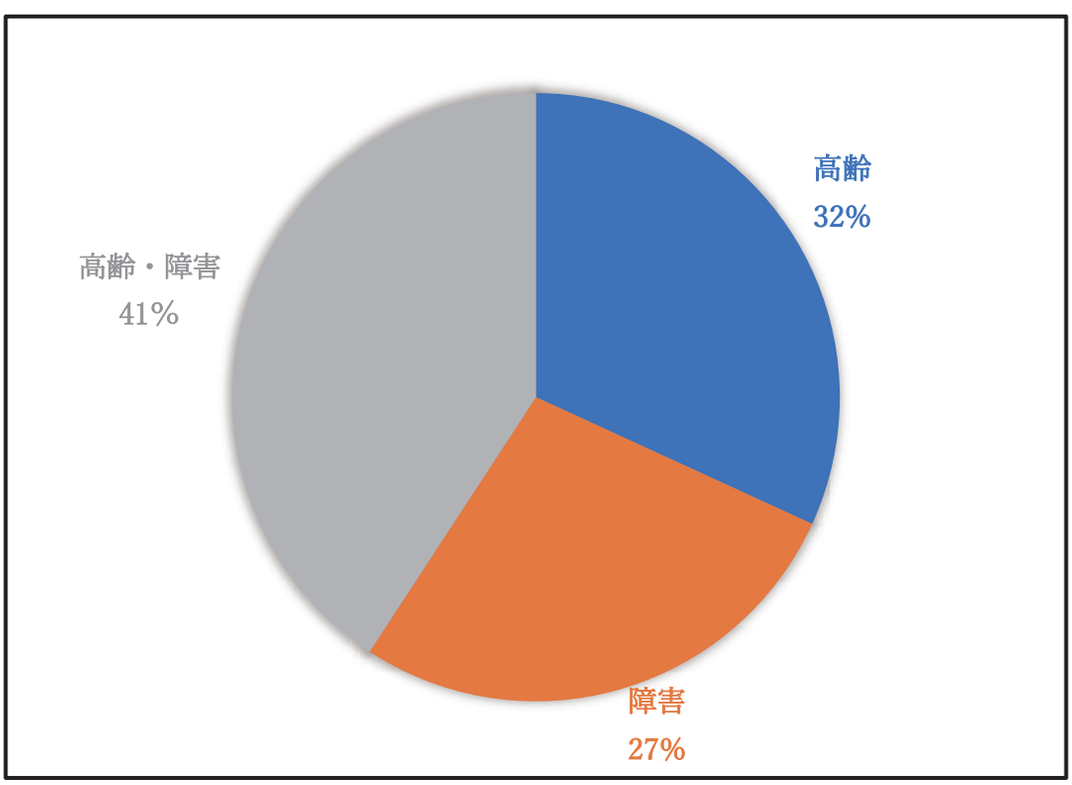

（2009 年度（H21 年度）～2022（R4 年度）対象者 358 名）

図６のコーディネート業務対象者の種別グラフからは、障害を抱えている対象者が全体の約７割に上っていることがわかる。このことが示すのは、対象者は福祉支援の必要性がありながら、福祉支援に繋がっていない、または繋がりが希薄等、社会生活での生きづらさを抱えていた可能性が高い、ということである。

［図７］　コーディネート業務対象者

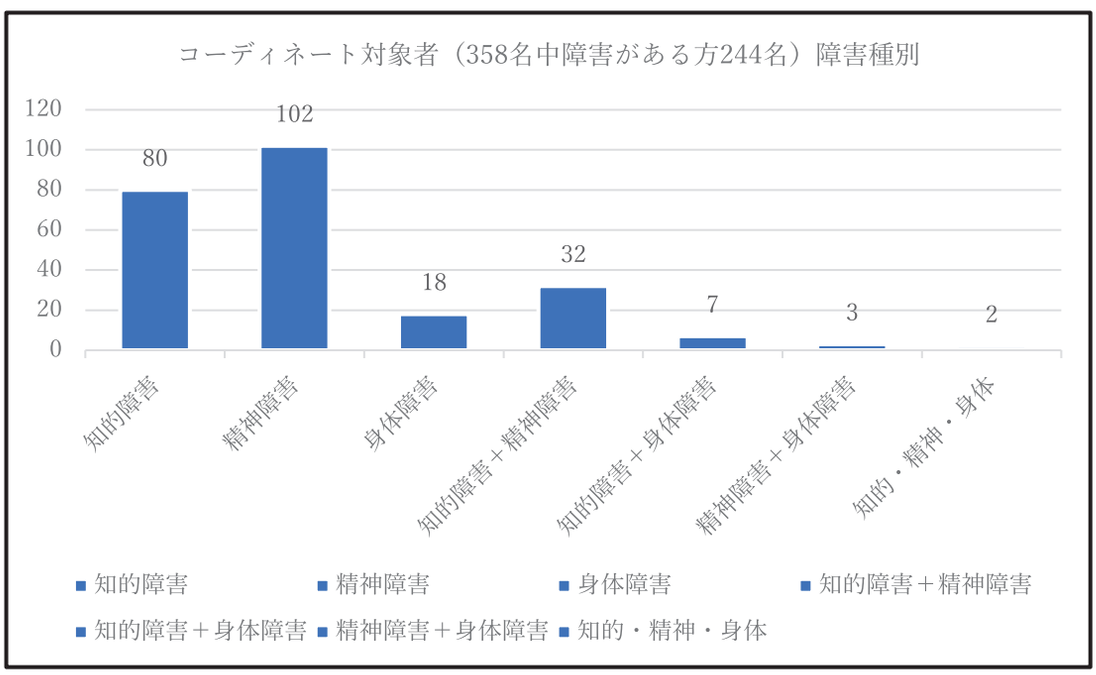

（2009 年度（H21 年度）～2022（R4 年度）対象者 358 名　障害者別）

また、図７のコーディネート業務対象者の障害種別のグラフでは、知的障害や精神障害を有している人が多いことや、障害が重複している対象者も一定数いることがわかる。

当センターでは、このような対象者に対して、矯正施設入所中から出所後の生活について、意向確認の面接を何度も実施している。福祉サービスを利用するためには、対象者が直接相談窓口に訪問する必要があるが、介護保険サービスの要介護認定の申請や障害福祉サービスの申請等、利用する福祉サービスによっては矯正施設入所中に手続きが行える場合がある。矯正施設入所中から福

祉サービスに繋げることで、対象者は出所日以降すぐに福祉サービスを受けることが可能となり、出所後の生活に対する不安が減少し、安心感や生活リズムを早期に整えることが出来るようになる。また、出所後も引き続き行うフォローアップ業務のなかで、対象者が不安や心配に思っていても関係者へ直接言えない場合、当センターの相談支援員が代弁等の支援を行うことにより、対象者と関係機関との信頼関係が構築され、相互理解が進み、結果として、多少の問題が起きながらも適宜解決を図ることで、対象者自身が引き続き地域で定着した生活を送ることが出来るのである。

(3) 事業に伴う諸活動

当センターでは出所後、自立支援に向けて一時的に生活する場として、更生保護施設を活用していたが、対象者の中には、性犯罪歴があるため、目の前に学校がある更生保護施設への入居が難しいと判断されたり、男性を対象とした施設であるため、更生保護施設に入居できない対象者がいた。このため、更生保護施設以外に一時的に生活する場として、自立準備ホームの登録が 2011 年度（平成 23 年度）から開始となる。自立準備ホームとは、あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人、社会福祉法人等が、それぞれの特徴を活かして、出所したばかりの対象者の自立を促す施設（一時的生活施設）である。施設の形態はさまざまで、社会福祉施設のように集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もある。いずれの場合もホームの職員が毎日生活指導等を行う。図 8 が県内へ帰住した対象者 174 名の矯正施設出所直後の入居先をグラフで表したものである。

［図 8］　県内帰住先

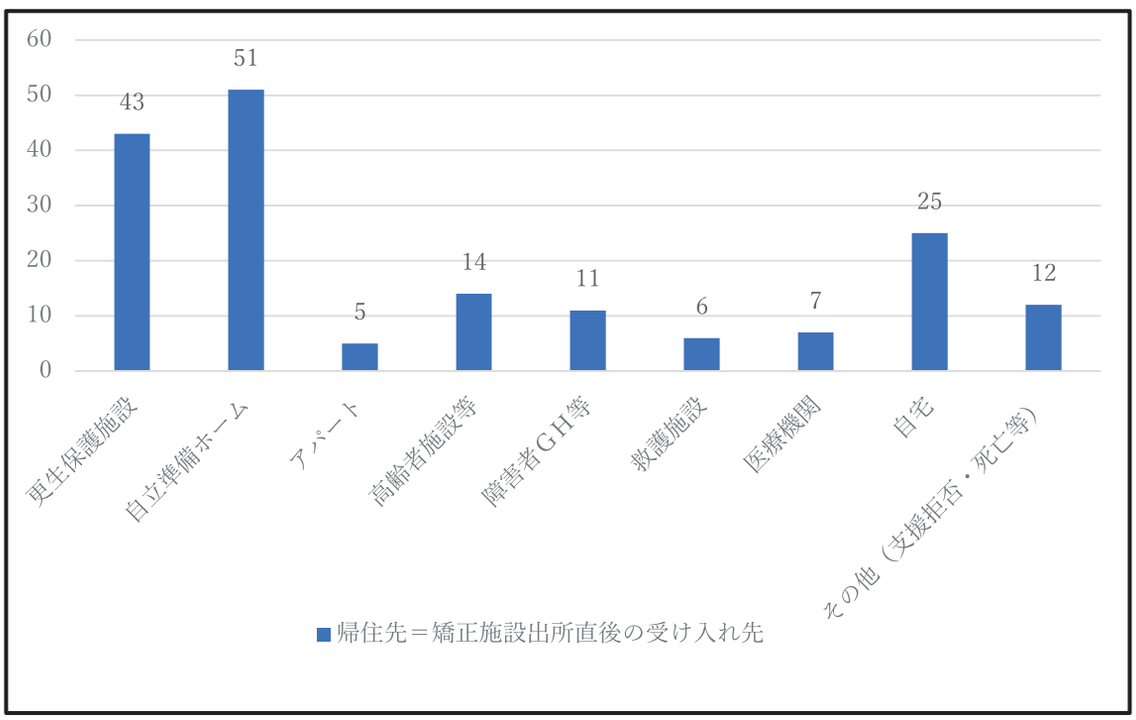

（2009 年度（H21 年度）～2022 年度（R4 年度）コーディネート対象者 174 名）

対象者の中には、矯正施設出所直後の福祉施設等への入所に不安を抱く者もいる。また、当事業開始時には、対象者を受け入れる事業所側から、対象者が社会でトラブルなく、どれだけ生活が出来るのか把握した上で受け入れたいという不安の声も聞かれた。このため、最終的な入所先を決めるための準備を進める場所として、佐賀県でも自立準備ホームの登録が必要と判断し、保護観察所と協働することで、これまで県内に多数の登録をしていただくことが出来た。自立準備ホームの登録が進んだことで、罪名や性別に関係なく受け入れ可能な施設が増え、対象者に合わせた一時的な入居先を確保できるようになった。このことは、対象者や受け入れ事業所側、双方にとってメリットがあるものとなった。しかし、県内の自立準備ホームが潤沢であるとは言えない。自立準備ホームは、対象者だけでなく受け入れる事業所側にもメリットがあることから、今後も保護観察所と共に積極的に自立準備ホームの登録のため、協議を進めていく必要があると考える。

また、弁護士会との協働もある。弁護士会からの支援の依頼では、被疑者被告人段階での支援を行っている。対象者が福祉サービス等を利用できるよう調整を行い、必要時には情状証人として法廷での証言や、更生支援計画書を作成する等、高齢者、障害者また障害の疑いのある被疑者被告人に対して、支援を実践している。2012 年(平成 24 年)からは、毎年 1 回、弁護士会との勉強会を開催し、事例検討を行ったりするなど、当センターの事業への理解を深めていただくと共に、弁護士からの支援依頼者の情報提供等について協議し、共通のアセスメントツールを活用できるように連携を図っている。

さらに、佐賀地方検察庁とは、2018 年(平成 30 年)8 月に協定書を交わし、当会の社会福祉士を派遣し、被疑者・被告人との面接を実施し、検察庁への助言や福祉機関、医療機関へ繋ぐ調整を行うなど、司法の入り口段階でも積極的に関わっている。その実績もあり、2021 年度(令和 3 年度)から事業化された被疑者等支援業務においても、相談支援員は不安を感じることなく、前向きに取り組んでいる。

その他には、県内矯正施設での社会復帰支援の指導教育で積極的に講師を努めるとともに、地域連携事業として、受刑者の出所後の生活について矯正施設内で受刑者に対して相談や助言等も行っている。矯正施設で行われている社会復帰支援の指導では、近年、地域生活定着支援センターの事業説明を行う内容も含まれるようになった。指導を受けた受刑者が、出所後の生活を真面目に考え、支援を受ける事に前向きになり、当センターの支援対象者となったケースもある。

全国の刑法犯検挙人員の再犯率は 49.1%[注)] であるが、当センターの支援を受けた県内対象者の再犯率は 18.9%（令和 4 年度末時点）であり、福祉支援を受けた利用者の再犯率の低さから鑑みても、本事業による効果が表れていると考えられる。

注）令和 2 年　警察庁の統計による

第４節　事業の実施に伴い見えてきた課題への取り組み

（１）地域社会と関係機関の課題

当センターの相談支援員は、司法分野との連携に留まらず、対象者の多様化・複雑化する課題に対して、行政機関をはじめとした福祉分野の関係機関等と連携を図ると共に、地域住民の理解を得ることで、対象者が地域社会において安心して生活ができるよう支援することが求められおり、相談支援員がソーシャルワークの専門職として、地域の中で果たすべき役割、責任は大きい。

しかし、地域の実情として、対象者の中には殺人や性犯罪、放火等の犯罪から、関係機関も受け入れを躊躇する場面があり、地域生活定着支援センターが対象者支援を行うも、地域の関係機関が身を引いてしまい、結果として地域生活定着支援センターだけが対象者へ主体的に関わり続ける、といった、対象者が地域の中で困惑し孤立していくことは珍しくない。このように、受託した地域生活定着支援センターのみが行き先がない対象者の支援を行うことは望ましいことではなく、地域社会の福祉支援を担う関係機関と共に、一つのチームとして対象者支援を実践することが必要である。当事業は地域を基盤としたソーシャルワークの実践であり、このような地域づくりを行うことは、当事業が目指すべき姿の一つといえる。また、個である地域の福祉事業所や関係者を地域全体で支え、その個を支える地域を当センターが後方支援として支え援助していくこと、例えるなら点を線で繋ぎ面にするような支援の展開が、実際のケースを通じて求められる。

また、65 歳までに障害福祉サービスを利用していた者は、引き続き福祉的就労可能であるのに対し、65 歳を過ぎて障害者になった者は、福祉的就労をしたい場合であっても、就労は不可と断る市町もあるなど、必要とするサービスを必要とする者が受けることができないといった、制度の狭間に陥ってしまうこと等の課題が挙げられる。このような状況は、当センターが支援する対象者のみに該当するのではなく、社会全般に普遍的な障壁があると考えるべきではないだろうか。

社会全般の普遍的な問題としては、主に教育環境や家庭環境、貧困等の環境が個人に及ぼす影響は大きく、今では多くの福祉施策で学びの機会確保や、養

育環境の整備等、格差の是正が図られている。そして、社会福祉士である私達とすれば、対象者の利益や権利を擁護するためにも、社会的障壁を地域社会で起きている福祉的課題として捉え、時には地域の資源を有効に連携させ、不足している資源は地域と共に創っていくことで、地域の福祉的課題の解決に繋げていくことが必要であると考える。

(2) 相談支援員の課題と今後の取り組み

関係機関が支援対象者に対して前向きでない反応を示された例を考えると、伝えるべきは、事件や罪名ではなく、経済的貧困や社会的孤立、また認知症や何らかの障害を抱えている等の罪を犯した様々な背景であろう。このような生きづらさに対して目を向けることができるよう、我々相談支援員自身が、この支援の視点をしっかり身に着けておく必要がある。支援に必要な視点を持ったうえで、我々は関係機関に情報提供を行い、関係機関の不安感の軽減に努めることが求められている。

一方、全国の地域生活定着支援センター職員の勤務年数は、3 年未満が全体の約 6 割との報告もある。当センター事業が 10 年を過ぎた中において、対象者と地域を繋げていく調整業務には、相談支援員として苦悩や葛藤は絶えず、挫折する場面も多い。地域生活定着支援センター事業をよりよく効果的に展開するためには、ソーシャルワークの高い専門性を持った相談支援員の確保も重要である。その専門性の高い相談支援員を確保するには、地域生活定着支援センターの相談支援員間でのフォロー体制が必要であり、熟練した相談支援員が新任相談支援員に対して、相談支援員としての倫理観や資源の活用方法、時には挫折した事例を共有するなど、共にチームとして解決し乗り越えていくことが大切であると考える。

対象者の権利や利益を優先としながらも、支援者は、対象者が自分自身の課題に向き合い、支援者と共に課題を共有し、対象者自身による自己選択と自己決定を促していくような、伴走型支援を実践する事が大切である。また、対象者支援においては、地域生活定着支援センターが主体的に支援を展開するだけではなく、今後も地域の相談支援機関と共に対象者の出所後の生活について考え、対象者が安心して住むことができる生活環境を地域全体で支え、見守って

いけるよう、地域社会での環境を整えていく必要があると考える。そのためにも、不安を感じている各関係機関には当センターが積極的にアプローチし、不安の解消に向けて共に考え、地域で支える基盤を創っていく働きかけを地道に行っていくことが重要なのである。

最後に、今後の当センターの取り組みについて述べると、当センターが事業を受託して 10 年を過ぎた。様々な啓発活動を行ってきたが、今もなお、当センターと連携していない事業所や当センターの事を知らない人が多いのが現状であり、改めて地域の方々に対して当事業に対する更なる理解を深めていただけるよう、また、福祉的支援を必要とする対象者が生活している地域の関係機関等が、対象者の支援に主体的に関わっていただけるよう、その環境を整えていきたい。このため、圏域ごとで行われている自立支援協議会等での当事業の説明や、各市町の行政に対し実務者レベルでの協議会を開催する等、更なる理解の促進を図っていく。

また、対象者が抱える課題は多様化・複雑化している。このことからも、常に新しい知識を学び、制度等を理解しておく必要がある。さらに、当会には福祉の分野で活躍している会員が数多くいるため、会員のネットワークを最大限に活かすために会員向けの研修会を開催し、地域での関係機関の理解に繋げていきたい。併せて、地域全体に向けた地域生活定着支援センター普及啓発セミナー等の啓発活動を今後も継続し実施していくことで、社会全体が対象者支援に前向きになり、支援の底上げが出来る環境を目指して取り組んでいきたい。

第 4 章

生活困窮者自立相談支援事業における
ソーシャルワークの実践

第4章　生活困窮者自立相談支援事業における ソーシャルワークの実践

第１節　生活困窮者自立支援制度の設立

2015 年（平成 27 年）4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への支援を抜本的に再構築し強化するために、生活保護に至る前の段階で自立を促す新たな制度が始まった。

この制度が創設された背景には、1990 年（平成 2 年）以降、バブル経済崩壊の影響が長期化し、景気低迷が続いたことがある。バブル崩壊以降失業率は上昇し、長期失業者や若者層の失業も増加していった。また雇用形態は変化し、非正規雇用労働者の割合が増加するとともに、非正規雇用労働者の雇用の不安定さや賃金の低さ等の問題によって経済的に困窮した人々が増加していった。単身世帯の増加や少子高齢化、家族のあり方、さらには、地域のつながりの希薄さや孤立状態の問題など、社会構造の変化によって生み出されたこれらの新しい課題は、個人の問題に還元されるべきものではなく、社会全体で支援の仕組みを再構築することによって取り組む必要があると考えられた。

既存の制度や福祉サービスを可能な限り活用しつつ、それでも複雑に絡み合った課題により現行の制度や福祉サービスのみでは対応しきれない、いわゆる制度の狭間におかれている人に対し、人に合わせた切れ目のない支援体制づくりとワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供する仕組みづくりが求められることとなった。そして、これらの状況を受け、生活困窮者の自立に向けた支援が確実かつ適切に実施されるよう、新たな制度として、生活保護に至る前の人を支援するための就労や居住支援といった、人々の生活の根幹に対する支援を行うため、2013 年（平成 25 年）12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、いわゆる「第 2 のセーフティーネット」が創設され、佐賀県においても 2015 年（平成 27 年）4 月、県下一斉に事業が始まった。

生活困窮者自立支援制度（以下、「当制度」という。）では、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が制度の目標に掲げられており、相談者の自己選択と自己決定を大切にし、主体性を確保しながら多様で複合的な課題を有している相談者に寄り添った支援を行っていく。加えて、これまであった福祉の支援の枠を超え、生活困窮者支援を通じて地域の課題を地域で解決することを目指すネットワークの構築が求められている。当制度の支援の特徴には、「包括的な支援」、「個別的な支援」、「早期的な支援」、「継続的

な支援」、「分権的・創造的な支援」の５つがある。また、従事する相談支援員には「権利擁護」、「中立性・公平性」、「秘密保持」の３の倫理が求められている。これらの目標や支援の在り方、倫理は、福祉分野では基本的なことである。

第２節　生活困窮者自立支援事業の受託

当会における相談支援の分野の活動は、1993 年（平成５年）の任意団体の佐賀県社会福祉士会設立時より、会員活動として「福祉なんでも相談」を実施し、その後、2003 年（平成 15 年）からは、常勤の社会福祉士を配置し、さまざまな生活相談や権利擁護の相談等を実践してきた。さらに、2009 年（平成 21 年）12 月からは地域生活定着支援事業の業務を佐賀県から受託し、罪を犯した高齢者・障害者の地域生活移行を積極的に行ってきた。また、2001 年（平成 13 年）からは、成年後見制度に関する相談支援活動を拡充しつつ、他の相談支援事業についても事務局職員と会員が協働し、活動を押し広げてきた。

2014年(平成26年)6月30日　月曜日

貧困層の拡大
危機感を共有

佐賀市でセミナー　支援策探る

家計が苦しい生活困窮者の自立支援策を考えるセミナーが29日、佐賀市天神のアバンセであった＝写真。「生活困窮者自立支援法」が来年4月に施行されるのを前に、県社会福祉士会が企画。福祉関係者など約250人が参加した。

法は、生活保護受給者の増加を食い止めるため、経済的に困っている人の相談窓口の開設▽離職で住居を失った人への給付金支給▽自立に向けた生活再建計画作成―などの支援策を自治体に義務付けている。

基調講演では、厚生労働省の熊木正人・生活困窮者自立支援室室長が法の理念などを解説。熊木氏は、生

一方、2013 年（平成 25 年）度から全国各地において「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が実施された。厚生労働省では、特別部会の報告書や生活困窮者自立支援法案で示されている事業をモデル的に実施した自治体から情報を収集し、生活困窮者が抱える課題や新たな生活支援体系による支援の成果等を把握され、制度化に向けた検討が進められた。

当会では、2014 年（平成 26 年）６月 29 日に生活困窮者自立支援制度の施行に向けて一般市民及び福祉関係者等を対象としたセミナーを開催した。これは、当制度に係る事業を実施・運営することは未確定ではあったものの、その意義や重要性を認識したうえで、当制度は佐賀県においても推進していくべきものであると確信し、セミナーの開催に至った。セミナーでは、基調講演に当時の厚生労働省地域福祉課生活困窮者自立支援室の室長熊

木正人氏を招き、制度全体に関する講演をいただいた。シンポジウムでは佐賀県における貧困問題の現状と当制度施行に向けた展望を、シンポジストである特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事の谷口仁史氏、パーソナルサポートセンターやまぐち統括（当時）の河杉知治氏及び当会事務局職員にて論議を深めた。

佐賀県では、当制度実施に向けたモデル事業を 2014 年（平成 26 年）9 月に開始することとし、県内の 2 市 4 町を対象地域とした自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の 3 事業に関する企画コンペティションが開催された。当会は、社会福祉士の職能団体として、社会福祉の援助を必要とする佐賀県民の生活と権利を擁護し、地域福祉の推進と発展、社会福祉の増進に寄与することを目的に公益事業を行う法人であるため、これらの事業受託は当会の使命であると考え、この企画コンペティションに参加した。しかし、残念ながら他団体との競合の末、選定されず、モデル事業の運営を行うことができなかった。

その後、当会理事や会員、事務局職員らによる特別委員会を設置し、選定されなかった要因を分析するとともに、受託する意義や目的等をもう一度見つめ直し、半年後に行われる当制度の本格実施に向けた企画コンペティション参加の有無についても協議を重ねた。特別委員会の委員の多くが一度は選定されなかったものの、福祉の専門職団体として県民の福祉の増進のためにやはり当会が実施していくべき公益事業だろうという意見が多数挙がり、再チャレンジすることとなった。本格実施に向けた企画コンペティションに参加した結果、2015 年（平成 27 年）4 月、佐賀県より県内の全 10 町を対象地域として当制度の「生活困窮者自立支援事業」（以下、「当事業」という。）に関する業務委託を受けることとなった。モデル事業から一転しての委託事業所の変更による事業受託は、高まる意気込みと同時に、佐賀県からの期待と重圧感に身が引き締まる思いであった。

さらに、同年、神埼市より公募された当事業にも応募し、自立相談支援事業及び家計相談支援事業（現：家計改善支援事業）を受託することとなった。

佐賀県において当事業を実施する自立相談支援機関は、「生活自立支援センター」と名付けられ、当会が受託した自立相談支援機関については 10 町を対象地域とした「佐賀県生活自立支援センター」、神埼市を対象地域とした「神埼市

生活自立支援センター」との名称で設置し、事業がスタートした。

第３節　任意事業の受託

生活困窮者自立支援制度では、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者への包括的な支援を実現するために、自立相談支援事業を中核としながら、生活困窮者の状態に応じて、関係機関と連携しながら各種支援を提供してくことが不可欠であるとされている。また、生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置自治体が地域の実情に合わせて支援を提供できるよう、家計改善支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の 4 つの任意事業を創設している。これらの任意事業は、生活困窮者を多面的に支援できるよう定められた事業であり、自治体においては地域の実情に応じ包括的に取り組むことが重要とされている。

（１）家計改善支援事業

神埼市生活自立支援センターでは、2015 年度(平成 27 年度)より必須事業である自立相談支援事業とともに任意事業の家計改善支援事業（旧：家計相談支援事業）を実施ししたため、両面から対象者に対し深く関わる支援を行っている。

家計改善支援事業従事者養成研修の受講には、相談支援に関わる知識・技術、家計管理に関わる知識・技術、社会保障制度や金融に関わる知識を有していることが必要であり、次の①から⑤のような人材が考えられるとされている。

① 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
② 社会福祉士の資格を有する者
③ 社会保険労務士
④ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
⑤ 上記①～④に掲げる者と同等の能力又は実務を有する者

当会では、成年後見制度に関する業務やその他の相談援助業務に携わってきたため、一般的な生活に関わる制度や手続きのみならず、福祉的配慮が求められる方の生活に係る制度や手続き支援について重層的な知見の蓄積が既に培

われており、複雑で多様な問題を抱えた対象者の支援にも速やかに取り組むことができた。

対象者にとって家計相談は、大変重要である。神埼市生活自立支援センターでは、自立相談支援事業と家計改善支援事業を受託し、同時に両事業を実施できたことで、福祉的配慮が必要とされる対象者への支援の迅速化を図ることが出来ている。実際の家計改善支援事業の支援では、収支状況の確認から始まる。対象者から聞き取る支出金額で計算するとなんとか生活が成り立つ家計となっているが、実際には大幅に生活費が不足しているという場合がある。数ヶ月間の家計状況の聞取りを行っても同様の状況となる場合は、領収書やレシートを確認させてもらい、対象者に合わせた分かり易い家計表や支出表等を作成することがある。対象者に合わせ個別に作成した家計表や支出票を用いて、対象者の感覚や意識と、領収書等から導き出された数字を見える化し共有した上で、今後の家計についてどのように改善していくかを共に考えていく。また、税金を滞納し給与等を差し押さえられる可能性のある対象者には、税の取扱い窓口への相談を提案する。「何を相談したら良いのかわからない」、「相談してもどうせ何も変わらない」等、様々な先入観で相談しないままに、時間だけが経過してしまうということがないよう、相談支援員が税務課等の窓口に同行し、窓口担当者へ相談の目的と困窮状態（収支状況等）を伝え、納付に向けた相談を行う。一般的に未納・滞納者等へは、個別の状況に応じ、行政担当課から手続きや相談をするように通知や連絡がなされている。しかし、これらの通知や連絡を放置している状態が継続され、状況が改善されない状態が長期間継続している対象者が少なくない。通知や連絡を放置している背景には、多様で複合的な課題が隠されている場合が多く、この状態こそ、まさしく「福祉的配慮が必要な状態」なのである。生活や金銭管理について一般的な情報提供を行ったとしても、対象者が上手く理解できないと、相談支援員との信頼関係が損なわれてしまう状態に陥る場合もある。

世間で言う「当然とされること」は重々承知しているが、「しない」、「出来ない」と発言される対象者に対し、それは何故なのか、どうしてそう思うようになったのか、そこに焦点を合わせて支援できるのが社会福祉士であると意識しながら対象者と向き合っている。家計問題は非常に現実的で数字で表すこ

とが可能である。その分、改善状況も目に見えて理解することが出来る。いずれの対象者に対しても、その背景要因を丁寧に聴き取り、個別性の高い背景要因に焦点を合わせ、対象者が持つ力に着目し、対象者がより良い選択を行えるよう情報提供を行い、対象者の自己選択と自己決定を促す支援を行うことは、社会福祉士の使命であると意識し、日々対象者と向き合っている。

厚生労働省の別添 5 家計改善支援事業の手引き P20 には、基本的な考え方として《グリーンコープ共同体の『家計相談支援員実践研修テキスト』(平成 26 年 8 月)をもとに作成》が参考として紹介されており、「生活のすべての結果は家計に集約される。そのため、家計改善支援は極めてセンシティブな家庭の事情を聴き、家計という側面から相談に来た人(相談者)の問題に接近していくことになる。したがって、家計改善支援は相談者の家計管理を側面から支援するだけでは不十分で、多重・過剰債務で苦しむ相談者や生活困窮状態からの脱皮を願う相談者のトータルな生活再生への取り組みを支援する姿勢をもって挑む必要がある。」とある。

[図 1]　家計相談支援の基本

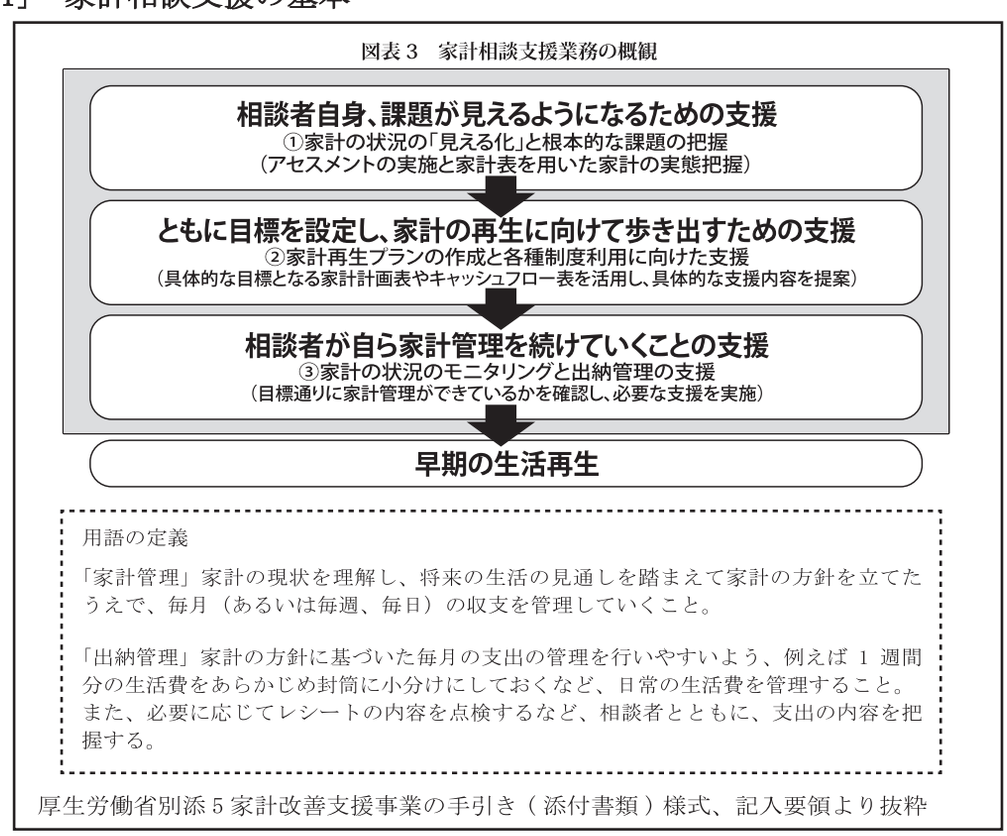

対象者と面談を重ねていると、支払いを求める郵便物が封も切らずに置されている場面に遭遇することがある。そのため、対象者自身の現状把握が全く出来ていないということも少なくない。開封しない理由を尋ねると、「見てもわからん」、「見たくない」等の答えが返ってくる。その言葉の中には、現実逃避せざるを得ない精神状態や読解力の問題等の要因が垣間見えることがある。そのような要因に配慮しつつ、少しずつ状況確認から始め、ライフライン・税金・その他の支払いや滞納状況等の確認を行う。すると、国民健康保険料を滞納したために健康保険証が無く医療を受けられないことや多重債務があり夜も眠れない等、現在のおかれている状況が段々と明らかになってくる。その現状一つひとつを対象者と丁寧に共有し、心情に寄り添い家計の改善に向けた支援を展開する。

対象者の中には、病院を受診すると何らかの障害が見つかることも珍しくない。家計改善支援事業の手引きにも記載されているように、生活困窮者の家計には、相談者が抱える様々な課題が経済的な問題となって現れる。このため、まず家計改善支援事業においては、家計の視点から相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を対象者と共に理解し、相談者自身が「家計を管理しよう」という意欲を高める効果が期待される。また、再び生活困窮状態になることを防ぐ観点からも、対象者自ら家計管理が出来るようになることを支援する家計改善支援事業の重要性は極めて高いと考えている。

（2）就労準備支援事業

2016 年(平成 28 年)4 月、佐賀県による企画コンペティションが実施され、10 町の生活困窮者を対象とした就労準備支援事業を受託した。その後、2017 年度(平成 29 年度)には、当初は対象ではなかった生活保護受給者も支援対象となった。2019 年(平成 31 年)4 月に神埼市、2020 年(令和 2 年)4 月に嬉野市、2022 年(令和 4 年)6 月には小城市より、それぞれ生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業を受託し、現在に至っている。

就労準備支援事業とは、一般就労に向けた準備が整っていない人を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業である。具体的な対象者像としては、「他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力等の社会参加能力の形成・改善が必要」、「自尊感情

や自己有用感を喪失している」、「就労の意思が希薄である又は就労に関する能力が低い」、等の生きづらさの課題を抱えた人々である。一方、必須事業である自立相談支援事業が行う就労支援は、「自主的な求職活動により就労が見込まれる方」、「就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる方」、である。就労支援と就労準備支援の対象者を比較すると、就労準備支援事業の対象者は就労支援の対象者よりも、就職に伴う細かい不安感や経験の乏しさによる自信喪失があり、支援では手厚く丁寧且つ、高い相談援助の技術が求められる。具体的には、就労の経験が少ない対象者に対しては、まずはどんな仕事があるのかを知ることから始め、実際に会社・事業所の見学や職場体験を行う。外出することに抵抗感がある対象者には、室内の支援から屋外で行う活動を取り入れる等、徐々に外出が出来るよう支援プログラムを組み立てて行く。また、転職を繰り返し、自身に合う仕事が分からなくなっている対象者に対しては、転職を繰り返す理由を振り返り、対象者自身が強みや弱みを認識できるよう支援し、適職への理解を進め、対象者自身に合った働き方や会社・事業所を選定していけるよう支援を行う。これらは、あくまで一つの例に過ぎないが、重要なことは、対象者の意向や状況、能力を理解し、その強みを生かし、対象者の不安感に共感しながら伴走し、対象者の状況やペースに応じて段階的に支援を組み合わせ、最終的に対象者が目指す姿、例えば自立した生活や外出が出来るようになる等へ向けた支援を調整することである。

当会における就労準備支援事業では、対象者の状況に合わせて個別のプログラムを作成し、支援を展開している。プログラムを作成するうえで重要なことがアセスメントであり、対象者の生活歴や経緯等の状況確認はもちろん、対象者自身が適性や能力、現状の把握、自己理解が出来るよう、十数種類のアセスメントツールの中から必要なものを活用し、幅広い角度で対象者の強みや特性を捉え支援に活かしている。また、プログラムの期間についても、3 か月程度の短期プログラムから 1 年間程度じっくり行う長期プログラムを用意しており、対象者の意向や状況、段階に合わせて支援が展開できるよう体制を整えている。

就労準備支援事業では、支援の出口の一つでもある対象者の就労先における課題は大きい。前述したように、就労準備支援事業の対象者は、他者とのコミュニケーションを苦手と感じ社会参加の能力や機会が乏しい人や、転職を繰り返

し自信を喪失している人等、就労に至る前の段階に何らかの困りごとや生きづらさを抱いている人である。そのような対象者が今後の人生の中で、自身の苦手を認識したうえで自分自身と上手く付き合い、自信を取り戻して仕事や生活が続けられる環境を整えることも重要であり、職場体験や就労するうえで協力的な会社・事業所の開拓や、多機関との連携、認定就労訓練事業の活用や促進も積極的に行っている。協力的な事業所の開拓を行っていくうえでも、当会会員における　ネットワークが生かされている。このような社会資源の活用と支援環境の調整は、対象者への直接的な支援ではないが、対象者が地域で見守られながら仕事や生活が続けられ、対象者自身の自立に繋がるためには必要不可欠である。

当制度実施の 2015 年(平成 27 年)4 月、当初、佐賀県による 10 町を対象とした就労準備支援事業は、当会とは別の団体が受託していた。前述したように就労準備支援事業の対象者像は様々な課題を抱えている。就労準備支援事業の実施当初、当会は、相談支援員の資格要件としてキャリアコンサルタントや産業カウンセラー等の人材を想定していた。しかし、実践をとおして、ひきこもりや長期離職者、精神障害や知的障害（疑いを含む）等の対象者に適切にアプローチする面接技術や、関係機関との調整等の重要性が認識され、面接技術や関係機関との調整等のソーシャルワーク力を備えた社会福祉士が支援を行うことが必要と感じられた。全国的にみても社会福祉士が就労準備支援事業の支援を担う割合が増えている状況である。当会の就労準備支援事業では、ソーシャルワークを基盤とした継続性のある支援を、粘り強く且つ、対象者の状態像に応じてきめ細やかに行うことで、対象者と信頼関係を築き、対象者自らが自己選択と自己決定を行う環境を整え、自己実現を目指す本人主体の支援を行っている。

（3）子どもの学習・生活支援事業

自立相談支援事業、家計改善支援事業に加えて、生活困窮者自立支援事業の任意事業に位置付けられている子どもの学習支援事業（現：子どもの学習・生活支援事業）について、生活困窮世帯の貧困の連鎖を改善するためのソーシャルアクションを起こすべく、神埼市に学習支援事業実施の提案を行い、2016 年(平成 28 年)より受託している。この事業は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」2014 年 1 月施行（平成 26 年）の一翼を担う事業としても位置付けら

れている。当事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学生及び中学生、高校生(当事業の支援を受けた)を対象に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣・生活環境の改善及び仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進路選択に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う事業である。

神埼市では、子どもの学習支援事業を3町（神埼、千代田、脊振）の中学校区単位で週に1回、「事業所名：学びの和ほっぷ」として、集合型で行う方式が採り入れられた。

当会は、これまで未成年者への関わりは成人程多くないため、事業実施にはどのような人材を配置して運営していくのか検討を重ねた結果、「学習支援コーディネーター」と「学習支援専門員」を配置し、地域住民や学生等のボランティアを「サポーター」として位置付け、地域での見守りや居場所作りにも繋がるよう配置した。

中でも特に学習支援コーディネーターは全体の運営に携わる事業の中心となるため、子ども達への支援経験を持ち、小学生から中学生の高校受験の学習支援ができる必要がある。このため、初年度は、子ども達の居場所づくり等ボランティアスタッフとして青少年の育成指導に携わっていたスタッフを置き、後に、教員免許を持ち子育て支援に携わっていた社会福祉士を配置した。学習支援専門員には、社会福祉士であり研究に意欲的なスクールソーシャルワーカー経験者を置き、後に、社会福祉士であり公立中学校や特別支援学校で長年にわたり教鞭を執りサポーターとしても学習支援に取り組んできていたスタッフを配置することができた。サポーターは、地域住民の子どもの学習支援に関心のある方、教員 OB、塾の講師経験者、大学生らに募り、ボランティアサポーターとして登録後サポーター研修を行い、シフトを組んで学習支援に取り組んでいる。

当事業利用者にはいくつかの基準があり、対象者は、生活保護世帯、ひとり親世帯、多子世帯等健全な育成環境を維持することが困難な世帯の子どもと保護者とされている。学習支援に参加を希望する保護者・子どもと、体験利用や面談を行い、申請後、神埼市の審査があり利用が決定される。当会の学習支援事業は、学校の宿題を中心に、一人ひとりの学力に合わせて個別的につまづきを取り上げ、柔軟に対応している。当日の終了時の迎えの折には、主に学習支援コーディネーターから学習の様子等を保護者に伝え、自転車帰宅する中学生の保護者に

は、安全面への配慮のため帰路に就いたことの連絡と、その日の様子等のお知らせを行っている。このような保護者への対応を行っていくうちに自然と信頼関係が構築され、その関係性はやがて子ども達の安心感にも繋がっていった。最初から屈託のない笑顔で対応してくれる子どもや、はにかんで人と話すことが苦手な子ども等、様々であったが時間と共に自然とスタッフとのコミュニケーションが取れるようになり、学習支援の場である「学びの和ほっぷ」は、徐々に活気溢れる教室となっていった。

毎年受験生を含めた様々な子ども達や保護者と出会っている。もちろん学習に意欲的な子どもがいる一方で、文字の読み書きが苦手な子、短時間しか集中できない子、こだわりが強い子等がおり、そのような子ども達へどのように寄り添い学習支援を行うか、学習支援コーディネーターと学習支援専門員を中心に検討し、子どもの学習状況に応じた声掛けや支援の方向性をサポーターに伝え連携を図り、毎月の振り返りで検討を重ねている。

子どもの居場所づくりでは、一緒に学習やゲームをしながら学校のこと、生活のこと、不安なこと等会話を重ね、否定されることなく思いや気持ちが尊重される場所であるよう努め、信頼できて、安心して通える居場所を提供している。年間行事としては夏休みのお楽しみ会、クリスマス会、年度末の修了式等がある。

子ども達が高校進学に向け、学習に専念できる空間の確保や志望校に応じたプリント学習を行うとともに、保護者には奨学金の情報提供や希望者には家計改善支援の面談を行い、経済的な不安にも対応できるように体制を整えている。

家庭、学校、地域で様々な人との関わりの中で育成される子ども達と、人生における早い段階で、新たな大人と関わる機会の一つに当事業が加わることで、学年に依らず継続的に子どもたちの支援をすることができる。当事業の利用を通して「自分の事を理解してくれる大人がいる」と感じてもらえるよう寄り添い、学校生活や、その他の事柄に対しても意欲を持ち続けられるよう支援していきたい。そして、人生の選択肢が豊かになり、より良い方向に歩むことができるよう試みることで、自らの道を、希望を持ち切り開いて歩んでいくための一助になるよう尽力したい。

（4）一時生活支援事業

一時生活支援事業は、住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行い、その後の生活に向けた支援を行う事業である。当会では、2021 年度（令和 3 年度）より、佐賀県から佐賀県内 10 町を対象とした一時生活支援事業を受託した。事業受託した当時、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、仕事や生活費の困りごとのみならず、住まい喪失の恐れの高い人や既に喪失しているという相談が急増し、一時生活支援事業のニーズが一層高い状況であった。

これまで、ホームレスや、やむを得ない理由で住居を失う恐れのある人等については、自立する意欲や能力のある人でも、預貯金が少なく収入の見通しが立っていなければ、住居を探し、一旦は生活保護を申請する以外方法がなかった。また、緊急性が高い支援であるため、対象者を十分にアセスメントする時間の確保も難しいなかで、住居や金銭面、衣食等の支援の調整等、様々な調整が必要であり、その後の生活再建に向けた支援は生活がひとまず落ち着いてから行う他なかった。しかし、一時生活支援事業を利用することによって、これまで生活保護申請しか方法がなかった自立可能な対象者の選択肢が拡大し、自立した生活に向けた活動への意欲向上にも繋がった。また、急を要する調整を行う前に、対象者の意向や状況を確認する期間を確保することで、個々の状態に合った生活基盤を調整することが可能となる。前述したように、新型コロナウイルス感染症の流行も重なり、派遣社員の仕事を失い住まいまで失った等、住まいが不安定な状態の人からの相談が増え、一時生活支援事業の重要性を高く感じている。

当会が一時生活支援事業を受託することが決まった当初、県内では、どこの自治体においても一時生活支援事業を実施していなかった。近県の熊本県では、当事業開始当初から県全体で積極的に一時生活支援事業実施を行い、高い実施率を誇っていた。また、福岡県においても、北九州市にある認定 NPO 法人が強みを活かす等して、一部の自治体では積極的に事業へ取り組んでいる状況であった。このような近県の状況を見ると、当事業開始前より既にホームレス支援等における施設を備えている又は社会福祉法人に業務委託することで法人が所有する施設を活用できる等、当事業の対象者を受け入れる宿泊設備が整っていた。

一方、当会はそのような設備を持ち合わせておらず、一時生活支援事業を実施

するうえで重要な宿泊場所を確保する必要があった。まずは、相談支援員で地域にある宿泊施設を調べ、いつでも活用できるよう宿泊施設情報を取りまとめることから始めた。一時生活支援事業を利用する対象者は、就労の意欲や能力を有する等、基本的には自立可能な対象者を想定していることから、ハローワークに徒歩でも通える範囲の宿泊施設を探すとともに、3 食の提供がない宿泊施設も多いため食事の確保がしやすい環境であるか等に着目し情報を収集した。それでも、実際に一時生活支援事業を実施するなかでは、宿泊施設へ当事業内容を説明し理解を得たり、周辺での食事の配達を行ってくれる事業所を新たに探す等、支援の難しさが次々と表出した。3 ヶ月間（状況によって 6 ヶ月間まで延長可能）という一時生活支援事業の利用期間の中で、対象者の就労、住居という生活の根幹を成す支援の調整が必要であり、この調整を行っていくうえでも、対象者の生活歴や状況を丁寧にアセスメントすることが求められる。対象者によっては、これまでの経験等から、再び住居付きの仕事を探そうとする傾向にあるが、これまでのことを尋ねると、仕事が合わず転職を繰り返しており、派遣会社を渡り歩いてきたという背景が見えてくる場合がある。住居付きの仕事は、住居と仕事を同時に得ることができるが、仕事を辞めると同時に住居も失うことになり、住居という生活の基盤を安定的に確保することは難しい。

このような場合には、対象者の適性を理解した就労支援の重要性や、就労支援と切り離した居住支援の必要性を感じる。また、必要に応じて、就労準備支援事業や家計改善支援事業を併用することで、早期の状況改善が見込まれ、より良い支援を調整でき、対象者の生活の安定を図ることができる。

住まいを失うに至った理由は多種多様であり、それは対象者個人の責任に帰結されるものばかりではない。生活困窮者自立支援制度の特徴の一つに、「支援を通じた地域づくり」がある。対象者が抱える問題は、個人のみの問題ではなく、地域や社会全体の問題として捉え、対象者のこれまでの人生の歩みを肯定しながら、多様な価値観や生き方に寄り添うことが当事業の支援では肝要とされ、対象者支援の第一歩なのである。

第４節　生活自立支援センターの特徴

（１）佐賀県生活自立支援センター

［図 2］佐賀県センター

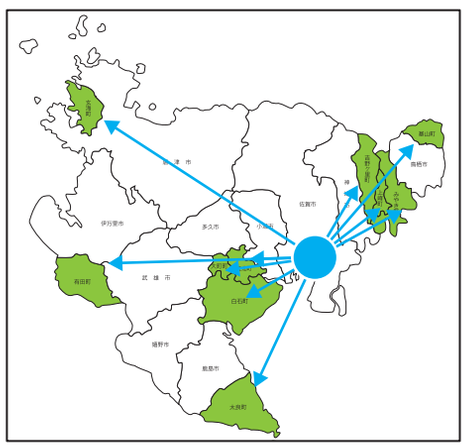

当会が佐賀県より受託した生活困窮者自立相談支援事業においては、佐賀県内の 10 町が対象となっている。県内各所に位置する 10 町は、総人口およそ 14 万人、それぞれの地域がその町の風土と特色を生かした産業を有しており、対象者の生活や世帯構造、業種においてもそれぞれの地域性を深く感じることができる。当事業受託当初は、各町に相談支援員を配置する体制が整っていなかったため、県庁所在地である佐賀市内に佐賀県生活自立支援センター（以下、佐賀県センター）を設置した。事務所が佐賀市にあることから、各 10 町を対象に相談援助を行うということは、自然と、当事業が求める対象者の元へ出向くアウトリーチ支援が基本となる。佐賀県センターの相談支援員は主任相談支援員を含め 8 名であった。この 8 名でアウトリーチを主とし、どのように事業を展開していくか協議を重ねた。県内を大きく西部東部のエリアに分け、各エリアに相談支援員を振り分けることも提案されたが、最終的には各町毎に担当する相談支援員を決めることとなった。両エリアに相談支援員を振り分けて複数の担当者を配置することは、事業を実施する側としてはフォローがしやすく、困難ケース等を同エリアの複数名で支援ができ、運営しやすいといったメリットがある。しかし、住民や関係機関から見ると、各エリアで複数名の相談支援員がいるとなれば、誰を窓口に相談すれば良いか、相談内容によって担当の相談支援員が変わること等による戸惑いも生じやすくなる。各町とその町で生活する対象者にとってより分かりやすいのは、各町の担当者が誰か明確になっている方ではないかと考えた。もちろん各エリアに相談支援員をあてるメリットもあるが、それ以上に各町で住民と担当の相談支援員が「顔の見える関係性」を構築しやすいよう各町担当制による事業実施を選択した。これにより各町にある関係機関との更なる連携や、対象者と信頼関係を構築したうえで、より深い相談援助を展開していくことができている。

さらに、2022 年(令和 4 年)6 月には、杵島郡白石町に西部事務所を設置し、10 町のうち 6 町の対象地域への訪問や面談をより効率的に実施できるよう体制を整えた。これは、住民や関係機関としても佐賀県センターをより身近に感じることができ、連携や協働がしやすい環境が生まれ、対象者自身も相談しやすくなり、素早い対応や支援調整に繋がっているものと考える。

［図 3］佐賀県センター

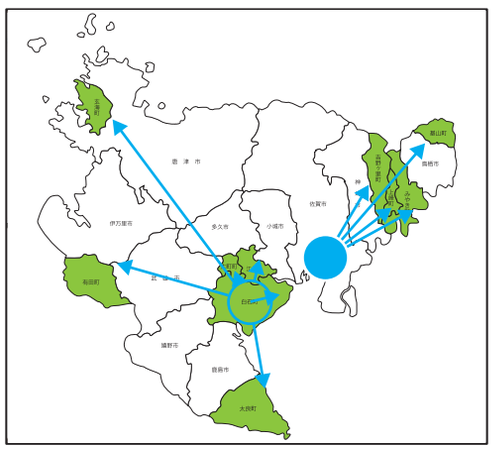

（2）神埼市生活自立支援センター

神埼市は、2006 年（平成 18 年）に 3 町合併(神埼町、千代田町、脊振町)により誕生した人口およそ 3 万人の市であり、地形は平野部から山間部に渡り、3 町それぞれに文化や特色が感じられる。神埼市生活自立支援センター（以下、神埼市センター）では、初年度より、自立相談支援事業（必須事業）に加えて家計改善支援事業（任意事業、旧家計相談支援事業）を実施し、千代田町福祉センター2 階に構えた事務所を拠点とし、アウトリーチを基本に支援を展開している。自立相談支援事業の相談支援員と、家計相談支援員が 1 つの部屋で互いに相談しながら支援を組み立ててゆく環境は、より深く対象者と向き合うことが出来ていると感じる。また、千代田町福祉センターの 1 階には社会福祉法人神埼市社会福祉協議会の事務所があり、顔なじみの関係性を築いている。同協議会が 1 階にあることで、生活福祉資金の相談やシルバー人材センターの依頼相談、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用相談、制服お譲り会等に迅速に対象者を繋ぐことができ、その後の支援でも密な連携を図ることが出来ている。他にも、神埼市内に拠点があることのメリットとして、相談者が来訪しやすい、という点も挙げられる。相談した

［図 4］神埼市センター

いときに訪問できる場所が近くにある、ということは、複雑に絡み合った背景を持つ相談者にとって安心材料となっており、相談支援員との信頼関係も構築されやすい。周知広報、という点では、神埼市センターがある千代田町福祉センターは地域に開放されており、手芸教室等も開催されているため、市民の目に留まりやすい。無論、県内に約500名の会員が在籍している当会であるため、周知広報活動においても、会員の力は大きい。支援を展開するうえでは様々な制度を活用していくが、その申請先である市役所とも距離が近く、関係機関との関係性も、より密なものになっていると感じる。また、第3節の（3）「子どもの学習・生活支援事業」でも述べたように、神埼市センターでは2016年（平成28年）より受託している子どもの学習・生活支援事業（旧：子どもの学習支援事業）では、家計改善支援事業を併用することもある。つまり、神埼市センターでは、子どもが育つ環境を継続的かつ包括的に支援することも可能となっている。

第５節　事業におけるソーシャルワーク

（１）当会が行うソーシャルワークの特徴

当会が生活困窮者自立相談支援事業を運営するにあたってのソーシャルワークの特徴としては、各地で活躍する当会会員との連携や当会が実施する他事業との連携がある。当会が実施している事業は先述のとおりだが、生活困窮に至る背景としては様々な要因があり、いずれの事業においても当事業との連携協働が必要となるケースがある。

まず、当会会員との連携についてであるが、当会に所属している会員は、それぞれが様々な分野や地域で活躍している社会福祉士である。生活困窮者の課題は複合的であり、一つの分野に捉われない制度横断的対応が必要となるため、県内各地で様々な分野で当会会員が活動していることは、当事業において連携が図りやすく心強い。例えば、当事業の対象者の困りごとや課題が全世帯に関わる複合的な課題であった場合、対象者の就労支援を生活自立相談支援センターで支援し、母の在宅での介護については地域包括支援センターと連携し、子どもの不登校については、スクールソーシャルワーカーと連携する等がある。それぞれの立場に立った専門の支援機関が役割をもって連携し、協働することで、世帯

全体の課題の解決や改善に繋がる。そのうえで、当会会員が活躍する分野や事業所との連携では、迅速な支援調整が可能になることから、対象者との信頼関係を強固にする等、より良い支援に繋がるものと考える。より良い支援を提供するためには、支援者と関係機関間の質の高い連携が重要である。図５で示すように、質の高い連携を図るためには「顔の向こう側が見える関係づくり」が重要となる。この後述べる、当会が実施する事業等を通じて生まれる当会会員との関係性は、まさに顔の向こう側が見える関係であり、当事業を運営するにあたって大きな強みであり、有益なものとなっている。

［図５］　連携の展開過程・顔の見える関係

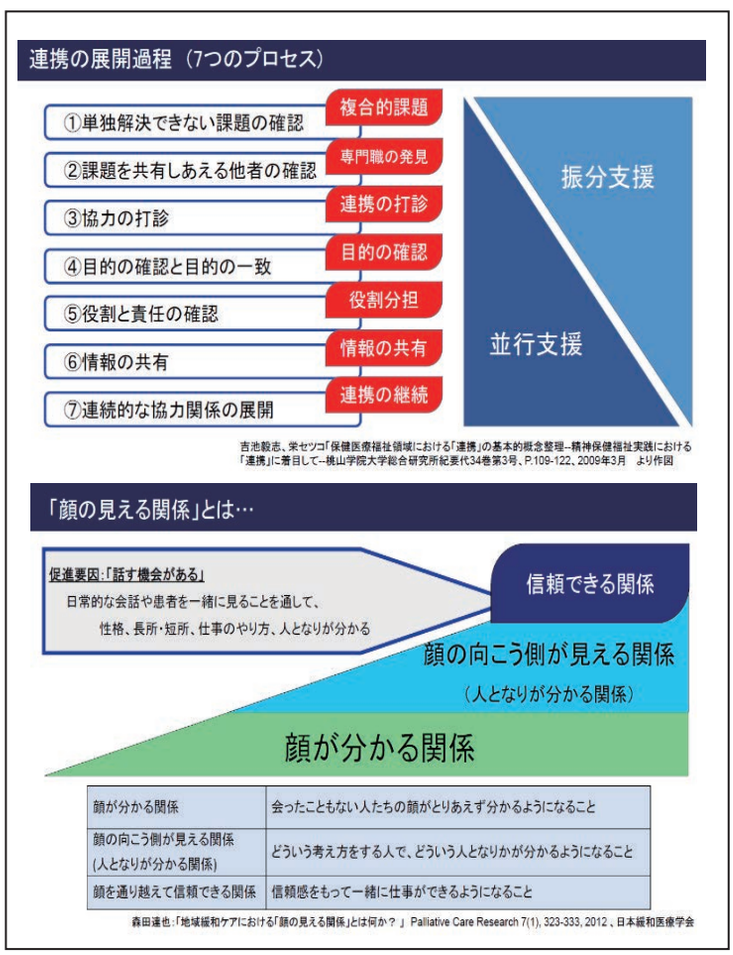

出典：自立相談支援事業従事者養成研修資料抜粋
社会福祉法人聖隷福祉事業団　上原 久 氏

次に、当会が実施する他事業との連携について説明する。当会では、高齢・障害者等の権利擁護を目的とした公益事業を行っている。これら公益事業一つひとつが当事業を効率的に運営するうえで連携不可欠な場面が多く見られ、成年後見等相談・支援事業がその一つである。例えば、当事業における対象者が父との同居で、父は既に認知症であり自身での金銭管理ができず、対象者は精神疾患を患い父の金銭管理を行っているが、このことが負担となり病状は悪化し就労できず、父の年金に依存している、といったケースがあった場合、困窮状態に至る背景に、「家族の問題」、「本人の病状」、「本人の能力」がある。父の金銭管理等が負担となり、対象者の自立の妨

げとなっているのであれば、まずはそこの解決から取り組んでいくことが求められる。当然、成年後見制度等の利用検討が進められるが、成年後見制度は複雑であり、かつ、金銭を預かるといった重大な事案が含まれているため、制度の利用に際しては慎重に検討を重ねる必要がある。このような専門的相談に同一法人内で対応できることは、当事業を実践していくにあたり非常に大きな強みとなる。また、本人に対しては佐賀県センターもしくは神埼市センターの相談支援員が、父に対する成年後見制度の利用手続き等については成年後見担当課の相談支援員がそれぞれ支援にあたる、というように、役割を明確に連携することで、相談支援員が抱える「対象者と父、どちらの意見を尊重すべきか」といったジレンマを最小限に留めることもできる。他にも、地域生活定着支援センター事業との連携においては、地域生活定着支援センター事業の対象者の家族が、当事業の対象者として支援が必要なケースもある。当事業の対象者の困りごとは、家族に関する課題も多いため、対象者が困りごとを抱えるに至った背景や生活歴等においては、地域生活定着支援センター事業の対象者との関連性が高い場合があり、このような場合でも互いの事業の相談支援員が連携することで、正確な状況把握が可能となり、より良い支援調整に繋がることも多い。また、対象者の中には罪を犯した高齢・障害者の人もいるため、専門的な視点で支援ができる地域生活定着支援センターとの連携が同一法人内で可能であることも強みである。実例として、当会が実施する各種研修事業である介護に関する研修等に当事業の対象者が参加し就労に繋がったケースもある。このように、一つひとつの事業が縦割りではなく、連携し、包括的な支援ができることは、当会が事業を展開するうえでの最大のメリットである。

当事業におけるソーシャルワークの特徴として、当会が考える支援のあり方について述べる。当事業の対象者の中には、手持ちの現金がなく今日の食事もままならないという方も当然いる。そのような人達を対象として、昨今では様々な金銭貸付給付事業や食糧支援、居住支援等が展開されている。これらをここでは直接的支援と表現するが、生活困窮者への支援にあたり、当事業受託当初、当会でもそのような直接的支援を実施するべきかどうかについて協議を重ねた。所持金がなく、今日の食事も無いといった対象者を数多く見てきた中で、相談支援

員の中には、例えば食料品を提供する等の直接的支援の実施を強く訴える者もいた。しかし、直接的支援を認めてしまえば、社会福祉士の相談援助の在り方や根底にひずみが生じるのではないか、という意見もあり、結果、次のような結論に至った。直接的支援が必要な対象者がいれば、直接的支援を行う法人や事業所等へ必要性を伝え、支援に繋げるための介入手段として調整を図る等コーディネートを展開していくこと、社会資源が不足しているのであればソーシャルアクションを起こし、社会資源を新たに作っていくことが社会福祉士の役割であることを当会としての一つの答えとし、全相談支援員との共通理解を図った。以降、各会議等で各関係団体へ食料支援等の事業実施を投げかけ、社会資源の充実に努めているところである。当会においては、あくまでソーシャルワークを基本とした対象者支援を展開し、多分野の関係機関と連携、協働することで、対象者の課題の解決や改善、自立に繋がるよう支援をコーディネートすることが求められるものであると考える。

（2）ソーシャルワークを行う上での課題

生活困窮者自立支援制度では、相談支援員に求められる 3 つの基本倫理として「権利擁護」「中立性・公平性」「秘密の保持」が示されている。これらの倫理は、当会が行う公益事業の目的と共通点も多い。また、対象者の尊厳の確保と主体性の確保が重要とされている。

当制度では、本人主体の支援を調整し、表出している課題に対象者自身が向き合えるよう課題の認識を共有し、その課題の解決・改善に向けて対象者自身が選択、意思決定できるよう支援していくことが求められている。同様に、支援に求められる 8 つの基本姿勢として、

①信頼関係の構築　　⑤社会とのつながりの構築
②ニーズの的確な把握　　⑥チームアプローチの展開
③自己決定の支援　　⑦様々な支援のコーディネート
④家族を含めた支援　　⑧社会資源の開発

が示されている（図 6 参照）。当事業に関わる相談支援員は、これらの理念や基本姿勢を心にとめて支援を行うことが必要とされる。しかし、支援を行う中では

［図 6］　支援員に求められる倫理と基本姿勢

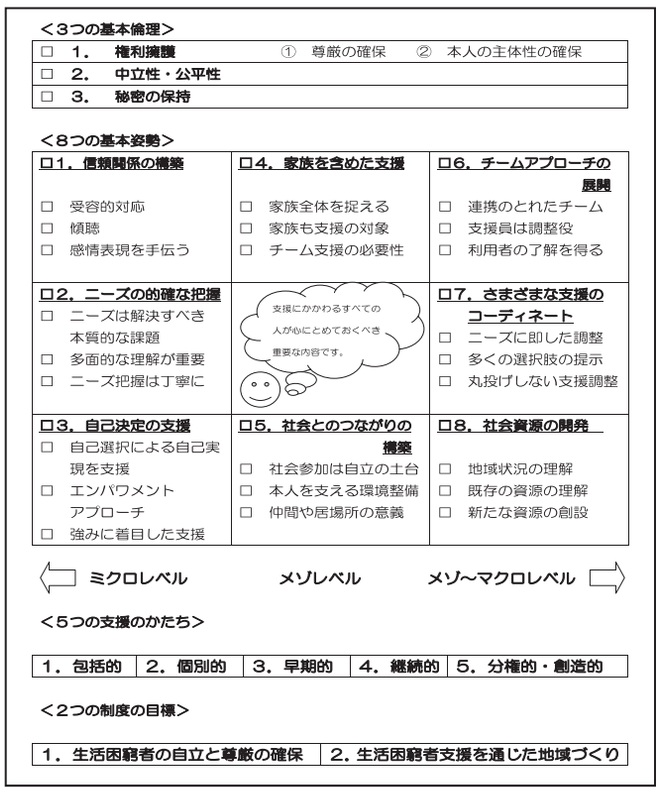

出典：生活困窮者自立支援制度　自立相談支援事業従事者養成研修資料

多くの課題がある。

まず、本人主体の支援であるということについてである。私たちは、生活するうえで何か困ったことがあれば、困っていることに対しどのように対処した方がいいかを考え、思いつかなければ身近な人や解決に繋がる窓口に相談を行うことが多い。逆を言えば、困っていなければ、誰かに相談するということはない。当事業における相談の中には、自身のことで困っているという場合ばかりではなく、家族や地域住民のことで困っている、心配だという相談も少なくない。そのような相談において、相談者から話を聞くと、当の本人は困っていない場合が多く見受けられる。特に、ひきこもりのケースがこれに該当する。ひきこもり状態の対象者の家族は、対象者の現状や今後を心配し何とか仕事が出来ないか、外に出れないかという思いで当センターに相談される。しかし、ひきこもり状態の当人は、食べるものや住むところに困っているわけではないため、家族が感じているような困り感は抱いていない。ひきこもり状態の当人への支援を考えると、そのニーズは現状の生活維持であり、家族の困りごととは相反するということになる。また、地域で自宅に物やゴミをため込んでいる対象者に対し、近隣住民が臭いや火災の心配をして相談したとする。近隣住民からすると、自宅にゴミをため込んでいるという捉え方であるが、当人にとってはどれも大切な物であり、自宅敷地内で管理しているという考えであるため、迷惑を掛けているとか、心配されることは何もないという考えである。このように、相談を受けても対象者自身が困り感を感じていないと解決や改善は難しい。ひきこもり状態の対象者の場合は、会うことすら難しいということも少なくない。

次に、信頼関係や社会とのつながりの構築という点で言うと、対象者の中には、これまでに行政の窓口や相談機関へ相談してきた人も少なくなく、その度に別の窓口の案内を受けるなど、時には、本人にとっては納得できる対応を受けることが出来ず不信感を抱いているケースも見られる。このような背景を持つ対象者の話を聴くと、大抵のケースが「相談しても変わらない」と相談することを諦めていたり、「嫌な思いをした相談窓口には行きたくない」と感じている。ともすれば、当センターも今までの相談窓口と同じだろうと、最初から不信感や警戒心を強く持っているケースもある。そのような中で信頼関係を構築することは容易ではない。対象者から拒絶されたり、連絡をしても全く応答がないこともある。当センターとの関係性が希薄になることもある中で、地域や関係機関と連携し、何らかの方法で対象者を見守る体制を整え、介入できるタイミングまでは情報共有と安否確認に努める等、対象者の状況や心情に応じて支援の進め方を調整している。長い時間をかけて困りごとや不安に感じていることに寄り添うことで、少しずつ関係性が構築されていくこともあり、繋がり続けることの大切さを実感する。同時に、当センターだけでなく地域や関係機関と対象者の関わりを良好にしていくことは、対象者自身が、居住する地域で、本人が望む自立した生活を送るために必要不可欠である。このように、対象者が暮らす環境を調整することは、孤立を防ぐことに繋がるため大変重要であると考える。

さらに、ニーズの的確な把握という点では、緊急性が高いケースもある中で、早期での介入や迅速な対応が必要な場合もあり、対象者自身の声や関係機関からの客観的な情報等を総合的に判断する必要がある。支援を有効に進めるうえで、対象者が持つ本質的な課題と対象者が感じる表面的な課題を擦り合わせることが重要となってくる。この両面から見える課題が大きく異なる場合、本質的な課題に対して対象者と課題を共有しての支援調整は難しく、本質的な課題にばかり相談支援員が目を向けていたら、対象者との信頼関係が損なわれてしまう。相談支援員は、常に本質的な課題を捉えながら、まずは対象者の気持ちや考えに寄り添い、対象者が感じる課題を肯定し、「対象者の立場に立って考える」姿勢で相談援助を行い、課題のすり合わせを行っていく。本質的な課題を対象者自身と共有し、対象者に認識してもらうことが難しいことも多々あり、時間をかけて対象者と誠実に向き合う重要性を常に感じている。

最後に、当事業の対象者は、既存の制度では対応が難しい、既存の制度の活用が困難である場合が多い。そのような対象者が、居住する生活圏で自立した生活を送っていくためには、フォーマル、インフォーマルな社会資源を活用できるようになることが強みとなる。仮に、対象者に合った社会資源がない場合、相談支援員には社会資源の開発が求められている。対象者個人の困りごとに対して、地域や関係機関と課題を共有し、個人の課題を地域の課題として捉えてもらうことで、不足している社会資源の必要性を感じてもらい、開発に繋げるのである。そのためには、地域や様々な関係機関にも支援の輪に入ってもらい、チームで対象者を支援していくことで、地域の問題という意識を高めていくことが大切である。この社会資源の開発に向けた働きかけも、相談支援員に求められる支援調整であり、地域や関係機関に一定の役割を担っていただくためにも、常日頃から地域や関係機関とも誠実に向き合う必要性があり、その課題も大きい。

このように、当制度が相談支援員に求める倫理や基本姿勢を一つひとつ読み取っていくと、相談援助を行う中で表出する多種多様な課題が多く見えてくる。しかし、当センターは、対象者を限定せず、個別ニーズに対して包括的に相談に応じている。相談や支援の為に対象者の住む地域まで出向くというアウトリーチ・伴走型の支援である強みもある。この強みを生かして、生きづらさを抱えた対象者の困りごとの改善、解決に向けて根気強く付き合っていくことで、当事業におけるソーシャルワークを行う上での課題が少しずつ軽減、解消していくのではないだろうか。

（3）今後に向けて

図 3 に示したように、生活困窮者自立支援制度創設の目的は、【2 つの制度の目標「1. 生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「2. 生活困窮者支援を通じた地域づくり」】であり、これは当制度に込められた願いでもある。

これまで、制度の狭間で複雑で複合的な課題を抱え困難な状態にあった対象者に、画一的ではない、それぞれの自立を目指すために必要な支援を個々に合わせて調整するオーダーメイド型の支援を展開し、支援者と対象者の対等な関係の中で、支援される側が地域社会の一員として積極的な役割を果たし、支え合いの輪を広げられるような可能性も視野に入れ支援を行う。コロナ禍にある昨今、

人々のつながりが希薄化し、格差が広がる状況下では、当事業の真価が問われているのではないだろうか。対象者に伴走しながら支援を展開するなかで、既存の社会資源と連携し、その活性化を図り、不足している社会資源は新たに創出する等、生活困窮者支援という観点から、「地域づくり」への取り組みも期待されている。当会としては、誰もが必要とされるような、生活困窮者の支援に理解のある参加型包摂社会の創造の一翼を担うことができるよう、今後も真摯に事業に取り組んで行きたい。

○参考文献

・　平成 25 年度セーフティーネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業
　　生活困窮者自立相談支援期間の設置・運営の手引き

佐賀県生活自立支援センター

西部事務所

神埼市生活自立支援センター

第５章

福祉サービス評価事業

第5章　福祉サービス評価事業

第１節　福祉サービス評価事業への取り組み

（１）評価事業を開始した経緯

福祉サービス評価事業は、国と県が定めた標準の指標を基に、外部の者が客観的・公平・公正な立場から、福祉サービス事業所の評価を行うものである。第三者による評価制度が開始となった背景には、社会福祉の構造改革と介護保険法のスタートがあり、それまで「措置」とされてきた福祉施設への入所が、施設と利用者・家族との「契約」へと移行したことが挙げられる。併せて、福祉サービスへの民間参入や、多様な供給主体の参入もあり、これらは、福祉サービスを提供する側と利用する側での情報格差や交渉力の差を生み出した。特に、認知症対応型共同生活介護（認知症対応型高齢者グループホーム）は、認知症高齢者を対象としており、入所の対象である認知症高齢者は、判断能力が低下した状態にあり、また、利用者家族も、預かってもらっている、という思いから、施設で提供されるサービスを適切に判断できない、もしくは、判断しても声を上げることが難しい場合が往々にしてある。同様に、福祉サービス第三者評価制度の対象はすべての福祉サービス事業所であるが、中でも、社会的養護施設は評価を受けることが義務とされている。その理由は、措置施設という閉鎖された形態であり、入所者も自ら外部へ声をあげるのが難しい、または出来ないため、権利擁護の観点からも、特にその権利侵害について注目する必要があるとされているためである。

当会は、公益社団法人であり、社会福祉士の職能団体として、様々な組織や機関、福祉関係事業所には属さない独立した団体である。社会福祉士は、権利擁護の担い手であり、あらゆる差別や格差の解消に尽力することが、その倫理綱領で定められている。評価事業では、当会が社会福祉の専門職団体であることから、社会福祉士の権利擁護の視点を評価に活かすことができること、また、当会の会員は各福祉サービス等の事業に就き、事業やサービス内容に精通していることから、当会が評価事業を行う団体として適切であると考え、平成 17 年（2017 年）より、地域密着型サービス外部評価及び福祉サービス第三者評価事業を開始した。

（２）評価事業の内容

福祉サービス評価の調査機関として重要なのが客観的・公平・公正な立場の確保である。評価の対象事業所に関係する機関に属していれば、当該事業所の評価において、客観的な視点、公平・公正な評価に影響を及ぼすことになり、信ぴょう性が損なわれる恐れがある。また、当会の事業では社会福祉士が事業所を訪問し、評価を行っている。社会福祉士は相手の話を傾聴しながら、問題や課題の整理、それに対する対策の検討及び提案と相手が持っているエンパワメントの支援、周囲を取り巻く支援環境づくりを行う相談援助の専門職である。

この評価事業は、事業所の質の向上を図るために、事業所が自事業の客観的なサービスの質の現状を知ることが目的の一つとして挙げられる。事業所が統一した評価項目を通じて自己評価を行い、かつ第三者による評価を受けることで、客観的にサービスの質の現状や課題を把握することができる。当会は「事業所の抱える課題を共有し、共に解決策を探る」という視点に立ち、事業所側が課題をどう解決していいか分からないという場合には、訪問調査での事業者とのヒアリングの中で、解決策を検討・協議している。

第２節　福祉サービス評価の実施

(1) 地域密着型サービス外部評価

地域密着型サービス外部評価の対象である認知症対応型高齢者グループホームの訪問調査では、グループホームの実情も踏まえて、現状把握の為の細かな聴き取りと、グループホームが参考となるような助言提案を行っている。なお、評価に適切を期する為、評価内容については、会員で構成する外部評価決定委員会にて評価内容を決定し、適宜、外部の有識者で構成する評価・調査審査委員会が評価・調査事業の報告を受け、事業運営の適正化を図っている。

評価を行った事業所数は次表のとおりである。

［図１］　評価を行った事業所数

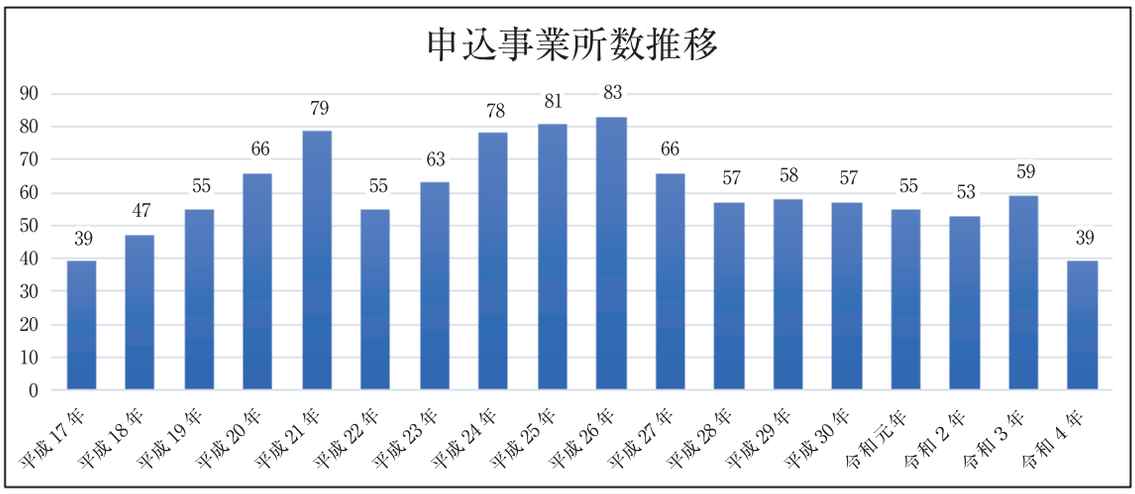

(2) 福祉サービス第三者評価

福祉サービスの第三者評価については、社会的養護施設以外は評価を受けることが任意であることから、評価の依頼は、事業所自体からの認知も低い状況である。しかし、2018 年（平成 30 年）より、保育所が評価を受けることが努力義務となったことから、今後、保育所の評価の増加が予測されている。

当事業では、管理者自己評価、職員自己評価及びアンケート、利用者・家族アンケートの全数調査を実施し、その資料から見えてくる課題を抽出するとともに、訪問調査での聞き取り、目視などと併せながら、評価を行っている。当事業は、管理者および職員にとって、利用者・家族の思いを詳しく知る機会となり、管理者と職員で考えの違いがあることに気づく機会となっている。評価を受けることによって、事業所が持つ強みと今後の運営やサービス提供に反映する課題を掴むことができる。なお、評価結果に適切を期する為、その内容ついては、外部有識者で構成する評価決定委員会で審議し、調査報告書を作成している。

［表 1］　福祉サービス第三者評価の実績（令和 5 年 3 月現在）

評調査年	サービス種別	件数
平成 18 年	保育所	1 件
平成 22 年	救護施設	1 件
平成 31 年	保育所	1 件
令和 3 年	障害福祉事業所	2 件

第 3 節　今後の展望

地域密着型サービス外部評価、福祉サービス第三者評価において、福祉サービス事業所の健全な運営と開かれた事業所を担保する為には、第三者からの視点、評価は欠かせないものと考える。事業所が抱える人材不足等慢性的な課題や、人材育成方法、災害対策、職場環境の向上など、その時々の実情応じて、事業所の課題を、共に考えていく必要がある。

現在、地域密着型サービス外部評価では、認知症対応型高齢者グループホームが開催する地域の有識者で構成する運営推進会議もその役割を担うことができるとなっている。各グループホームの実情を知る運営推進会議に対しては、適正な評価を期待し、より一層のサービスの質の確保や向上を望んでいる。

一方、福祉サービス第三者評価においては、保育所は評価を受けること努力義務とされていることから、評価の需要が高まっていくことが予測される。また、障害福祉サービス分野からの問い合わせも増えてきており、今後とも、当会としては、その評価体制づくりを進めていく。

第 6 章

人材育成事業

第6章　人材育成事業

（1）人材育成事業の取り組みの経緯

社会福祉士の資格は 1989 年 （平成元年）より、国家試験が始まり、佐賀県では 1991 年（平成 3 年）に 4 名が社会福祉士に合格した。合格した社会福祉士は、後に続く者の国家試験の受験が少しでも楽になるようにとの思いから、希望者を集めて勉強会を開始し、1993 年（平成 5 年）7 月には受験対策講座を開催した。それに合わせて、介護福祉士の受験対策講座の要請もあり、介護福祉士受験対策講座も同時に開講した。

当会は、福祉専門職の育成及び技能の研鑽、県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を定款で掲げている。この定款に基づき、各受験対策講座の他、関係機関からの依頼や委託を受けて、訪問介護員養成研修、介護支援専門員受験対策講座、保育士受験対策講座、障害者ケアマネジメント従事者研修、介護職員基礎研修、成年後見人材育成研修、市民後見担当者養成研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修、高齢者虐待防止研修など、様々な研修を行ってきた。

（2）当会の人材育成事業の特徴と効果

当会の研修は、研修講師の大部分は当会会員が行っているという特徴がある。会員には、その講座の分野の実務経験が豊富で、大学など教育機関で教鞭をとっている者、施設・医療・教育、法律などの専門職の者等が多く、会員の専門性を活かした運営を行ってきた。会員は実践に基づいた講義を行うことで、受講生からは分かりやすいとの評価を多く受けている。

研修の内容は、現場に役立つものを念頭に置き、座学と演習を織り交ぜてカリキュラムを組んでいる。受講生が参加しやすい取り組みとして、長期間の研修では、隔週や休日を設定したり、研修会場は数ヶ所で行い、利便性のよい会場を選ぶ等の配慮を行ってる。

また、近年の介護人材不足から、介護職員の養成だけでなく、介護事業所とのマッチングも行ってきた。当会は、無料職業紹介の許可も受けていることから、介護研修修了者と会員が所属する介護施設の職員との合同面接会も行った。このように、当会の会員の力や、ネットワークを駆使して、福祉の人材育成や就労斡旋を行ってきた。

社会福祉士の受験対策講座を受講し、社会福祉士に合格した者の多くは、当会に入会している。入会後は、社会福祉士会の生涯研修制度での認証研修を受講して、認定社会福祉士を目指す者、成年後見人の人材育成研修を受け成年後見人として活動する者、当会の委員会や研究会での研修に参加する者など、会員同士の交流と、専門性の幅を広げている。人材育成研修の受講者は、各所で活躍している。

例えば、介護職員の養成研修を受け、介護の仕事を始めた者が、管理者向けの研修会に参加していた受講者には、受講後のフォローアップとして、仕事や進路の相談も受け新たな職場に定着するための支援も行ってきた。以上のようなことから、当会の人材育成研修は、地域の福祉現場における介護職等の福祉人材育成の一助になってきたと考えている。

（３）今後の取り組み

障害福祉の研修では、佐賀県からの受託事業として、平成 16 年（2004 年）の障害者プランでのニーズ調査と分析を実施し、その後、障害者ケアマネジメント研修のモデル研修などを実施した。これらの試行結果を踏まえて、現在のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修や相談支援従事者研修という法定研修を実施している。

また、高齢者の虐待が社会問題となる中、当会では公益目的事業として、県民の権利擁護の推進を行っているところから、高齢者の虐待防止研修を佐賀県からの委託事業として行っている。

当会としては、行政からの委託の他、福祉事業所からの依頼に対し講師派遣も行っている。

これからも、県民がよりよい福祉サービスが受けられる為に、受講生が研修内容を理解し、各々の職場においても実践に生かせるよう、研修の質を高めていく努力を続けていきたい。

そして、当会の新たな取り組みとして、2019 年(令和元年)より、市民後見担当者の養成研修を開催した。高齢化の進展に伴い必要性が増している成年後見制度において、後見担当者の人材不足が課題となっている。その受け皿として、佐賀県では初めて市民後見担当者を養成し、市民が活躍できる社会を作るべく、

市民後見の活動を始めたところである。また、昨今のコロナ禍にも対応する為に、オンライン研修の設備も整えている。

社会福祉に携わる方々が、当会の研修事業を通じて学び、実践され、より一層、県民の方々の福祉の向上につながるよう、今後とも、質の高い人材育成研修を実施してくこととしている。

［表 1］　これまで行ってきた主な研修事業

○国家試験受験対策講座 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士
○障害福祉サービス関連研修 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎、実践、更新） 相談支援従事者研修（初任者、現任、専門コース別） 障害者虐待防止研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践） 強度行動障害支援者養成研修（ダイジェスト・フォローアップ） 障害者ピアサポート研修（基礎・専門） 精神障害者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業
○高齢者福祉サービス関係研修 がってん福祉介護講座、複数事業所連携コーディネート事業 家事介護チャレンジ講座、「介護サービス情報の公表」調査員養成研修 キャリアアップ研修（基礎課程・専門課程・認知症）、介護職員基礎研修 訪問介護員（2 級課程）養成研修、高齢者等参画支援研修 介護職員初任者研修、介護に関する入門研修 管理者としての介護福祉士養成研修 高齢者虐待防止研修（施設・地域包括支援センター・行政）
○成年後見関連研修 成年後見活用講座、潜在的有資格者再就業支援研修 成年後見人材育成研修（社会福祉士・市町社会福祉協議会） 市民後見担当者養成研修、成年後見セミナー 「あなたと私の安心プロジェクト」成年後見等活用講座、
○その他 市町等人権相談窓口担当者研修

介護に関する入門的講座

市民後見担当者の養成研修

第７章

回　想

―会員からのメッセージ―

第7章　回想　－会員からのメッセージ－

「佐賀県社会福祉士会と私」

執行　聖子

佐賀県社会福祉士会に入会したのは、2009年の事でした。地域包括支援センターで勤務する事になり、権利擁護に携わる中で、社会福祉士会との連携の必要性を感じたことがきっかけでした。

社会福祉士となってすでに数年が経っていましたが、高齢者虐待対応や成年後見制度の活用等、それまでの知識や経験だけでは全く対応できませんでした。自分の力不足を感じる中で、新たに勉強していく必要性を感じ、専門的な助言を頂ける佐賀県社会福祉士会の存在は、とても心強かった事を今でも覚えています。虐待対応をしていく中で、相談対応して頂けたことは、本当にありがたかったです。

そんな中で、自分でも成年後見人として実務を勉強していきたいと思い、養成研修を受け、佐賀県社会福祉士会の法人後見担当者として活動を始めました。

問題行動ばかりで何度も施設を退去させられたケースでは、事務局の方も支援会議に付き添ってくださいました。その他、被後見人さんの死後事務や、不動産売却等、経験した事もない実務についても相談に乗って頂きました。今でも頑張れているのは、法人後見ならではの組織力のおかげだと思っています。

最後に、佐賀県社会福祉士会が、県民の福祉向上のための組織として今後もご活躍される事をお祈り申し上げます。また、会員みんなが、その一翼を担っていければ幸いです。

「佐賀県社会福祉士会と私」

鹿島市社会福祉協議会　　諸上　友美

佐賀県社会福祉士会に入会し、20年が経とうとしている今、振り返ってみますと、たくさんの先生や先輩、仲間との出会いがありました。

私は、佐賀大学文化教育学部に新設された健康福祉コースの1期生として、大学4年次に社会福祉士の試験を受験し、たまたま求人が出ていた鹿島市社会福祉協議会に新卒採用となり、基幹型在宅介護支援センターに配属となりました。現場経験もない私は、自分の能力のなさに自信喪失し、何度辞めたいと思ったか分かりません。

そんな時に、社会福祉士の先輩が、佐賀県社会福祉士会に誘ってくださり、会員の皆様が相談にのって、励ましてくださったりして、何とか続ける事ができました。

今、私は、鹿島市社会福祉協議会の中で、総合相談を担う生活自立支援センターの主任相談員として、日々、様々な生きづらさを抱えた方の相談にのり、寄り添いながら伴走型支援をおこなっています。相談者と対話を重ね、その方の尊厳や価値観を大事にし、その方が多少の問題を抱えながらも、日々の中で少しでも「幸せ」を感じ、将来に希望を持てるように、関係機関や地域を巻き込みながら支援をしています。そのプロセスは、長期間にわたり、何度も失敗と、たまに小さな成功を繰り返しながら、相談者と共に私も成長しています。

社会福祉士の醍醐味を味わえる相談員としての日々を送れるのも、佐賀県社会福祉士会に所属し、自己研鑽と会員交流の場を得られたからと本当に感謝しています。これからも、会員の皆様とともに、ソーシャルワークの実践に邁進してまいります。

「佐賀県社会福祉士会と私」

神埼市南部地域包括支援センター　　熊谷　誠司

私は家がお寺ということで浄土真宗の宗門の学校で仏教の勉強し、卒業後はご縁があり障がい者施設、特別養護老人ホームの生活指導員として高齢者福祉に関わる仕事をしてきました。仏教を学んできたことと高齢者介護の仕事はあまり関係がないように見えますが、人間の本当の安心とは何かを考えていくことでは同じです。高齢者や家族とのかかわりの中で、私たちが生きていく上でどうしても避けて通れない生老病死の問題とどのように向き合っていくのか、考えさせられるきっかけはたくさんあります。誰にでも訪れる老いや病（やまい)、死に対して職業人としても私たちの生き方としても関心をもって考えていかねばならないと思います。特別養護老人ホームの生活相談員として勤務する中でもっと多くの専門的な知識を学びたいという思いから社会福祉士の資格を平成 12 年に取ることができました。

佐賀県福祉士会に入会し、福祉士会ニュースやグループホームの第三者評価などのお手伝いをさせてもらいました。父が急に亡くなり住職になることになったことで特別養護老人ホームから在宅介護支援センター、現在は地域包括支援センターに勤務先が変わりました。お寺と「二足の草鞋」ですが何とか履き続けています。福祉士会の部会の集まりは仕事とは別の楽しみがあります。いろんな専門職の意見を聴くことができることや違う職種や年齢の違う会員の皆さんとの交流が続けられたことです。総会や 21 世紀社会福祉セミナーの後の懇親会なども出来るだけ参加するようにしていました。佐賀県福祉士会を立ち上げた草創期の皆さんや中堅の事務局職員、若い社会福祉士さんらとの交流はとても刺激になっていました。（最近はコロナの関係で懇親会が少なくなったことは残念です。）今は 21 世紀社会福祉セミナーの運営委員として係わらせていただいていますが、お寺の住職として後見などで身寄りのない方の葬儀や納骨のお手伝いもさせてもらっています。コロナ禍の中で密を避けた新しい生活様式が求められていますが、私

と佐賀県社会福祉士会との繋がりは堅苦しくなく緩やかな生活の一部となっています。

　これからもいろんな刺激をもらいながら私にできることを続けていきたいと思います。

「佐賀県社会福祉士会と私」

江越法律事務所　弁護士／社会福祉士　江越　正嘉

私が社会福祉士として登録したのは、今から２５年ほど前のことです。当時は佐賀県社会福祉士会はどんどんどんの森の近くのビルの一室で、こじんまりとしたものでした。

私は、大学を卒業した後大分の専門学校を卒業し、鹿島市内の医療法人へ就職したばかりのことで、右も左も分からなかったのですが、成年後見制度に興味があったので、権利擁護委員会に所属することにしました。当時は会長を古賀先生、事務局長を田代先生、権利擁護の委員長を清水先生が務めていらっしゃいました。いろいろと分からないことを教えていただいた思い出があります。

権利擁護委員会では、成年後見制度が始まるころだったため、佐賀大学にいらっしゃった上山教授を中心にした勉強会を開催したり、シンポジウムなどを開いたりしました。これらのことが私が弁護士を志すきっかけとなりました。そして、私が法科大学院へ進学するとき、ちょうど福祉士会が常勤職員を募集していてお声掛けいただいたことも覚えています。もし進学していなかったら、福祉士会の職員になっていたかも知れませんし、そう思うと私の人生の岐路に福祉士会が大きく関わっていたと言えます。

入会当時からすると、現在の福祉士会は立派な建物で職員も増え、事業も拡大し、本当に大きくなりました。私の活動も、その一助となっているかと思うと嬉しく思います。今後も可能な限り佐賀県社会福祉士会の発展に協力したいと思っております。

「佐賀県社会福祉士会と私」

九州医療専門学校　荒木　千史

佐賀県社会福祉士会との最初の接点は、初任者研修とその後の親睦会でした。不安も多かったのですが、研修講師や職員の皆さんが優しくしてくださって、ほっとしたことを覚えています。その後、基礎研修のⅠ～Ⅲまで、仕事の調整がなかなかつかない留年ご常連？の私に、補講をしてくださる講師の先生や、休日出勤の職員さんが「頑張って！！」と声をかけてくださる笑顔を見て、仕事の疲れも癒されました。特に、基礎Ⅲで一緒に研修を受けた皆さんとは、グループワークでロールプレイをしたり、それぞれの職場の経験を教えてもらったりと、楽しく授業を受けられました。私は研修も演習も苦手で、朝、鳥栖から佐賀まで行くのに気が重かったですが、最後まで受けられたのは仲間の存在があったからだと思います。

仕事の上でも困りごとがあると、会の先輩方に相談をして、いつも励ましの言葉やアドバイスを受けることができ、1 人じゃないんだ！と元気が出て解決することが出来ました。私が会で救われた話をまとめたら、それだけで 1 冊の本になりそうです。40 周年を迎えるまでには、私も仲間を力づけ支えることができる社会福祉士になれるよう、努めます。

「佐賀県社会福祉士会と私」

公益社団法人佐賀県社会福祉士会　総務課長　前山　靖美

平成15年、佐賀県社会福祉士会が、新しく事務所を構えた年にパートとして入職し、今年で20年を迎えます。子供の成長と共に短時間職員を経てフルタイム職員になりました。当時社会福祉士会は、社会福祉士（相談支援員）一名で、少しばかりの研修委託料と会費が収入源で、とにかく節約を意識していました。私は、総務、経理業務はもちろん、研修開催などで県内を動き回りました。会員は、必ずどこかの委員会を希望して所属する決まりでした。当時から、所属の委員会や研修に会議、ニュースの編集や、発送をするために集まり、和気あいあいと作業していました。その後調査事業が始まり、地域生活定着支援センターを受託し、後見業務や、生活困窮者支援事業も始まり、現在では40名の職員が在籍しています。法人としても、NPO法人から社団法人、公益社団法人へと移り変わり、事業の規模は今も増え続けており、業務も増加しています。現在では、会員は、どの委員会にも参加できるようにとの配慮から、所属制が無くなっています。ニュースの発行や会員活動として行われていたものは、現在では事務局職員が業務として行っています。

私が見てきた20年を、この数行で綴ることはできませんが、とにかく毎日が忙しくあっという間の日々でした。これからも一職員として社会福祉士会の発展に貢献できればと思っております。

第 8 章

委員会活動

第8章　委員会活動

【ぱあとなあ委員会】

ぱあとなあ会員とは、当会の成年後見人材育成研修を修了し、後見活動を行っている会員です。ぱあとなあ委員会は、そのぱあとなあ会員の中から、会長に委嘱された者で構成され、月に1回、定例会を開催しています。定例会では、法人後見等活動の質の向上や活動に関する相談等を協議しています。

また、ぱあとなあ会員が適切に後見活動を行っているか、何か困っていることは無いか等確認する臨時調査を実施しています。この他にも、年 2 回、ぱあとなあ継続研修を開催し、倫理研修を含め、法人後見の体制維持と、適切な身上保護の実施を図っています。

ぱあとなあ委員会　委員長　宮島　優

【21 世紀社会福祉セミナー企画運営委員会】

21 世紀社会福祉セミナーとは、当会の中心的な事業の一つとして、開催されているセミナーです。

当会の設立後より、毎年 1 回行われるセミナーで県民の方を対象に、その年々で注目されている社会福祉事業・政策をテーマにし、講師の方をお招きしての講演と関係機関の方々とのシンポジウムを柱として開催しています。

開催時期は毎年 6 月～8 月頃に開催しており、企画運営委員ではそのセミナー開催に向けて、セミナーのテーマを決定し、資料作成や広報活動等を担当ごとに行い、委員会で進行状況等を確認しながら開催に向け準備を行います。

令和 4 年度の第 29 回目のセミナーは 8 月 20 日（土）に「新たな地域福祉の道しるべ」～SDG s とそれぞれの未来～と題して開催しました。

21 世紀社会福祉セミナー企画運営委員会　委員長　髙田　直輝

【評価・調査運営委員会】

評価・調査委員会は、社会福祉士という専門職から見た福祉サービス情報を利用者や家族、事業者に幅広く提供することにより、サービス内容を見える化するとともに、サービス提供事業者のサービスの質の向上に向けた取り組みを促すことにより、利用者本位のサービスシステムを構築することを目的に活動しています。具体的には福祉サービス第三者評価事業、地域密着型サービス外部評価事業、情報公表事業を促進しています。このような評価・調査事業を広報、啓発することも委員会には求められています。今後も利用者本位の福祉サービスの質の向上に向け、評価・調査事業に取り組んで参りたいと考えています。

評価・調査運営委員会　委員長　松本　康平

【権利擁護委員会】

権利擁護委員会は、会員向けの定例会を開催しています。

社会福祉士として、クライエントの権利を擁護し、その権利の行使を促進するための知識を深めるために、 成年後見制度や周辺制度、成年後見活動における具体的な支援・対応方法、クライエント理解のための研修を、社会福祉士・弁護士・司法書士・関連機関などに講師を依頼して行っています。 また、委員会活動を行うことで、会員同士が交流し、日々の活動を相談し、横のつながりが持てる場を提供しています。

今後も社会福祉士の根幹である権利擁護のための啓発・実践・研究活動を行っていきます。

権利擁護委員会　委員長　角町　幸代

【受験対策委員会】

佐賀県社会福祉士会が創立30周年を迎えるにあたり、まずは創立者の皆様方の功績に敬意を表するとともに、受験対策委員会の諸先輩の方々の熱意あるご指導と、未来を担う人材を育成しようとの意気込みに感謝申し上げます。

時代の変化につれて社会のニーズも変化し、それはまた社会福祉に関する施策のめまぐるしい改変を招きました。思想や理論また方法の根本的な改革が常に行われていくなかで多くの問題が生まれています。

受験対策委員会は、これからの問題としてカリキュラムの変更、受験者の低迷、自然災害の襲来、コロナ感染対策、オンライン環境を整えるための職員の協力と実施など多種多様な内容を抱えることになります。これらの問題を課題として皆様のご協力をいただきながら、今一度創業時の精神に立ち返り、新しい社会福祉士の誕生に貢献していきたいと考えております。

受験対策委員会　委員長　鷲崎　チヨミ

【障害者地域生活支援研究会】

障害者地域生活支援研究会は、佐賀県社会福祉士会が設立された当初より続く、歴史ある委員会です。令和3年度より委員長を引継ぎ、『楽しみながら学び合い、繋がる』を目標に、障害福祉サービスに従事する方々向けの研修を行っています。

「障害福祉サービス等報酬改定について」、「ピアサポーターと一緒に働くとは？」、「今さら聞けない感染対策」、「子どもの支援とアセスメントのポイント」など、佐賀県内だけではなく全国で活躍されている講師とオンラインで繋ぎ、研修会を開催しました。今後は、気になるトピックスだけではなく日頃のかかわり方を振り返るための事例検討会の開催も予定しています。

障害者地域生活支援研究会　委員長　寺本ゆう子

【生活困窮者自立支援研究会】

生活困窮者自立支援研究会は、経済的な困窮をはじめ、就労や心身の状況、住まいの確保、家族や家計の課題、債務、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える複雑で多様化した様々な課題の解決に取り組む支援者が集い、課題解決に必要な社会資源の開発と支援者同士のネットワークの構築を図ると共に、重層的に支えるセーフティーネットの構築を目指し研鑽する機会です。

目まぐるしく変化する社会情勢に、後れを取ることなく生活困窮者が抱える課題の解決に果敢に取り組んでいきますので、今後ともみなさまのご支援とご協力をよろしくお願いします。

生活困窮者自立支援研究会　委員長　西田　晃一郎

【罪を犯した高齢・障害者支援研究会】

佐賀県地域生活定着支援センターの業務は開始して10年以上が経過しております。この間、会員の方にも定着業務をより良く理解しもらい、更にそれぞれの立場から皆様のいろいろなご意見・ご指導等を頂くことを目的として、定着支援の普及・啓発を行ってきました。

研修会は、毎回テーマを決めて、年3回～4回ほど当会館にて行っています。「定着業務の始まり」、「自立準備ホームについて」等、コロナ渦の中での研修会ではありますが、ハイブリットでたくさんの方に参加していただけるような環境を作って実施しています。

今後とも皆様にご興味を持っていただき、いろいろな職種の方にもご参加を頂き、より充実した研修会を実施して参りたいと思います。

罪を犯した高齢・障害者支援研究会　委員長　早川　清十郎

【生涯研修委員会】

あなたは自信をもって「社会福祉士」として活動していますか？

なぜ、社会福祉士にとって生涯研修が必要なのでしょうか？！

社会福祉士は、倫理綱領に基づいて相談援助活動等を行うために、常に社会の実情の変化に適応した知識や技術等を継続的に学んでいくシステムとなる生涯研修が必要です。

そのために、生涯研修制度を活用して継続的に自己研鑽の場を確保し、様々な分野の研修を受講していくなかで、会員相互の連携を図っていくことを目的としています。

生涯研修委員会では、生涯研修の管理・運営を事務局と連携しながら行い、会員に自己研鑽の場を提供できるよう研修の開催方法やテーマ等について検討しています。

会員ひとりひとりが自己研鑽を行うことで、社会福祉士の更なる資質向上につながり、社会に対しての職能団体としての責務になるかと考えます。

会員の皆様方、ぜひ生涯研修制度を活用して基礎研修１・Ⅱ・Ⅲ→専門課程→認定社会福祉士へと、一緒にステップアップしていきましょう！

生涯研修委員会　委員長　池田　敦子

【子ども家庭福祉委員会】

子ども家庭福祉委員会は、もともと『スクール（学校）ソーシャルワーク委員会』として発足しました。当時は、情報共有と自己研鑽を目的に主にSSWを話題に活動を始めました。その後、参加者の背景も多様になる中で、広く子どもや家庭の問題の実態を知りたいという声を耳にするようになりました。そこで、『子ども家庭福祉委員会』に改名し、子どもや家庭に関わる問題の事例検討や実態に関する情報交換を中心に自己研鑽を重ねています。最近では、現場で痛感する社会構造の問題を理解し、社会活動をしたいという声も上がるほどの盛り上がりです。今後、より多くの方と手をとり、活動をしていければと考えております。

子ども家庭福祉委員会　委員長　土井　幸治

【青年部委員会】

青年部委員会は、廃会していましたがこのたび復活しました。主な活動内容は、会員相互の交流と親睦を目的にボーリングや登山、ゴルフやキャンプ、食事会や旅行など体を動かしたり趣味を共有したりするなど、レクリエーション活動を通して顔の見える親密な関係を築き、仕事面においても有用な環境づくりを目指しています。

これから、会員のみなさんには、青年部へ参画しアイデアや希望を出して頂きながら一緒に魅力的な企画を立案し、一人でも多くのメンバーで青年部を盛り上げていきたいと考えていますのでご支援とご協力をお願いします。

青年部委員会　委員長　西田　晃一郎

公益社団法人 佐賀県社会福祉士会

30周年記念誌

発　行　日	2023年（令和5年）11月12日
発行責任者	大垣内　勇
編 集 発 行	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 〒849-0935 佐賀市八戸溝一丁目15番3号 TEL 0952-36-5833　FAX 0952-36-6263 URL：https://www.saga-csw.or.jp
印　　刷	株式会社古川総合印刷

SACSW

Saga Association of Certified Social Workers